

行政文書一部公開決定通知書

18土緑施第11号
平成18年5月16日

名古屋市民オンブズマン
代表 佐久間信司 様

実施機関
名古屋市長 松原武久 印

平成18年5月2日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会 (第1回～第4回) の ・ 会議録 ・ 配付資料及び 第1回名古屋市緑の審議会の ・ 会議概要 ・ 資料5	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成18年5月16日 午前 3時40分 (午後)
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎1階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号、第4号に該当 公開請求のありました行政文書には個人の財産等の情報及び審議 に関する情報が含まれており、これらの情報は、特定の個人を識別 するものうち通常他人に知られたくない情報及び未確定の情報 が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれ があるもの、又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え 若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報と認められます。	
備 考		

教示1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

教示2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (異議申立てをしたときは、決定書の送達を受けた日) の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 日時の変更その他は、市民情報センターへお問い合わせください。

TEL: 972-3153 (直通) FAX: 972-4127

第1回名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会 会議録

- 1 開催日時 平成17年12月8日午前10時～12時
- 2 開催場所 名古屋都市センター14階 第3会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員5名○
越澤明部会長、大和田道雄委員、岡田年弘専門委員、丸山宏委員、森徹専門委員
 - (2) 事務局20名●
- 4 議題「長期未整備公園緑地の現状と課題について」(非公開)
- 5 非公開の理由 非公開情報が含まれるとともに行政における内部的な検討事項について審議するため、非公開とした。
- 6 内容
 - (1) 開会
 - (2) 緑政土木局長挨拶
委員紹介・定数確認・事務局紹介・緑の審議会及び部会の概要説明
 - (3) 部会長挨拶及び部会長職務代理の指名について
丸山宏委員を部会長代理に指名
 - (4) 発言の内容
 - 国では数年前の社会資本整備審議会道路分科会の答申の中では、都市計画道路については、当初見直しという文案があったが、見直しというのは具体的な検討をしないとの誤解を招かないようにと、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX都市計画道路について「追加、廃止、現状維持を明確にする」という文章表現になった。
 - 都市計画は永続性を求められるが、もともと都市計画そのものは、その地域によって、都市計画決定権者と地域住民の方々の合意があり、本当に将来のことを考えた中での必要な計画の変更、廃止はありうる。
 - 国の公園緑地の政策を審議した社会資本整備審議会都市計画部会公園緑地小委員会では都市計画公園の見直しや廃止のことはあえて書かなかった。その理由は、長期未整備の実態が十分に把握されていないことと、公園緑地の効能の説明は難しいため、一度廃止すると二度と回復するのは難しいことによる。
 - 都市計画を決定する部局、事業を推進する部局が一緒になって、都市計画公園緑地をどうするかということを検討するのは、名古屋市が多分、日本では最初ではないか。また、大正8年都市計画法の制定後、都市全体の公園を都市計画決定したのは名古屋市が初めてである。
 - この部会の議論が、歴史的な節目になるかもしれない。
 - 私権制限ということが長期にわたることは良くはないが、一旦止めてしまうことによって100年後、200年後に悔いが残るようなことになってはいけない。
 - 将来的には、環境インフラとして、緑地、公園だけでなく様々な緑関係を増やしていくという観点からも検討していかなければならないというのが大きな流れだ。
 - 予算がないからどうするかというのは難しい問題だが、今ここで都市計画公園をある程度整理して、予算の規模に合わせて縮小することが本当にいいのかが一番気になる。
 - 公園の今後の整備に絞って言えば、総論ではなくて各論で検討しなければいけない。

- 個別、具体的に40公園をタイプに分けて、個別の話として対応していく。
- お金のない時代に、どうやったらやれるのか、やれない理由を考えるのではなくて、やる理由を考えるというスタンスで個別にやっていきたい。
- 時代的には、公園緑地に期待される部分が多い。一方で、予算など現実的な部分は非常に厳しいものがある。
- 公園の必要性についても道路と同じかそれ以上にどういうまちづくりにしていくのかといった視点が重要で、トータルの必要性、個別のチェック、色々な視点でやっていく必要がある。
- これはやはり意味があったということもあるだろうし、これぐらいのお金ではもうできないとか、これまでにやってきたことの点検評価をしながら、40公園のなかで10公園ぐらい個別に詳しく取り上げたらどうか。少し個別に見たほうが総論を組み立てることもできるし良いのではないか。
- 個別の事例も見ながら、ここはどういう構想でいくのか、事業を推進するのか、あるいは思い切って都市計画の変更を考えるのか、公園の区分けをした上で、その解決しないところについては、お金がないという中で、なるべくお金をかけないでやるような方法としてどんな方法があるのか、そういう検討をしていかないといけない。
- 個別があり、それを集約して分類ができる。分類については以前の分類をどのようにとらえ、どう評価してどう判断するかということがあるが、ぜひやりたい。その中で典型的なものを一つ取り出して、こういう手法でやるというのが作戦、方針みたいなものになる。
- 都市計画も基本的に大事だと思っているが、すべてが本当にいいのかどうかは再検証することになっている。
- 名古屋市としては事業化率70パーセント以上の公園、概成、住宅密集型、大規模という4つの分類をしてきた。
- 施策として積極的に先行取得をしてきたが、今は殆どできない状態にあるので、今までの対応の評価は出していく。
- 今までの分類、政策の内部の評価をして、それを見ながら議論をしていったらどうか。
- 道路と公園は性格が違うとは言いつつも、名古屋市では都市計画道路で個別にここまで出しているのだから、都市計画公園緑地は総論だけで、個別をどうするかを明示しないわけにはいかないのではないか。
- 方針を出していただいた後、それに基づいて事業スケジュールを出したい。100年後と言うのはわからないが、個別ごとの話は出さないと意味がないと思っている。
- 公園の場合については、40公園だけを出すと、おそらく本来やれることをやれていないかのように誤解を招く可能性がある。今までやってきたということをきちんと言わないと、最後にこれだけ残っているけれども、やりましょうかどうしましょうかというスタンスの問題提起の形にしないといけない。
- 他の大都市圏、政令指定都市との連携した協議会などでも、いろいろ検討してみてもどうか。
- 都市における緑の量とか質とか、地域での公園との関わり、まちづくりとの関わり、そういう質的なソフト的な大きな話と、実際の今まで名古屋市が非常に苦勞された公園取得の類型化をどううまくまとめるのか、少し気になる。
- 市民を納得させるわけだから、全体として、名古屋市は緑のインフラをどのように整備して

いくかという話が必要。

- 名古屋の緑地40箇所のどこを残すか残さないか、どこを残したら一番環境負荷が少なくなるかという視点でいくと、名古屋は東側に緑があることによって環境が保たれてきた。
- 名古屋市の地形は丘陵、洪積台地、沖積平野があるけれど、もっと大きな視野での地形的な位置付けの中で名古屋の環境をどう守っていくのかを考えてもらいたい。
- 名古屋市では区画整理が盛んに施行されてきた。その影響もありみどりが減少してきた。結果として今残されているのが都市計画公園緑地である。
- 都市計画緑地は重要な核であり、他の制度による緑も考えながら並行的に作業を進めていきたい。
- 緑の重要性の評価の考え方が世の中の時代の差によって変わってきた。成熟社会であることを踏まえ、あらためて重要、さらに今後も必要だという議論もしておく必要がある。
- 財源を取り上げていないが、道路財源の一般財源化、古都・近郊緑地制度、防災公園街区整備事業など議論の対象とするか。
- 財源についても大きな課題なので、国に対してはこの部会の成果をもっていけるようにしたい。
- これまでの論点は平成5、6年とかにやっていた頃と基本的には同じであるが、当時30年かけてできたという話が財源で言えば200年かかってしまうことになった。
- 道路の機能というのは整理されているが、緑の方はなかなか整理が難しい。また、一般の市民の方に緑地が必要だという話については非常に理解していただきにくい問題であり、その辺りを少しこの部会でつめるのか。
- どのように公園が必要なのかということ、できれば定性的なものからきちっと数字でもの言えるようなところまで方向性が出せれば一番説得力がある。
- 40公園に絞って色々議論していくことは当然必要だが、西の方にはもっとたくさんの緑地が必要だといった、フィールドをもっと広げて検討するのか。また、すぐ周辺の市町村がどのように事業を進めているのか、もう少し広域的に考えなければいけない。
- 都市計画審議会との関係をきちっとしておく必要がある。
- 提言が出て、あとあと維持管理されていくような仕掛けというものが今まであまりうまく機能していなかったという気がする。
- 40公園の対象を広げるということは必要だとは思いますが、今回は絞って40公園の中でやって答えを出していかなければいけないと思っている。
- 緑の効用については、具体的にわかりやすい数字で示していきたい。
- 都市計画審議会との関係では、ある程度方向性が出たり、区切りがあるときには、都市計画審議会の中で報告をしたいと考えている。
- 先行取得が多くある。これは全部借金であり当然利子がついてくるがこれが返せていない。地価もどんどん下がっているので逆ざやが発生するなど、行政内部ではすごく大きな問題である。他都市に比べてもずいぶん大きい。
- 次回の2回目までにまた内部で少しつめて、ある程度我々はその路線に乗った範囲内での議論に集約したい。2回目は、40地区について、どういう状況でどうなっているのかをいろいろ説明いただく中で色々な知恵も出していきたい。
- 平成5年から8年は、当時の社会情勢、端的には土地の値段とか市街化の勢いなどが随分あ

った気がするので、2、3公園でいいので、当時の地価の上昇具合、人口の集中具合とか、そういったような行政への要望となって出てくる背景となるデータみたいなものを少し数字で見せてほしい。

(5) 緑政土木局長挨拶

(6) 閉会

1 開催日時 平成18年1月25日午後1時30分～3時45分

2 開催場所 徳川園 観仙楼 ガーデンホール

3 出席者

(1) 委員4名○

越澤明部会長、大和田道雄委員、丸山宏委員、森徹専門委員

(2) 事務局20名●

4 議題「長期未整備公園緑地の課題と対応策の検討」(非公開)

5 非公開の理由 非公開情報が含まれるとともに行政における内部的な検討事項について審議するため、非公開とした。

6 内容

(1)開会

定数確認

(2)発言の内容

○今日は、ケーススタディーで取り上げられた地区の具体的なことを中心にしながら、事務局より提案があった考え方がいいかどうかということを議論していきたい。まず、鶴舞公園だが、歴史的にも名古屋市の最初のセントラルパークと言える。公会堂もある非常に由緒ある場所だが、若干東側に民有地が残っている。

○鶴舞公園が開園から100年ということを考えると、存在機能の中に歴史・文化的機能というものも加えるべきだ。単に地震が起きたから防災が大切じゃなくて、市民に対して、都市計画上重要な公園が歴史的にこうやってつくられてきたというような話を積極的に言っていく必要があるのではないか。

○鶴舞公園の場合、何でここに民有地があるのかというのは非常に微妙な問題

○私の想像では、歴史的には公園の中に茶屋とかいろんなレストランとかを認めた経緯があるから、ある時点で何かの絡みで、ここに少し集中して認めたのかなとも思う。

●実態は、ここにある3軒はボート屋さんで、管理許可で認めている。

●2階建てのアパートもある。

●道路の場合は、あと1軒だけとかになってくれば、収用をかけてでも早期整備で完結させてしまっているが、公園の場合は機能上あまり支障がなければ難しい。ただ、都市計画の方から見ると、当初、このエリアが必要だという判断をして決めているので、今の議論のように、あと少しだから都市計

画をやめるかという、やめづらいということになってしまう。公園の場合は、あと少しだけでも、事業費の問題で相当先になるという整理でいいものかどうかということも議論していただきたい。

○少し心配なのは、できないなら縮小したらどうだという話が出てこないかということ。例えば、実態に合わせて都市計画を外すと、実態に合わせるならもっと削ってもいいのではないかという話が出ないか。公園側にとって絶対に避けられない線というものは考えておかないといけない。

○鶴舞公園に隣接して学校があるが、これは人口減少等で廃校になる予定はないか。学校というのは市にとっても重要な教育施設であるから、ここは維持したいというのであれば、無理をする必要はないが、内部的な検討では公園にすることを言っても良いのではないか。

○鶴舞公園の南側の勤労会館は、返せというようなことを言っていかないと、県も売ってしまう。これは幹線道路沿いの重要な場所なので、こういうものが残っていないと公園機能としては非常によくない。この部会として拡大すべきとか、もとに戻すとか、それくらいやっておかないと危ない。民有地部分だけをどうするかという議論だけしていると、現状に合わせるという議論が出たときに困る。もともと鶴舞公園はこういうものですよと言っておいた方がよい。

○

○鶴舞公園の場合、ちょっと扱いが違う。通常の公園予定地では、大体7割ぐらい整備ができていれば、場合によっては3割削っても、その地域の防災上とか、レクリエーション機能上支障があるかどうかという議論はしているが、ここは歴史的に全然異質だと思うので、この土地のことは詳細に調べておいた方がよい。

○次に富田公園だが、これは一つの郊外タイプで、最後に残っている場所をどうするかということ。

●区画整理でこの南北の道路まで公園になり、幹線道路、縦の西側の南北道路に面して公園ができあがる。

○

●この学区としては必要な公園。

○これは河川を中心とした、水辺を中心とした公園なので、パブリックアクセスする線が、この2筆のためにかなりダメージを受けるとか、あるいはオープンスペースと鉄道とが一体となった一つの防災帯として必要とか、そういう論理からここは絶対維持したいという説明ができるかどうかということが必要。

●

●買収ができれば、お金の問題はありますが、解決できればありがたい。

●事業認可区域を最優先に予算確保をしているが、それでも買わなきゃいけない予算がなかなかつかない。事業認可区域でも2～3年待つてほしいという状況にある。最近、事業認可区域のところの予算がついてきたので、そこがきちっと対応できる状況になりつつある。

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

○次は大森公園。こういうタイプについてはどうか。

●二つの池があって、北側に樹林地がある。平場は、北西の平地部分くらい。ここは今、木柵で囲ってしまっているの、そこを多少ベンチとか、広場的に整備して、市民開放をしていくべきと考えている。

○それはなるべく開放するべき。

○暫定開放で、ちゃんと整備しなくても、とにかく開放した方がいい。今まで名古屋市として明確な方針があったのか。つまり、公園としての一定の整備ができてないと、原っぱみたいな感じでは開放はしなかったのか。

●先行取得地ですから。

○今回の審議会の中でそういうことをきちんと市の方針としたいということであれば、それを我々でオーソライズすればいいだけであって、誰も反対はしない。過去の市長答弁とか、皆さんとしての行政計画の文書として、何か明快な方針は今まであったか。

●土地開発公社が公拓法という法律に基づいて先行取得した土地については、土地開発公社が買っているの、管理もそちらが責任を持ってやらなければならないということになる。例えば、開放した部分で事故等が起きた場合には、そちらの責任になる。ですから買い戻しするまでは暫定供用もまかりならぬという総務省の御指導を受けていて、柵がしてある。特別会計の土地については名古屋市名義。財政局所管であったものを、一昨年から維持管理費を緑政土木局の方へつけて、暫定の一般供用、市民開放という形はいいですよということで議会でも答弁している。本格整備については買い戻ししていただかないと困るという財政局側の判断があるが、暫定的な市民開放については、市としてはオーソライズされていると理解している。

●先行取得した土地については、今は、10年以内に買い戻すという前提でしか買っていないが、中には最高で30年ほどに長期化しているものがある。総務省から早く予算をつけて買い戻せという形の指示が出てきている中で、公社の土地については一般開放というのはなかなか難しい。

○借地みたいにはできないのか。

●事前の使用承認という形で開放できるかどうかということがある。総務省の見解もあるが、最近、こういう土地開発公社で買った土地が塩漬け土地ということでいろいろ問題になっているので、貸し付けという部分で法律が変わる可能性もある。公園として買っているの、その辺の事前供用みたいなことについては、今後、可能性としてはないことはない。

○市の内部の検討と色々な所管官庁とのやりとりで、それは可能かもしれないということか。

●ええ。

○市民開放はすべきだ。それを認めないのであればどうするか。部分的に開放した場合には、当然、

なぜ全部しないのかと非難ごうごうになる。

○法律でこうなっているのだからと、それぐらい言わないと。それはやっぱり法律で決まっていることを守っている以上は、法律のこういう条項でここは開放したけれども、ここはできませんというふうに堂々とやったらいい。そのくらい割り切らないと。

○最後に、少し違ったタイプということで、土地の取得があまりできていないタイプの多加良浦公園について議論をお願いしたい。

●課題としては、少し北の方で東西の都計道路が公園を分断している。道路は完成していて、その北に分断された部分があるが、配置を見ると、この北の部分よりも北については、街区公園がないという状況もあり、ここもこの位置には要る場所。この公園については、東南に下水道局の2ヘクタールあまりの空地、資材置き場として使われているところがあるが、上下水道局としても緊急時に必要だと言われており、なおかつ公園の配置上もそちらに移すと他の公園と近くなるため、必ずしも好ましい位置ではないということで、この位置にこの面積が必要だと考えている。

○ [REDACTED]

●上下水道局の所有地は、位置が他の街区公園、近隣公園と近過ぎる。

● [REDACTED]

○ [REDACTED]

● [REDACTED]

● [REDACTED]

○公園の個々について決めるのはあくまで行政判断になるので、ケーススタディーしながら、最後は方針の考え方の交通整理を部会でオーソライズするということになる。その上で、極端な議論は幾つかある。

○公園緑地の機能には、レクリエーションとか防災とか環境保全とか景観とか、歴史みたいなものがある、それぞれの目的が変わってくる。特に住宅密集型のところというのは大体、防災上の避難場所がない。そうすると、例えば住宅密集型であったとしても、公園緑地の機能としての防災の中に位置づけられる公園であれば、もしこれがだめなら、この近隣でそれに見合っただけの公園緑地を取得しなければならない。

(3) 緑政土木局長挨拶

(4) 閉会

第3回名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会 会議録

1 開催日時 平成18年3月15日午後2時～4時45分

2 開催場所 名古屋都市センター14階 第3会議室

3 出席者

(1) 委員5名○

越澤明部会長、大和田道雄委員、岡田年弘専門委員、丸山宏委員、森徹専門委員

(2) 事務局20名●

4 議題「長期未整備公園緑地整備方針の考え方」(非公開)

「個別公園の課題と対応」(非公開)

5 非公開の理由 非公開情報が含まれるとともに行政における内部的な検討事項について審議するため、非公開とした。

6 内容

(1)開会

(2)緑政土木局理事挨拶

(3)発言の内容

○「はじめに」の文章は、少し市の立場みたいな感じで書かれている。

●少し中途半端な感じがあるのは事実。確かに中間報告なり答申となれば、市の立場をある程度離れたものになる。

○一応イメージとしては、今日は、中間報告のたたき台が出ているということ。親である審議会への報告があるが、どう受けとめるかは親の審議会の議論だというのがあっても、完全に行政サイドを抜け切らない立場では書きづらいというのが暗黙にあるのではないかと。スタンスとしては、一応、審議会への報告。

●前回、事務局側から部会の経過報告ということで、現状と課題を報告してきた。その中で、お金がないということを大分強調して言ったら、公園緑地には色々な要素があるので、従来の公園という概念を超えて、福祉とか環境とか教育といった部分もあるので、お金がないのはわかっているが、名古屋市の全体の中で配分をもう少し考えるべきだという意見があった。それから、もう少し志を高くというようなことを言われた。また、そのようなことは行政では言えないので、例えば、審議会の方でそういうことを提案していったらどうだというような話が出た。他には、先行取得に関し、ストックが随分ある、買い戻しに大分時間がかかるということについて、せっかく買った土地は市民から見れば公有地なので、やはり有効活用をするべきだという話を多くの方からいただいた。あと、やはり厳しい時代だからこそ工夫、知恵を出すべきではないかといったような意見があった。

○議論が出ること自体が部会の役割かもしれない。一回とりまとめをした後、最終的に親の審議会、それから世の中に出ているような議論があると思うので、部会を閉じるときの最終報告は、要請が多いこと、あまり賛同が得られなかったなどを多少見ながら軌道修正があってもいい。

○今まで公園緑地行政は何をやっていたのかと言われたときには、こういうことがあって、こういう結果で、それがプラスに働いた反面、反省すべきこともあったということ。面積的には区画整理の方でカバーできたが、計画の方が少し停滞したということは反省すべき話であるが、むしろプラスの方をもっと書けないのか。そうしないと、この会議も進んでいかないのではないかと。結果的には、これだけの森林を残せたのは都市計画決定したためである。そのことによって名古屋市の緑が

かなり救われているということをもっと前面に押し出さなければいけない。

- 地域的なバランスの悪さみたいなもの、公園緑地の分布について、現状で偏在していることに対し、行政として、ある程度地域における防災とか環境インフラの中で公園をどういうゾーンに持っていくのかということはどうか。1人当たりの公園面積の目標や現況みたいなことは、データとしてあれば、ここには要るのではないか。
- 1人当たりの各公園にかかわる誘致距離、ほぼ学区単位になりますけれども、1人当たりの公園面積といったこともお話ししたい。
- 1人当たり15平方メートルという目標が書いてあるが、その上の「市域面積の30%をみどりにします」という解釈がどこにもない。30%という目標、現状はどうかということがどこにもない。15平方メートルはわかりやすいけれども、30%の方は都市計画公園の中でどうなっているのか。
- 緑被率30%のうちの何割かというのは、都市計画公園ではある程度数字が出るのか。
- 何%というよりは、例えば、1ヘクタール以上の緑地をカウントすると、長期未整備公園の寄与率というのはすごく高いということを出して、都市計画公園と名古屋の環境インフラの話をつなげていきたい。
- 今日の資料だけだと、十分やってきたけど課題が多いということだけが議論になっている。地域的なバランスの話をするれば、場合によっては、新規に都市計画をかけていくということも可能性としては考えられる。そこまで踏み込むのか。
- 衛星写真を使えば、緑の大きな塊というのは、相生山だったり東山だったり一目でわかるので、都市レベルでの環境インフラとしての長期未整備公園の重要性というのは、ここで言える。
- 未整備ということであったとしても、今までの重要な役目は果たしている。十分に意味があるということか。
- 100%本当にいいのかどうかというのはまた別な話だが、基本的には、都市計画がかかっていたおかげでこうやって残っていたし、それは大事にすべきだ。
- 少々面積が少なくても、公園というのは非常に重要であるという形で未整備公園緑地の位置づけを出して行って、さらに、地区ごとの防災と絡めた重要性みたいなものを出せば良い。ただ単に守るだけではなくて、攻める面も出していくといったような提案をしていったらいいのではないか。
- もう一つは、緑地というのは、ただ金がかかるものというようなことではだめで、金を生むことも場所によっては考えたらどうか。北欧では、立派な公園には必ずすばらしいレストランがあって、かなり高い値段だが、かなり人が集まる。金も生む場所であるといったような発展的な、建設的な考え方もぜひ導入したらどうか。
- I、II章をまとめようと思ったが、やはり考え直さないといけない感じがする。「はじめに」の文章と位置づけは、現状の問題認識を明確にして、一つは課題を述べることと、基本的な考え方の答申を出すところということでのよろしいか。
- ヒートアイランドや緑被率について、この部会と別の部会とのすり合わせというのはどうなっているのか。どこまでここでやって、あちらではどうしているのか。
- こうやって「はじめに」とか総論的に書くのでその議論になるが、この部会でお願いしたいのは、長期未整備公園をどうするかということ。もう一つの部会は、都市緑地法の緑地保全地域とか緑化地域をどうしていくかということ。
- この資料を見せてもらうと、非常に総花的な話が多い。

- [REDACTED]
- 優先順位から比べれば、幾ら見直ししたって、これはやはり遅いというのはわかっていること。そうすると、この都市計画の制限で頑張り切れるか。
 - 鶴舞の場合、例えば一部代替で、かわりに移ってくれとか、そういう余地はこの場合は全くないのか。順序でいうと、そういうものから攻めていった方が良い。
 - 平成6年にそういう方針を出して、それから矛盾があるから見直すということだから、例えば鶴舞公園ではここはまず外してもいいと。そのかわり小学校のところに出たらどうかとか、そういうような面も考えてみてもいいのではないか。
 - 都市計画公園としての区域と機能がどうなるかで、その中のどういう手法で確保していくかは行政内部のこと。例えば、富田公園も、長期未整備で確保したから、隣で区画整理が起きたときにこの用地が確保できたということ、成果だと言っていい。 [REDACTED]

- [REDACTED]
- やはり一番の不満は、戦後30年も40年もほっておかれ、なおかつ今後50年とかまだこれから先、我慢させるのかということ。今までタブーだったかもしれないが、そこまで遅いなら外してしまうのか、あるいは、どうしても外さないという説明が絶対必要である。また、整備が50年、100年先ならば、もっと立派な建物が建てられるのではないかという素朴な市民、住民からの思いが出てくる。だったらそれに答えなければいけないというのが一番大きなポイントではないか。
 - 周りに比べて現状では制限がかなり強過ぎるということであれば、制限の緩和のことも研究しなければいけない。
 - 例えば、これから20年間は50年以上の建物は良いとか。50年後しか早くても整備できないということであれば、今から50年間のものはいいですという話はどうか。
 - ルール上はできるが、それだけの具体的な要望というのは余り来ていないのが実情。具体的に自分がマンションを建てるということがなくても、制限されていることに不満があって、人生設計ができないということ。
 - [REDACTED]
 - 既存樹林地の部分と既成市街地になっている部分とでは少し違う。
 - 用地の立場では、例えば、思い切って認めて50年たって買いに入ったときに、非常に補償費がかかるとか、あるいは緩和したために値上がりをしてしまったということを見ると、心配な面はある。
 - 具体的に、公園ごとのバランスというか、制限と税、着手までの年限、そういう総合的な取り扱いというのものを、行政上の判断として、今後は研究して出さなければいけないだろう。
 - 実際に適用するかどうかは別で、条件つきで都市計画を廃止する話は書いておいた方がいい。条件を高く設定し、やってみたら適用は余りなかったということで、都市計画の一部見直しはやると書いた方が、結果的には良い。
 - お金がないから買えないという実態はあるが、今の優先順位から考えたときに、何年度までに完

結しよう、最終的には強制収用も視野に入れて、公園の整備のスケジュールを決めていこうということも、一つ考えていく必要があるのではないか。

○内部の意思はどうか。都市計画はそのまま、その1筆は外す。だけど、公園の整備が完成した後で住宅がぽつんとあると、多分世論の反応は違う。今は余計なものを買う必要はないということでも、最後、できた公園の中でぽつんとあった場合、どうするか。

●
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○そういうことに対して答えられるようにしておく必要がある。

●
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

●事業局というのは、都市計画事業をやっているだけではない。市民のニーズにこたえて独自に公園用地を取得したり、公園整備をしたり、色々なところで公園という話が突然出てきて公園化しなければいけない場合がある。長期未整備公園でない都市計画公園、あるいは河川敷もやらなければいけない。都市計画公園の事業もそのうちの一つ。だから、計画サイドでいうような形の公園事業というのはなかなか進んでいかない。そういった部分を追究されたときに、事業としてはやれませんがという可能性もあるし、そういうときにどうするかということ。

○事業認可中に、どうしても同意されない方がいる場合はどうするのか。

●事業認可をずっと継続している。

○
[Redacted]
●
[Redacted]
[Redacted]

○要するに、残っている公園はわかっているわけだから、少ない財政の中でともかく公園事業を長期間生き長らえさせて、ぼっさり終わることもしないし、かといって住民の不満も出ないようにするということか。とりあえずは建築制限なり、それから都市計画区域の話、事業の進め方ということもある。事業認可そのものをどうするかというのはあるとしても、基本的に名古屋市で今後、今のペースで買えませんということをいうことが基本になる。買い切れません、相当ペースが落ちますと。そこで、今ある都市計画の部分が大変大事ですと。ともかくいろんな手法で買っていったものは開放してしまった方がいい。フェンスで囲まれていること自体が批判を浴びるということで、基本的にそういうのをなくしていくことがまず重要じゃないか。

○都市計画については結局、現状で直ちに縮小廃止の議論はできない。しかし、都市計画の中で、未来永劫何も変えないということは、何も考えていない、けしからぬという反発を招く。都市計画道路についても、いろいろやった。道路と公園の機能とか実態が違おうとしても、逃げ口だけはおつかないといけない。そうしておけば検討した結果、変更しませんと言えさむ。

○お金がないからやらないというだけでは寂しいので、何か新しい財源を見つける工夫をしてほしい。例えば、上手に民間に商売を何かやらせて使用料か占用料を取る、あるいは、しゃれたレストランでもつくらせてその上がりとか地代を集め、未整備公園の用地買収に充てるということができないか。

●そういったことも考えていかなければいけない。ただしその場合は、基金など公園や緑地保全に

使えるような専用のポケットが必要。

- 基金という形よりも、その年度の収入、例えば、貸付料で上がったものを特定財源として公園の何かに使うというような形は基本的にはできる。
- 基本はやはり基金で積み立てたものだと思う。常に何か収入があって出してというのではたまらない。やはり基金制度でためていないと、それをどう取り崩してやるかというときに、事業が決まりますから。
- お金がないから公園は要らない。だから規制緩和するという方向に行くような話し合いをやっていくような気がしてならない。どうやって理由をつけて予算を取るか、そしてその予算を取った上で、さらにどうやって緑被率を上げていくかというようなことへの試金石と考えて会議に出たが、必ずしもそうではないということに今日気がついた。
- 環境インフラは大事だと思っており、100%とは言わないが、大事なものは大事だと訴えていく必要があると思うし、やはり環境と防災みたいなキーワードで、お金は少なくとも努力はしなければいけないと考えている。
- 今までとの違いだとか、草地を樹林地にかえるための予算とか、面積は変わらなくてもその構成を変えていくことによって、できるだけ高齢化社会に向けての環境美化を図るとか、何か攻めるものが一つくらいないと。
- 他部局、教育委員会や学校関係とか、緑化が重要だということはわかっているから、うまくタイアップできるような事業が幾つか出てくれば、大分変わってくるのではないか。
- 緑のインフラという意味で一番アピールできるのは東山公園のような東部の緑地。それは名古屋の気象も左右するということだが、そういうことに対して、市民は漠然と考えているかもしれないけれど、どういう意味で重要なかわからない。多加良浦みたいなどころには、防災でそこに公園が要るといことも。そういうことを訴えていって、例えば、法定外目的税がつけられるようになったので、それは訴える。
- 公園が減っていくか、あるいは少なくともずっと整備されない状態を市民が良いと言うのだったらそれで仕方がない。しかし、その情報が十分でない中で、何となく市民は税金を取られることだけを考える。しかし、その税金が市民のために非常に役立つことにつながるという認識があれば、決して名古屋市民は金にケチではないと思うので、すぐにお金を払ってくれると思う。
- 最終的にどういうプログラムでどういう公園についてどういう整備方針でいくかは、行政の問題。部会の報告は、こういうような機能を持った公園あるいはこういう地域の公園についてはこういう整備手法でいくとか、あるいは財源を少し示唆するとか、そういうこと。

(4)閉会

第4回名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会 会議録

- 1 開催日時 平成18年4月21日午前10時～12時30分
- 2 開催場所 名古屋市公館4階小会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員5名○
越澤明部会長、大和田道雄委員、岡田年弘専門委員、丸山宏委員、森徹専門委員
 - (2) 事務局20名●
- 4 議題「中間報告案について」(非公開)
- 5 非公開の理由 非公開情報が含まれるとともに行政における内部的な検討事項について審議するため、非公開とした。
- 6 内容
 - (1) 開会
定数確認
 - (2) 発言の内容
< I 章 >
 - 全体構成変えた
 - p 3、1：道路においても存在（課題は名古屋市特有のものでも、公園特有のものでもないことを意味して記載）
 - p 3、1 最終行：重要な（…課題となっている）挿入。
 - p 5 図：4公園のみ受付 ⇒ 4公園のみ取得。
 - p 5 図：事業を強調したほうがよい。
 - 固有名詞（公園名等）にルビふり
 - p 5（2）：建築制限 ⇒ 都市計画法53条による建築制限の緩和（用途による建築制限との区別）
*関係する箇所は同じく要訂正
 - p 5（1）：（220ha） ⇒ （ ）はずし
 - p 5（1）9～13行目：構成について
 - ① 事業中…先行取得等購入…一般会計化されていない
 - ② 購入できていない…残民有地 ⇒ 改行
 - p 5 全体構成確認：⇒ オアシスと防災緑地緊急整備事業の記載を反転。図の形はそのままに、下記にて文章での説明（説明以外の文は図の上の位置へ記載）。
取り組み①公有地化進み、40公園まで減②未買収ある③防災緑地緊急整備事業④オアシスの森づくり事業で努力し、結果40公園まで減。また、法律により購入してきたことを強調する。この制度は名古屋だけでなく全国的にも意味があり、高度成長期に有効であった。一方近年においては、塩漬け土地となり課題に。建築確認については、計画決定から事業着手まで期間があることは当然予想されるもの。平成元年以降緩和措置を講じているが課題はある。取り組み強調なら先行取得地の事業化課題となり、課題強調なら建築制限が課題となる。
 - p 5 全体構成確認：これまでの取り組みと課題で都決に触れる必要性⇒この場では記載無しの判断（課題と対応を全て一致させるのは予測として大変であるので）
 - p 6（4）8行目：⇒社会的に批判を受ける結果となっている（第三者的に）

- p 6 (4) 5行目：一般会計買い戻し ⇒事業予算による買い戻し（一般にわかりやすい表現を考えると）
- p 6 (4) タイトル：先行取得 ⇒公園用地の先行取得
- p 6 (4)：「公拡法」に基づき公社を設立し、特別会計で買って来たことを述べる（市民からすれば特別会計も一般会計も税金であり、なぜ買い戻すかわかりにくい）

<Ⅲ章>

- 民間や企業参加について、審議会で議論していただきたい。地域性緑地の展開について、今後のための芽をだしておくことは必要。
- 1 (2) と (3) はこれまでの公園緑地形成、2の前半は長期未整備公園の記載があるが、対応が繋がっていない。最終形でどこまで記載するのかを明らかにしておかなくてよいか。
- 夜間気温分布のデータを掲載し、公園緑地の役割がいかに重要であるかを検討できるようにしては（11月データが最もヒートアイランドの抑制強い）。
- 審議会の議論は公社の経営健全化計画にも活用できる。事業計画そのものの検討が重要。
- 適宜；写真添付 ⇒オアシスの市民活動、フェンスで囲まれた写真、川名事業前後
- 中間報告添付： ⇒委員名簿、審議経過、諮問文、部会設置要綱

<連絡>

- 修正案を今月中にはつくって送付。5月12日までに再修正の意見願いたい。5月中に固める。

(3)閉会

第1回名古屋市緑の審議会
都市計画公園緑地事業推進部会 会議次第

平成17年12月8日(木)
午前10時より
名古屋都市センター第3会議室

1. 開会
2. 緑政土木局長挨拶
3. 部会長挨拶
4. 部会長職務代理の指名
5. 議事
「長期未整備公園緑地の現状と課題について」
6. その他
7. 局長挨拶
8. 閉会

<配付資料>

会議次第
部会委員名簿
配席表

名古屋市緑の審議会及び都市計画公園緑地事業推進部会の概要
名古屋市緑の審議会の会議の公開について

【資料1】 名古屋市緑の審議会への諮問書

【資料2】 名古屋の緑のまちづくり施策と課題

【資料3】 これからの公園緑地のあり方ー長期未整備公園緑地についてー

【参考資料1】 長期未整備公園緑地に関する基礎資料

【参考資料2】 これまでの検討経緯

【参考資料3】 平成17年度 市政アンケートの結果について

【参考資料4】 緑のまちづくり条例及び同施行細則

【参考資料5】 今後の緑とオープンスペースの確保方策について

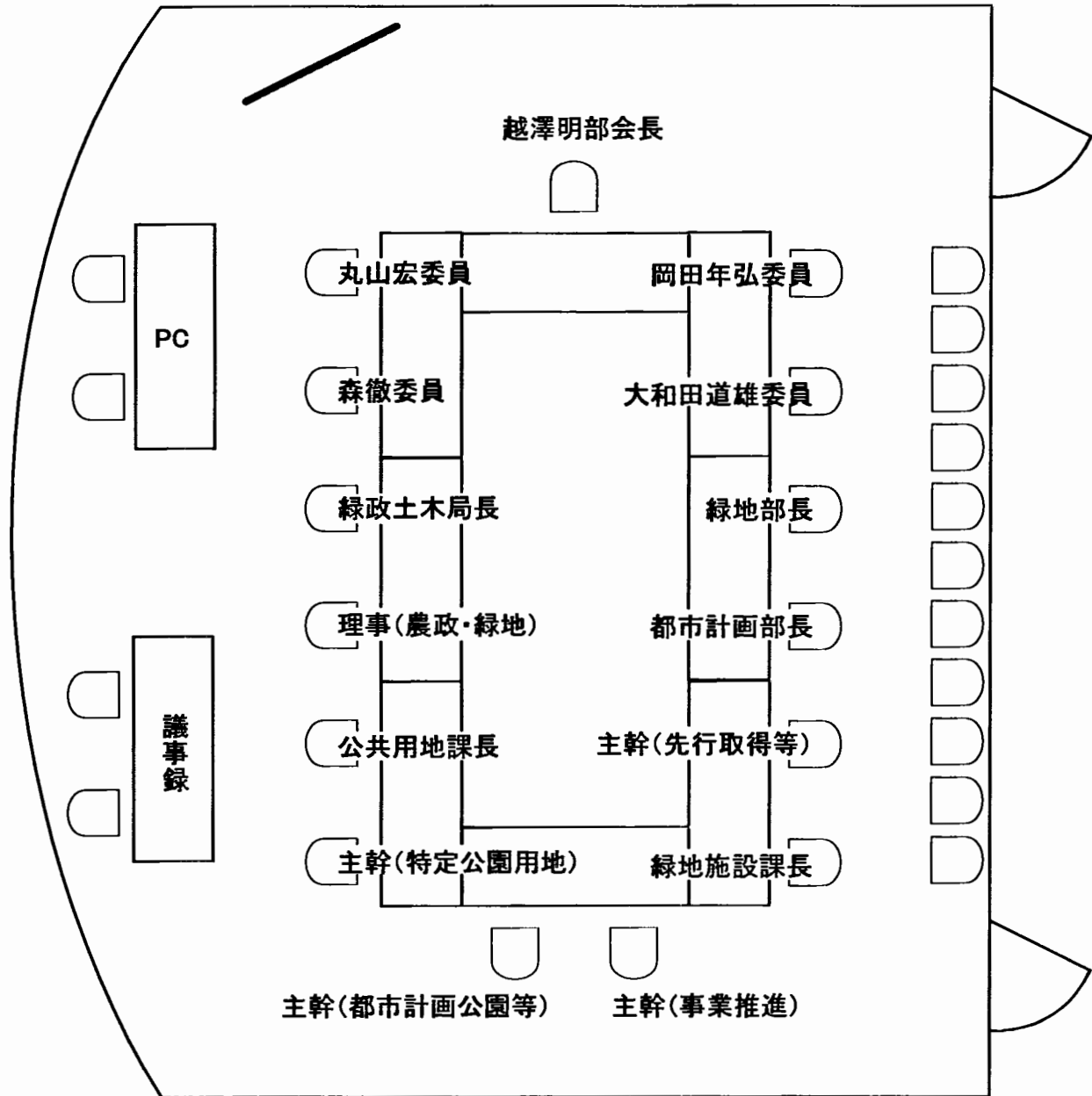
第一次及び第二次報告の概要(写)

名古屋市緑の審議会 都市計画公園緑地事業推進部会 委員名簿

氏名	職業等	備考
大和田 道雄	愛知教育大学 教育学部教授 (都市気象)	緑の審議会委員 名古屋市都市計画審議会委員
岡田 年弘	栄公園振興株式会社 代表取締役社長 (都市計画)	緑の審議会専門委員 名古屋市都市計画審議会委員
越澤 明	北海道大学 工学部教授 (都市計画)	緑の審議会専門委員 国交省社会資本整備審議会委員
丸山 宏	名城大学 農学部教授 (造園)	緑の審議会委員
森 徹	名古屋市立大学 経済学部教授 (財政)	緑の審議会専門委員

配席表

名古屋都市センター第3会議室(14階)



名古屋市緑の審議会及び都市計画公園緑地事業推進部会の概要

名古屋市緑の審議会の概要

名称	名古屋市緑の審議会
設置年月日	平成 17 年 10 月 1 日
根拠規定	緑のまちづくり条例(平成 17 年名古屋市条例第 39 号) 第 40 条 (平成 17 年 10 月 1 日施行)
所掌事務	緑の保全及び創出に関する重要事項についての調査審議 ・緑の基本計画の策定及び変更(条例第 7 条第 2 項及び第 4 項)
組織	委員(任期 2 年、20 名以内) ①緑の保全・創出に関する学識経験者 ②緑のまちづくり活動団体代表者 ③関係行政機関の職員 ④その他 専門委員(調査審議事項毎、5 名以内)
備考	必要に応じて、部会設置予定

緑のまちづくり条例(抜粋)

第 7 章 緑の審議会

(緑の審議会)

第 40 条 緑の保全及び創出に関する重要事項について調査審議するため、市長の附属機関として、名古屋市緑の審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 41 条 審議会は、委員及び専門委員をもって組織する。

2 委員は、20 名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 緑の保全及び創出に関し学識経験を有する者
- (2) 緑のまちづくり活動団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号の者のほか、市長が必要と認める者

3 特別の事項を調査審議するため必要がある場合には、その調査審議事項ごとに 5 人以内の専門委員を置くものとし、調査審議事項を明記して市長が委嘱する。

(任期)

第 42 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、再任されることができる。

2 専門委員は、その調査審議事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

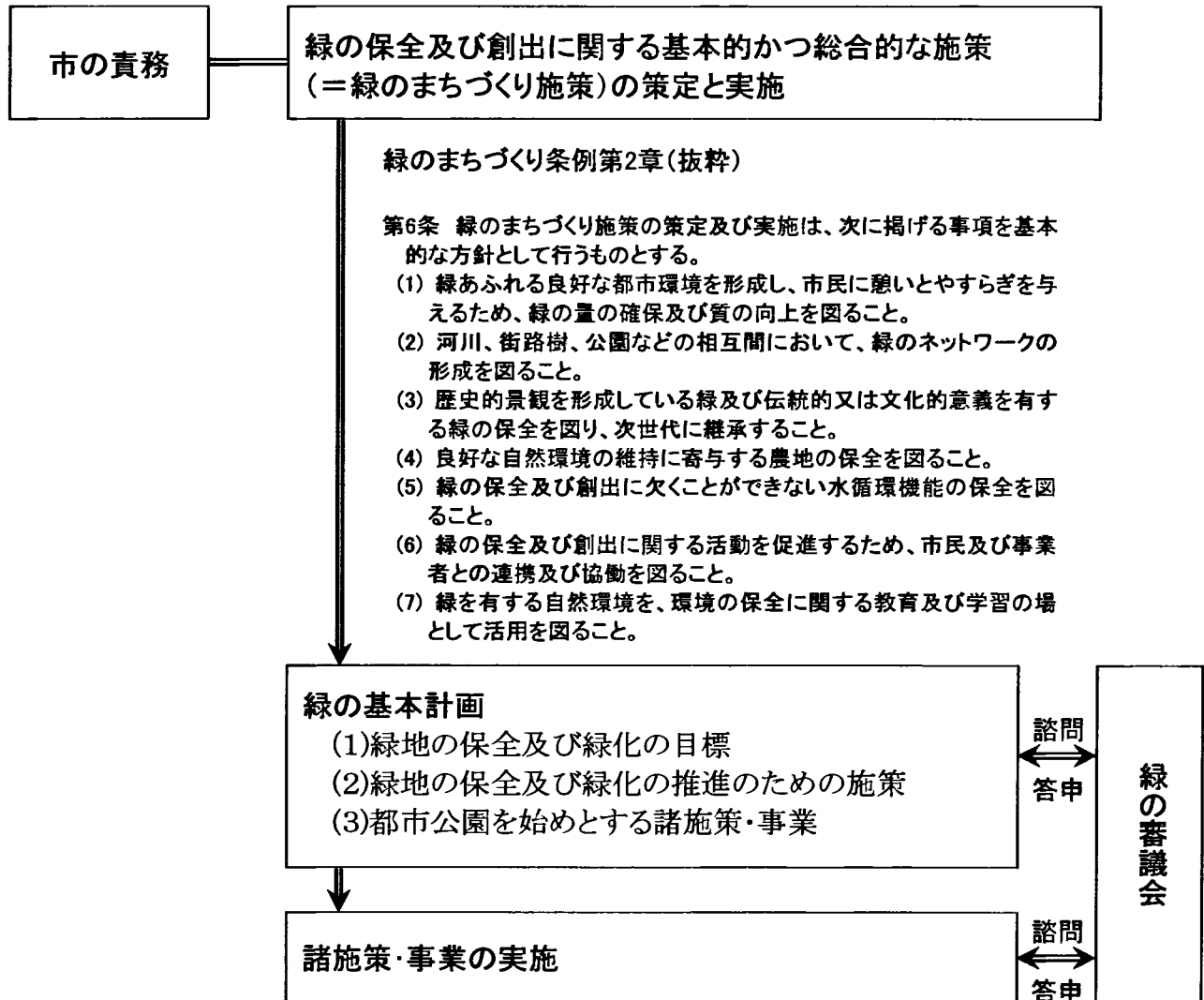
(委任)

第 43 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

名古屋市緑の審議会について

緑の審議会では、緑の基本計画に定められている緑地の保全及び緑化の推進に関する事項(計画・施策・事業の内容、進め方、成果等)のうち重要なものについて調査審議を行います。また、緑の基本計画の改定等にあたっては審議を行います。

1. 緑のまちづくり施策と緑の審議会



2. 当面想定される審議事項等

H17～18	①「これからの公園緑地のあり方 －長期末整備公園緑地について－」
	②「緑地の保全・緑化の推進を図るための方策について」
H18以降	③「道路・河川・農政との事業間連携の推進について」
	④「市民等との協働を進めるための仕組みづくりについて」

名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会の概要

名称	名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会
設置年月日	平成 17 年 11 月 18 日
根拠規定	緑のまちづくり条例施行細則第 38 条
調査審議事項	これからの公園緑地のあり方ー長期未整備公園緑地についてー
部会委員 (敬称略)	緑の審議会委員 2 名 大和田 道雄、丸山 宏 緑の審議会専門委員 3 名 岡田 年弘、越澤 明 (部会長)、森 徹
事務局	緑政土木局緑地部緑地施設課 住宅都市局都市計画部都市計画課
備考	部会開催にあたっては非公開

緑のまちづくり条例施行細則 (抜粋)

第 5 章 緑の審議会

(会長)

第 36 条 緑の審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 37 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 38 条 審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

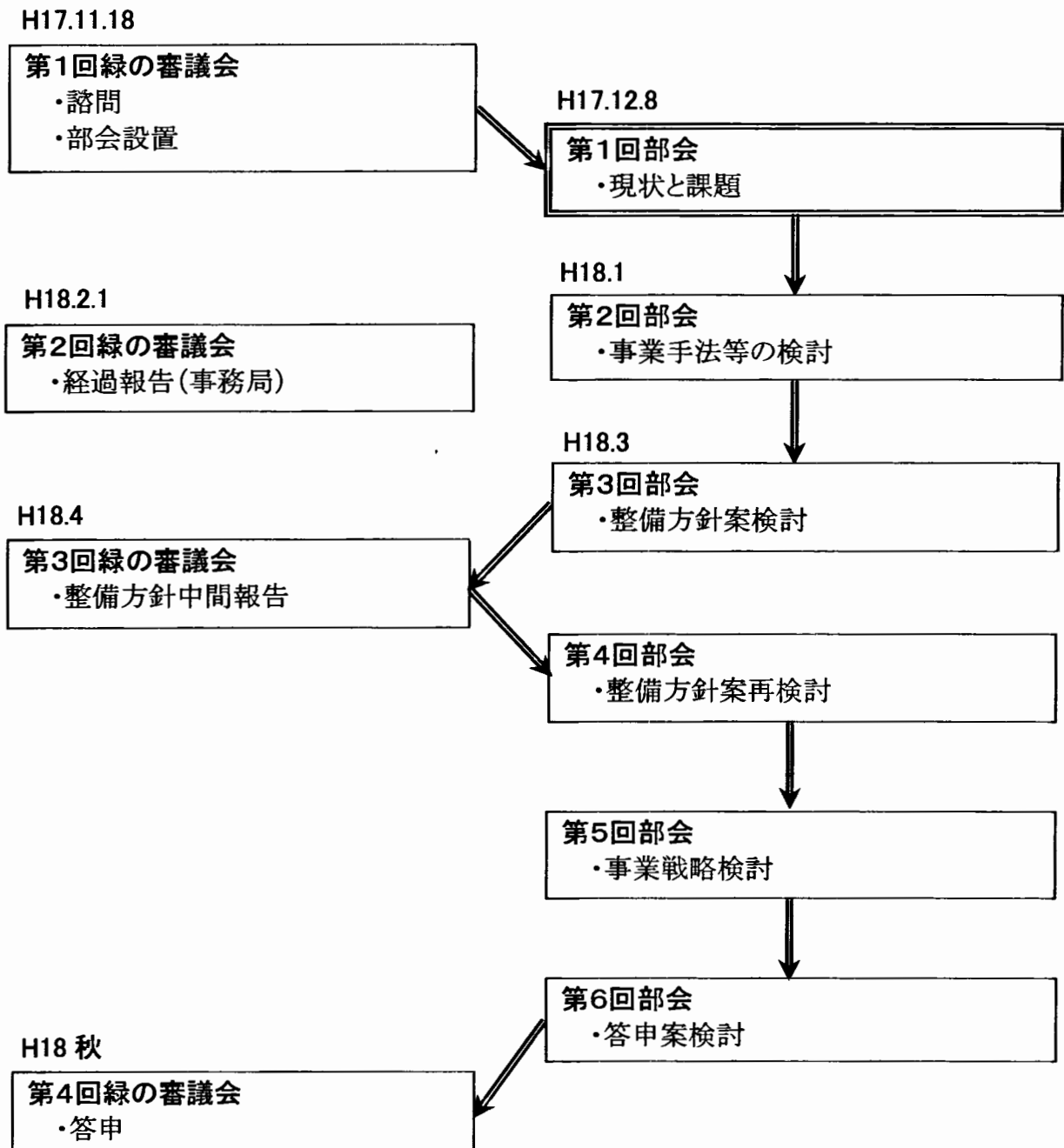
2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する。

5 第 36 条第 3 項及び第 4 項、前条並びに次条の規定は、部会について準用する。この場合において、第 36 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

緑の審議会及び都市計画公園緑地事業推進部会スケジュール(案)



名古屋市緑の審議会の会議の公開について

(会議の公開に関する基本方針)

- 1 審議会の会議は、原則として公開とする。
- 2 会議を公開することにより、名古屋市情報公開条例(平成 16 年名古屋市条例第 41 号)第 36 条ただし書きに該当する場合は、会議を非公開とする。
- 3 会議の開催に際して個々の議題の公開・非公開については、会長が緑政土木局緑地部(以下「緑地部」という。)の長と協議の上決定するものとする。

(会議開催の事前公表)

- 4 会議開催の事前公表については、「附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱」(以下「公開に関する事務取扱要綱」という。)に定める方法による。

(傍聴に関する手続)

- 5 傍聴に係る手続及び傍聴するものが遵守すべき事項は、「名古屋市緑の審議会の会議の傍聴要領」として別に定める。

(会議録等の作成及び公表の方法等)

- 6 会議録及び会議の概要の作成及び公表は、「公開に関する事務取扱要綱」に定める方法による。

(会議録及び会議資料の閲覧)

- 7 会議録及び会議資料の閲覧については、「公開に関する事務取扱要綱」に定める方法による。

(部会への準用)

- 8 前各条の規定は部会について準用する。この場合において第3条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

- 9 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮り、又は緑地部長と協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 なお、会長が選出されるまでの審議会の会議の運営に関する事項は、緑地部長が決定する。



17土緑施第66号
平成17年11月18日

名古屋市緑の審議会 御中

名古屋市長 松原武久



これからの公園緑地のあり方
—長期未整備公園緑地について— (諮問)

これからの公園緑地のあり方のうち、長期未整備公園緑地の整備方針と事業戦略について、緑のまちづくり条例（平成17年3月29日条例第39号）第40条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(緑政土木局緑地部緑地施設課)

これからの公園緑地のあり方

—長期未整備公園緑地について—

1 目的

都市における公園緑地には、人々に散策、遊びなど健康活動やレクリエーションの場を提供し、都市生活に安らぎや豊かさをもたらすとともに、災害時の避難路・避難場所や延焼防止など防災機能の向上、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善、風格ある都市景観の形成など様々な機能と役割があります。

また、環境首都名古屋をめざして、様々な環境面の課題の解決に取り組む中においても「緑」の役割はますます高まりつつあります。

しかしながら、市内の緑は減少傾向にあり、中でもまとまりのある樹林地は都市計画決定後、長期にわたって未整備となっている公園緑地にその大部分が残っており、都市計画公園緑地の果たす役割はますます大きくなってきているといえます。

一方、最近では厳しい財政事情もあり、必要な公園緑地の整備には相当の年月を要することが予想されます。このような状況を踏まえ、今後の都市計画公園緑地の整備のあり方について計画的・効率的な事業推進を図るため、長期未整備公園緑地の整備方針と事業戦略を策定するものです。

2 主な検討内容

(1)整備方針の策定

1) 課題の類型化

2) 長期未整備公園緑地の再検証

- ・都市計画公園緑地の区域等の再検証
- ・関係権利者への対応

3) 事業推進施策の検討

- ・早期整備のための新たな手法、財源の検討
- ・早期供用を図るための方策の検討
- ・今後の用地取得方策
- ・事業の収束検討

4)事業優先度の考え方整理

(2)事業戦略の策定

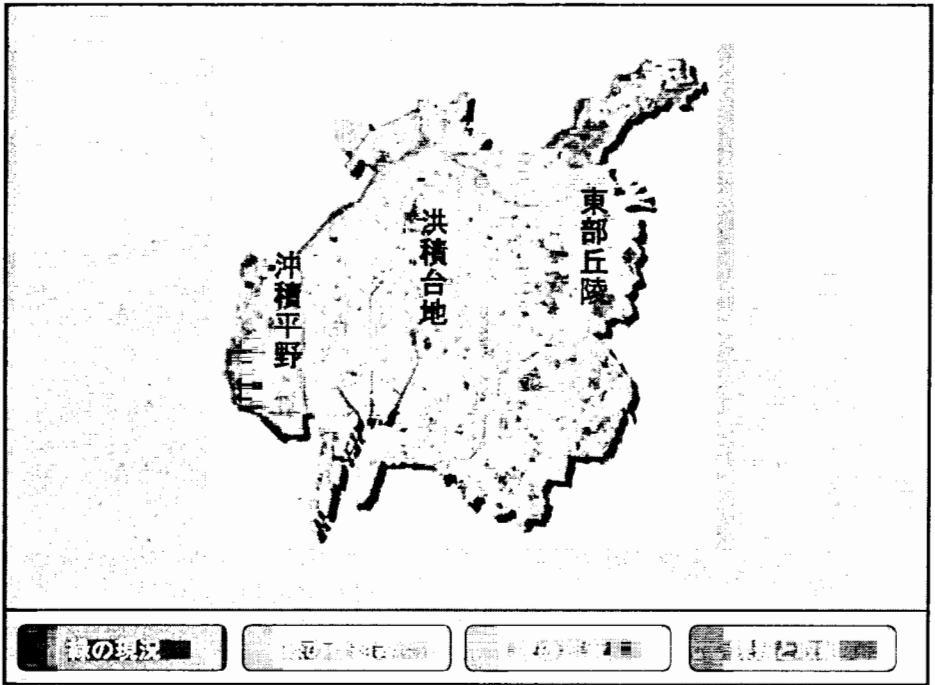
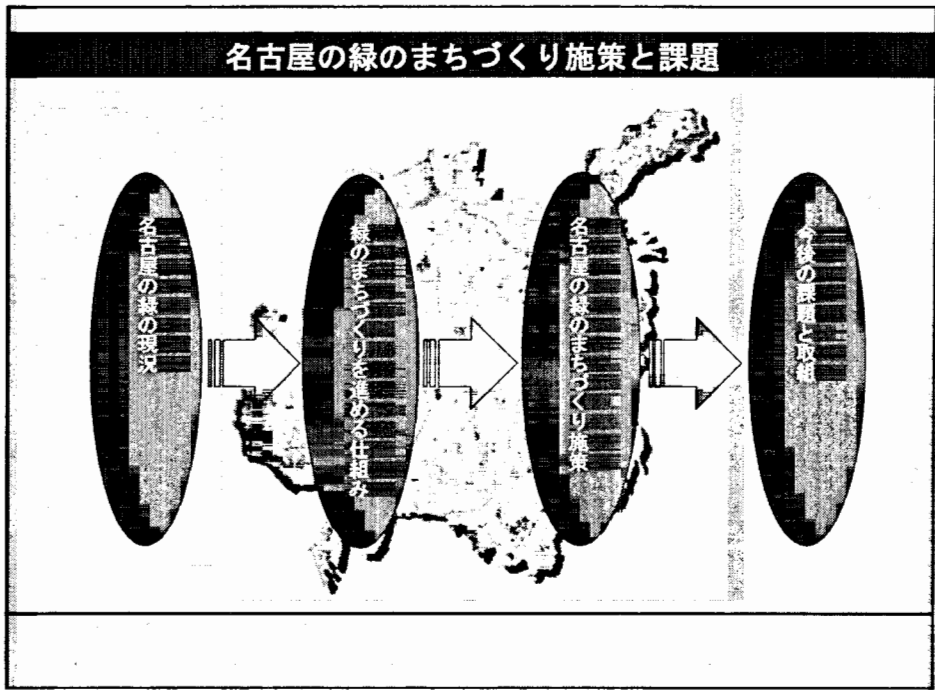
事業実施方針の明示など

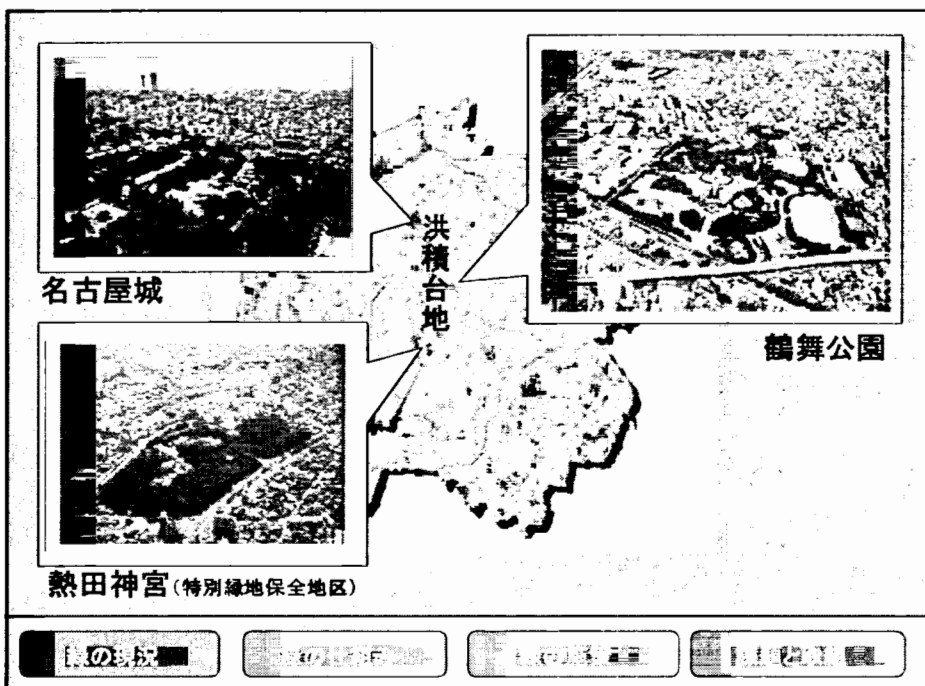
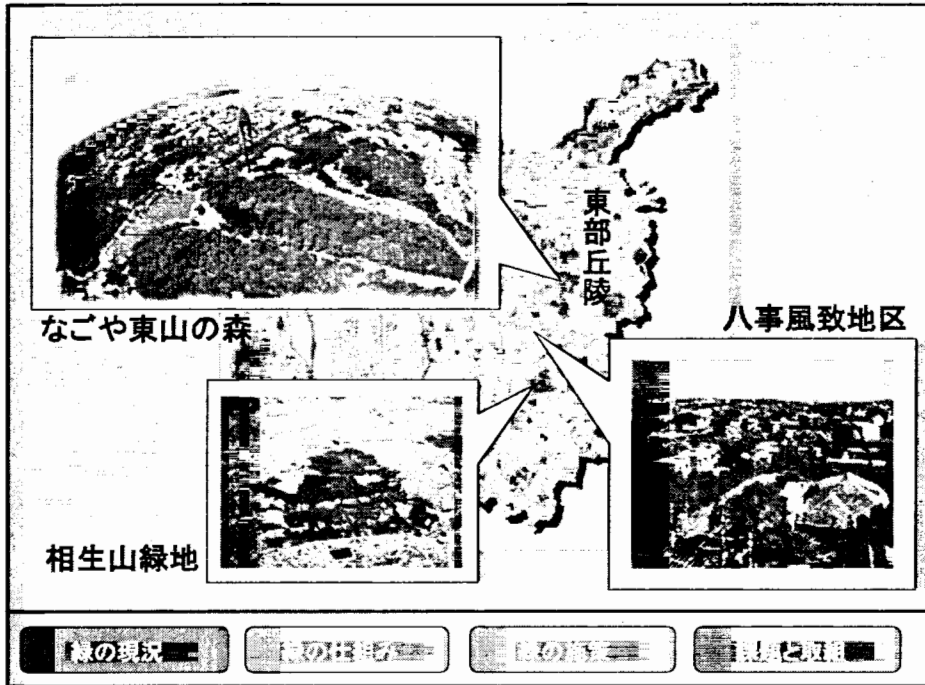
3 スケジュール（案）

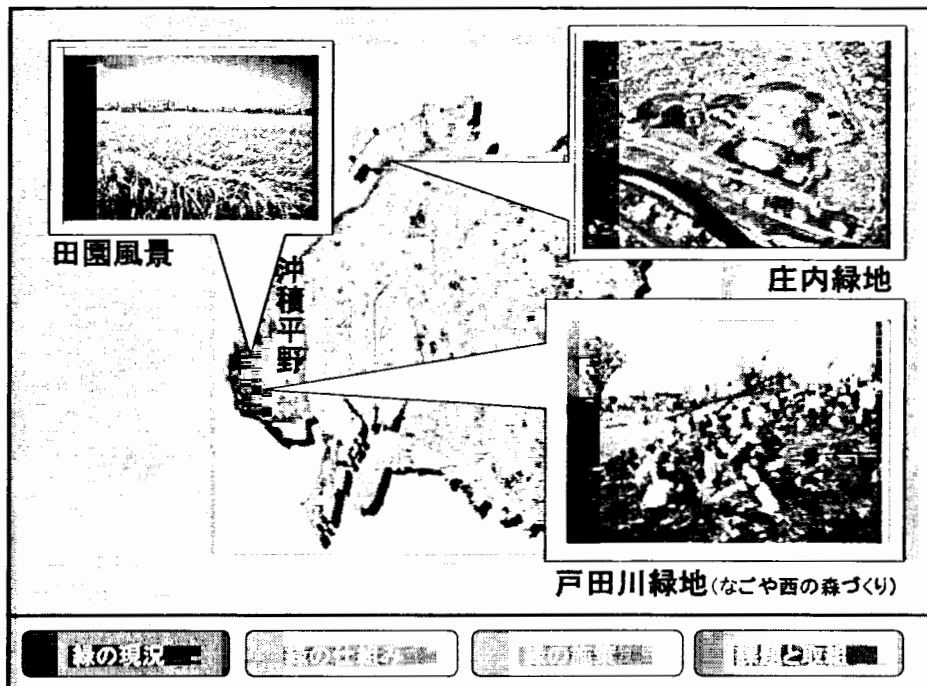
年月日	緑の審議会	都市計画公園緑地事業推進部会
17.11.18	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの公園緑地のあり方—長期未整備公園緑地について—（諮問） ・都市計画公園緑地事業推進部会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査審議（整備方針の策定） （3回程度 1回目 H17.12.8）
18年4月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの公園緑地のあり方—長期未整備公園緑地について— （中間報告） 	
18年夏頃		<ul style="list-style-type: none"> ・調査審議（事業戦略の策定） （3回程度）
18年秋頃	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの公園緑地のあり方—長期未整備公園緑地について— （答申） 	

19年～

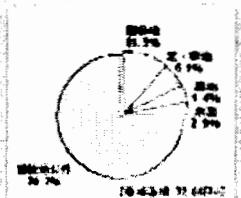
- パブリックコメントの実施
- 長期未整備公園緑地の整備方針、事業戦略の公表
- 長期未整備公園緑地の整備プログラムの策定・公表







平成12年度の緑被率



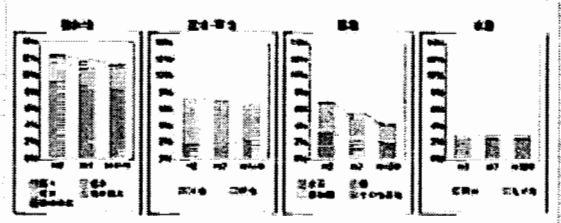
緑被率 25.3%
 緑被面積 8,271ha

緑被率

⇒ 一般に樹林地、草地、農地など植物で被われた土地(緑被地)の面積の、区域の全体面積に対する割合



緑被率の推移



- ① 10年間で1,459haの緑が失われています。
- ② 市街化の進展などにより、農地・樹林地の減少が大きくなっています。

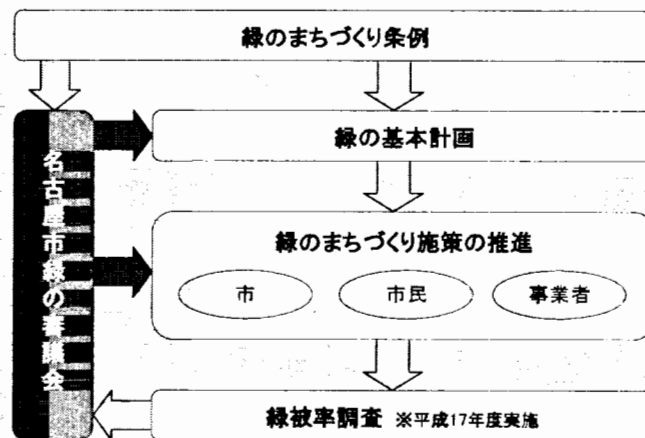
緑の現況

緑の計画

緑の推進

緑の調査

緑のまちづくりを進める仕組み



緑の現況

緑の計画

緑の推進

緑の調査

緑のまちづくり条例 ※平成17年10月1日施行

市民等との協働

緑のまちづくり基本方針

- ①緑の量の確保と質の向上
- ②緑のネットワークの形成
- ③歴史的景観を形成している緑や伝承的文化的意義を有する緑の保全と次世代への継承
- ④農地の保全
- ⑤水循環機能の保全
- ⑥市民や事業者との連携及び協働
- ⑦環境教育や学習の場としての活用

緑の保全

緑の創出



緑の基本計画「花・水・緑 なごやプラン」 ※平成13年3月策定
当面の目標年次：平成22年度

位置づけ

都市緑地法第4条・緑のまちづくり条例第7条

「本市における総合的な緑のマスタープランとなる基本計画」



内容

- 緑地の保全及び緑化の目標
 - 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
 - 都市公園の整備の方針
 - 保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針
 - 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- 等



緑の基本計画「花・水・緑なごやプラン」のコンセプト

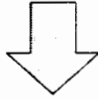
基本姿勢

広げよう！ みどりを愛する暮らし！

～花・水・緑 なごやの実現をめざして～



目標



- ① 市民生活の視点を大切にし、市民・企業・行政の「協働」によって、「快適空間都市 ～花・水・緑 なごや～」をつくります。
- ② 将来の望ましい姿として、身近なみどりと都市の骨格となるみどりを育て、市域面積の30%をみどりにします。
- ③ 将来の望ましい姿として、みどりの拠点となる都市公園等の面積を1人当たり15㎡とします。

1. 基本方針

2. 緑の計画

3. 緑の施策

4. 緑の環境

基本方針

身近なみどりを育てる

身近なみどりに包まれた暮らしがある

みどりの輪を広げる

みどりのある暮らしをたのしむ

骨格的なみどりをつくる

大きなみどりに支えられた暮らしがある



8つの柱

- ① 地域の庭となる公園づくり
- ② 自然とのふれあいの場の確保
- ③ 街の環境を改善するみどりの創出
- ④ みどりのまちへ意識の共有
- ⑤ 市民参加によるみどりづくり
- ⑥ 次世代に贈る郷土のみどりの育成
- ⑦ 個性と魅力あるみどりの拠点づくり
- ⑧ 花・水・緑がつながる都市づくり

1. 基本方針

2. 緑の計画

3. 緑の施策

4. 緑の環境

①地域の庭となる公園づくり



前山緑地

施策・事業

- ①街区公園等の適正配置促進
- ②住宅密集地における公園事業の推進
- ③ときめきのある公園づくりの展開
- ④人にやさしい公園づくりの推進

歩いて行ける公園の整備を進めるとともに、多様な手法により公園の質的な充実を図り、自宅の庭のように地域住民が愛着を感じるような身近な公園づくりを推進します。



川名公園



②自然とのふれあいの場の確保



自然観察会

施策・事業

- ①エコパーク事業の推進
- ②公園ピオトープの整備
- ③市民緑地制度の創設
- ④都市農業を通じたみどりのまちづくりの推進
- ⑤ふれあい農業の推進
- ⑥農に親しむ「農業公園」の充実

貴重な自然環境の保全・創出・活用や農業を生かしたみどりのまちづくりに努め、市民が自然とふれあえる空間づくりを進めることによって、みどりを確保し人々の心に豊かさを育むことをめざします。



猪高緑地

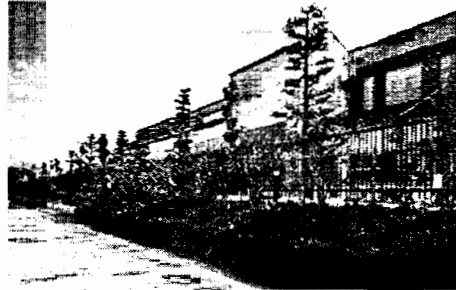


③街の環境を改善するみどりの創出



農業文化園

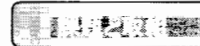
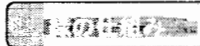
ヒートアイランド現象の緩和や心身のリフレッシュなどみどりによる快適環境への改善が期待されており、道路沿いや建物の屋上・壁面など、街のさまざまな空間におけるみどりの創出に取り組みます。



歩道沿いの工場緑化

施策・事業

- ①公共・公益施設の緑化推進
- ②みどりに親しむ学校づくりの推進
- ③環境改善へ
工場・事業場のみどりの拡大
- ④屋上・壁面緑化の推進
- ⑤みどりのリサイクル等の推進



④みどりのまちへ意識の共有



公園愛護会活動

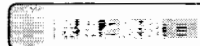
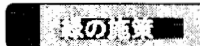
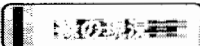
市民・企業・行政の協働による取り組みの前提として、みどりのまちへの意識を共有することが大切であり、情報提供の充実やボランティアの育成、三者の連携・協力の仕組みづくりを進めます。



相生山緑地

施策・事業

- ①みどりの情報拠点づくり
- ②みどりの学習機会の拡大
- ③市民ボランティアとの協働体制づくり
- ④みどりのまちづくり功労者表彰
- ⑤花・水・緑を楽しむ魅力発信イベントの開催



⑤市民参加によるみどりづくり



ガーデニング事例

民有地・公有地を含めた市域全体にみどりの輪を広げていくため、ガーデニングや地域ぐるみの緑化活動など、市民・企業の主体的な育成活動を奨励・支援します。



緑化活動の様子

施策・事業

- ①花と緑のある暮らし ガーデニングのすすめ
 - ②地域ぐるみの緑化活動の促進
 - ③市民参加型の公園づくりの展開
 - ④名古屋緑化基金の充実
- ～小さな力から大きなみどりへ～



⑥次世代に贈る郷土のみどりの育成



なごや東山の森づくり

森づくりの展開や特別緑地保全地区・風致地区制度の有効活用などを通じて、次世代にみどりの財産を引き継ぐことができるよう、まちの歴史を伝えるみどりの保全・創出を図ります。

施策・事業

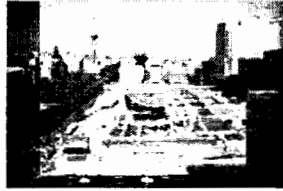
- ①「なごやの森」づくりの展開
- ②特別緑地保全地区制度によるみどりの保全
- ③風致地区制度によるみどりの保全
- ④歴史ある樹木の保全



なごや西の森づくり



⑦個性と魅力あるみどりの拠点づくり



オアシス21 H14.10オープン

みどりの拠点となる主要な公園・緑地の整備を、それぞれの個性を生かしながら魅力あふれる公園をめざして進めるとともに、都市防災機能の充実に役立てます。



徳川園 H16.11オープン

施策・事業

- ①みどりを生かした主要公園の整備
- ②名古屋の新名所「栄公園」の整備
- ③近世武家文化を体験「徳川園」の整備
- ④公園・緑地による都市防災機能の充実



⑧花・水・緑がつながる都市づくり



街路樹愛護会活動

道路・河川・港湾における緑化空間を充実させていくことにより、みどりの拠点を結ぶ花・水・緑のネットワークの形成を図り、みどりの機能を大きく生かした都市づくりを進めます。

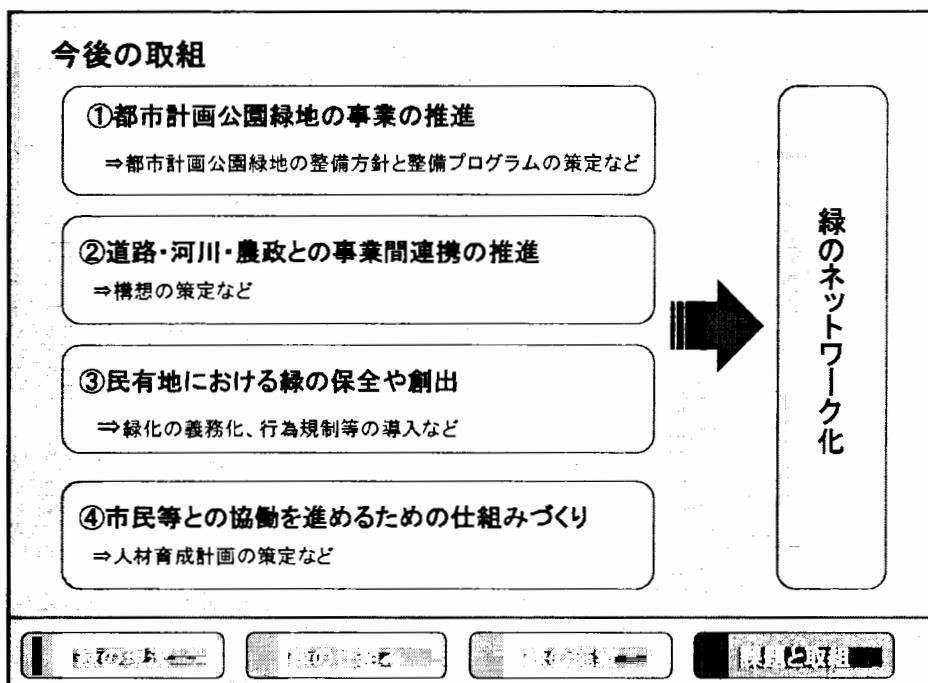
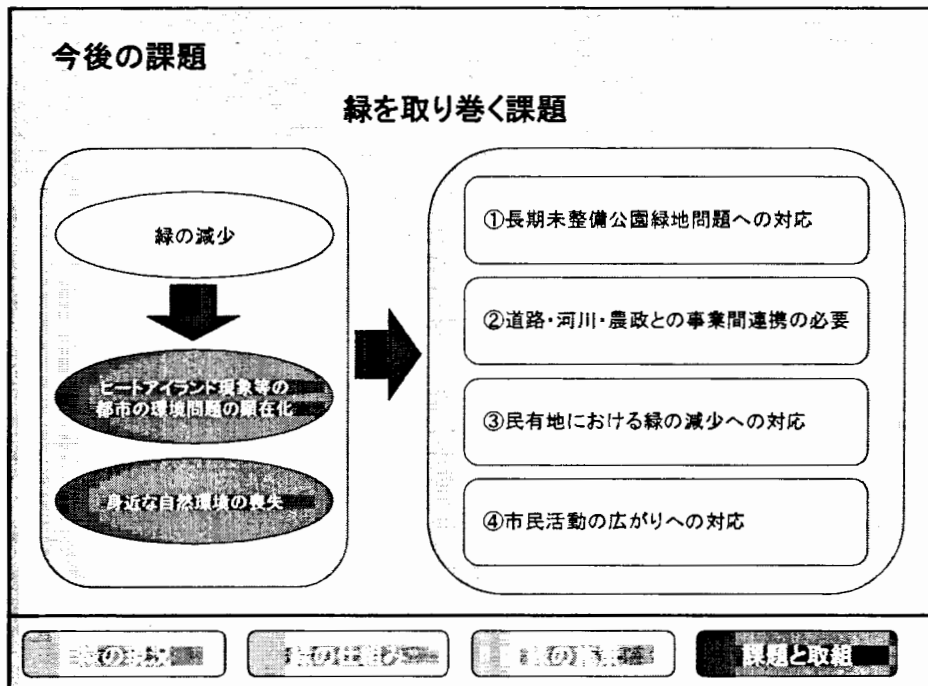


歩道の緑化

施策・事業

- ①すこやか街路樹による緑化の推進
- ②花・水・緑の散歩道 緑道の整備
- ③豊かさ育むみちづくりの展開
- ④うるおいのある水辺環境の創出
～安全で恵み豊かな水環境へ～
- ⑤環境と共生し親しまれる港づくりの推進



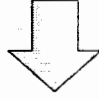


緑の審議会 ※平成17年10月1日設置

位置づけ

緑のまちづくり条例第40条

「緑の保全及び創出に関する重要事項について調査審議」(市長の附属機関)

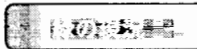


調査審議事項

○緑の基本計画の策定、変更に関わる事項

- ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策、方針(緑化地域、緑地保全地域等)
- ・都市公園の整備の方針
- ・緑化地域における緑化の推進のための施策、方針
- ・市民との協働を進めるための施策、方針

等



緑の審議会の今後の予定

H17 | H18~

緑の基本計画
(H12.5.22)

緑被率調査

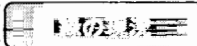
①都市計画公園緑地の
事業の推進

②道路・河川・農政との事業間
連携の推進

③緑地の保全・緑化の推進を
進めるための方策

④市民等との協働を進めるため
の仕組みづくり

新緑の基本計画の策定

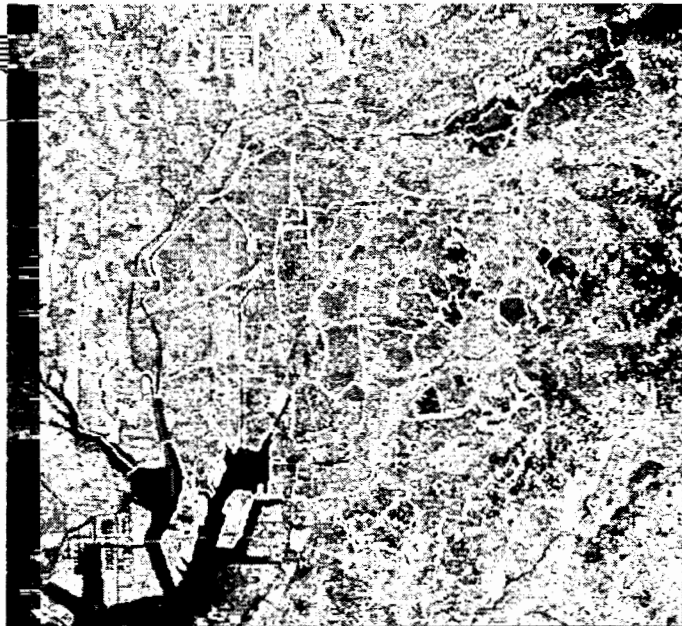


これからの公園緑地のあり方
—長期未整備公園緑地について—

長期未整備公園緑地の現状と課題

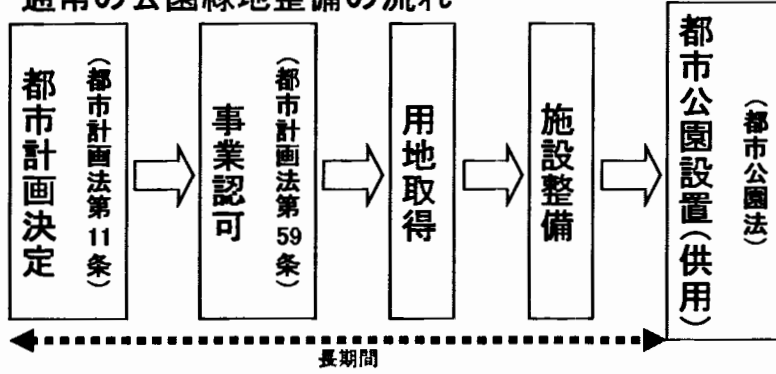
- (1) 公園緑地の現状と将来目標について
- (2) 長期未整備公園緑地について

衛星写真



長期未整備とは

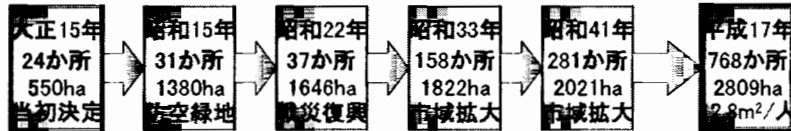
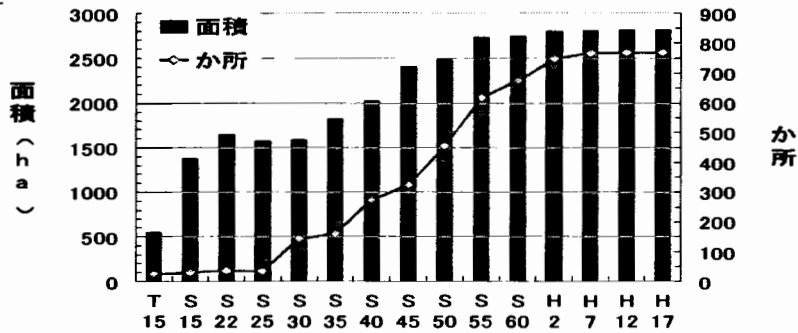
通常の公園緑地整備の流れ



長期未整備とは、都市計画決定後長期間供用できていない都市施設であり、全国的に公園だけではなく、道路等でも問題となっている。

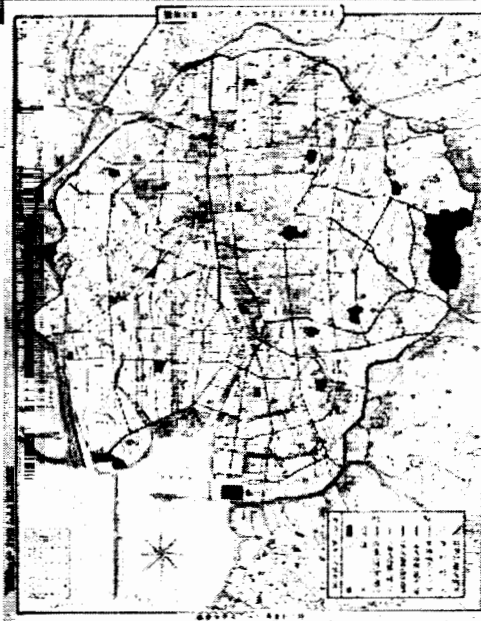
(1) 公園緑地の現状と将来目標について

① 名古屋市都市計画公園緑地の推移

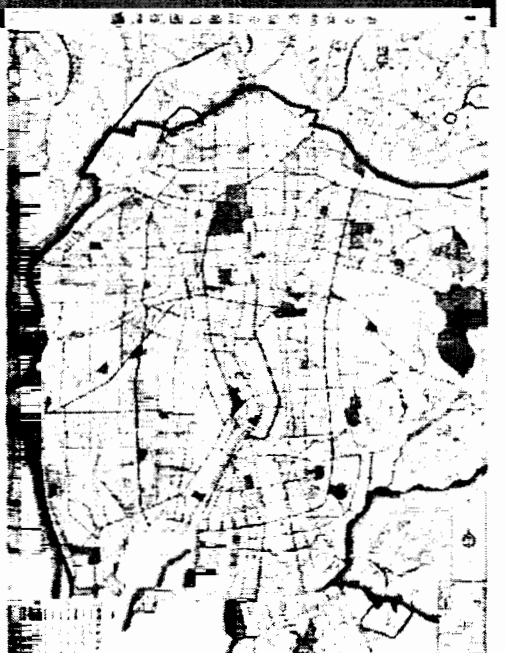


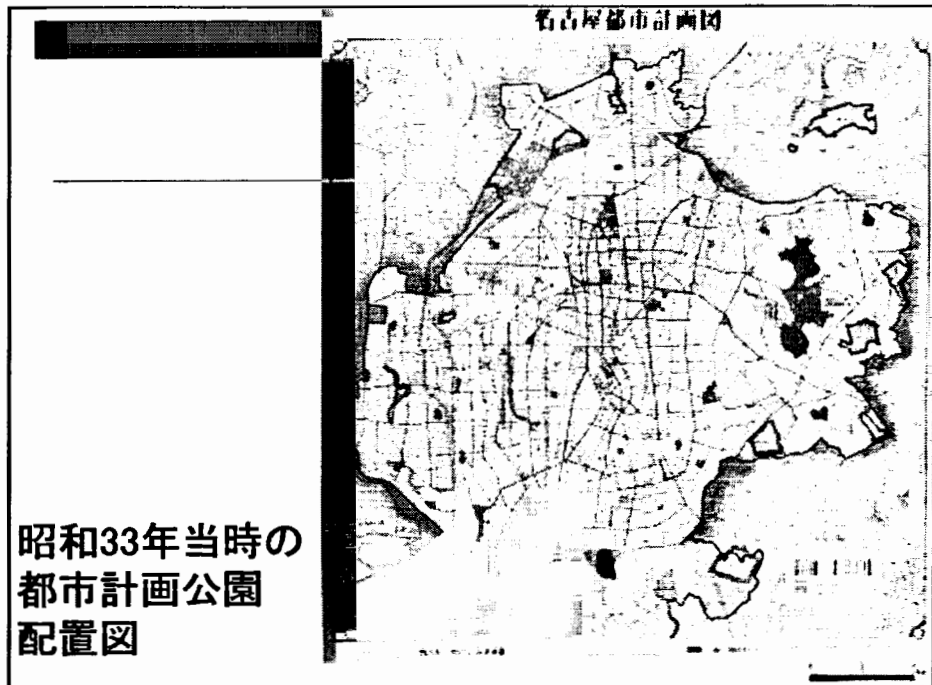
※ 上記面積には、市域外に決定された面積を含む(H17現在 48ha)

大正15年当時の
都市計画公園配置図



昭和22年
復興都市計画
公園配置図





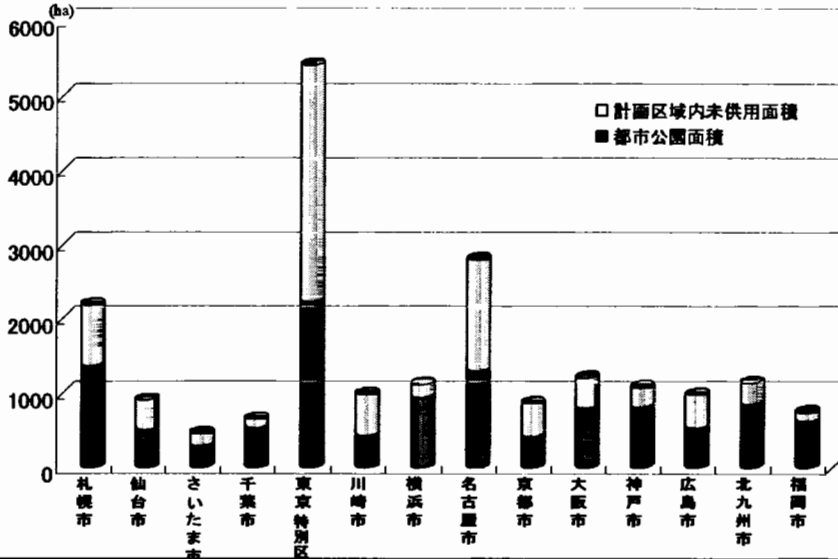
② 都市計画公園緑地について

都市計画公園緑地の現況

平成17年4月1日現在

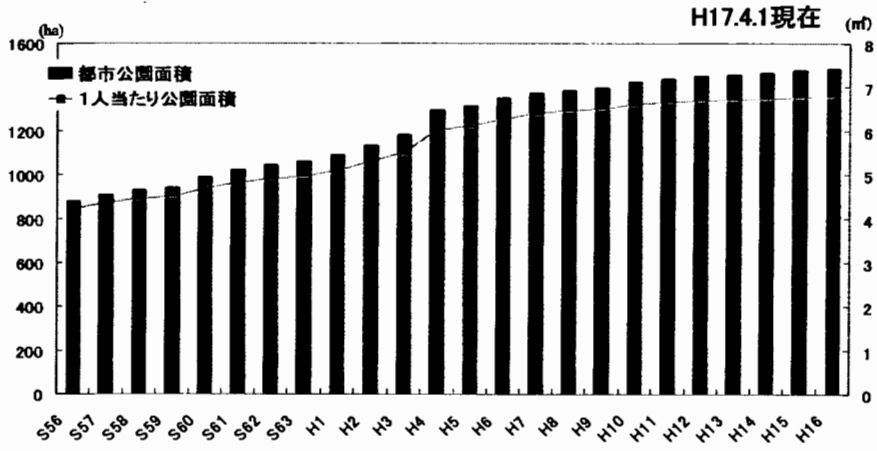
	都市計画公園・緑地		左のうち供用済み		供用率(%)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
公園	街区公園	603	175.66	595	172.74	98.3
	近隣公園	72	128.4	69	113.88	88.7
	地区公園	27	179.0	23	96.14	53.7
	総合公園	12	524.6	9	265.61	50.6
	運動公園	3	76.4	3	63.37	82.9
	特殊公園	7	61.3	5	48.89	79.8
	公園計	724	1,145.36	704	760.63	66.4
緑地	44	1,663.57	41	549.15	33.0	
公園緑地 計	768	2,808.93	745	1,309.78	46.6	

③ 都市計画面積と供用面積の他都市比較



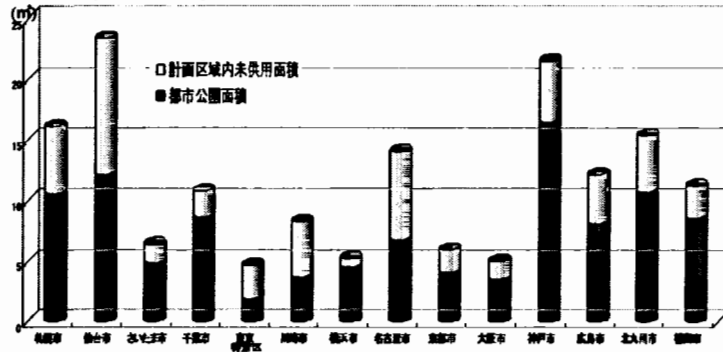
④ 名古屋市の都市公園の現状

1,342箇所 1,490.03ha 一人当たり6.77㎡

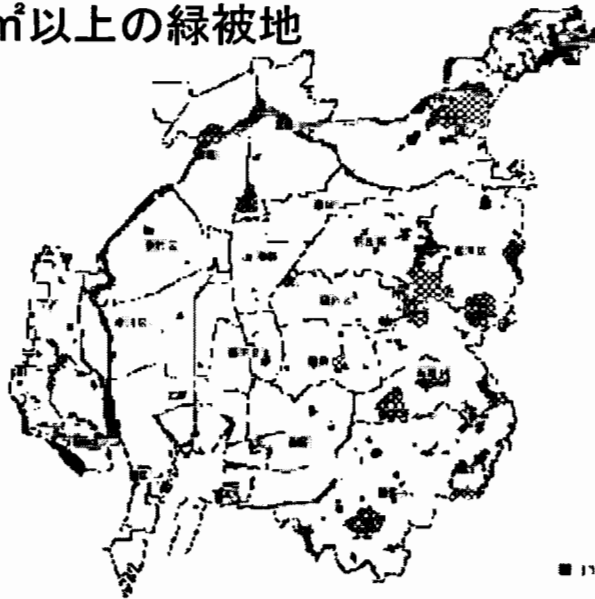


⑤ 1人当たり公園面積の他都市比較

都市公園面積では現在8番目となっているが、墓園も含めた都市計画面積で比較すると、14.06㎡となり、政令市中5番目、将来目標である15㎡もほぼクリアできる。



10000㎡以上の緑被地



都市公園整備の目標

- 将来の望ましい姿として、都市公園緑地等の面積を1人当たり15㎡とする。(みどりの基本計画)
- 狭義の公園緑地から『都市環境インフラ』としてのみどり



大規模な都市計画公園緑地は、「環境首都」名古屋の環境インフラストラクチャーの核としての位置づけ

(2) 長期未整備公園緑地について

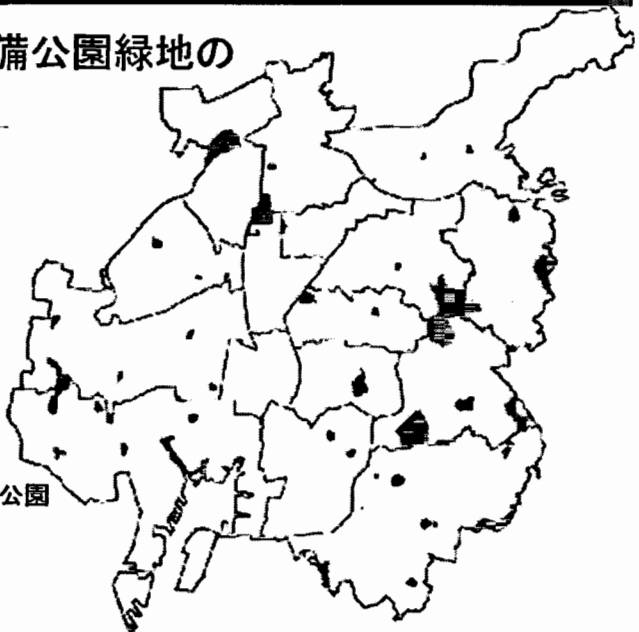
① 名古屋市における長期未整備公園緑地とは

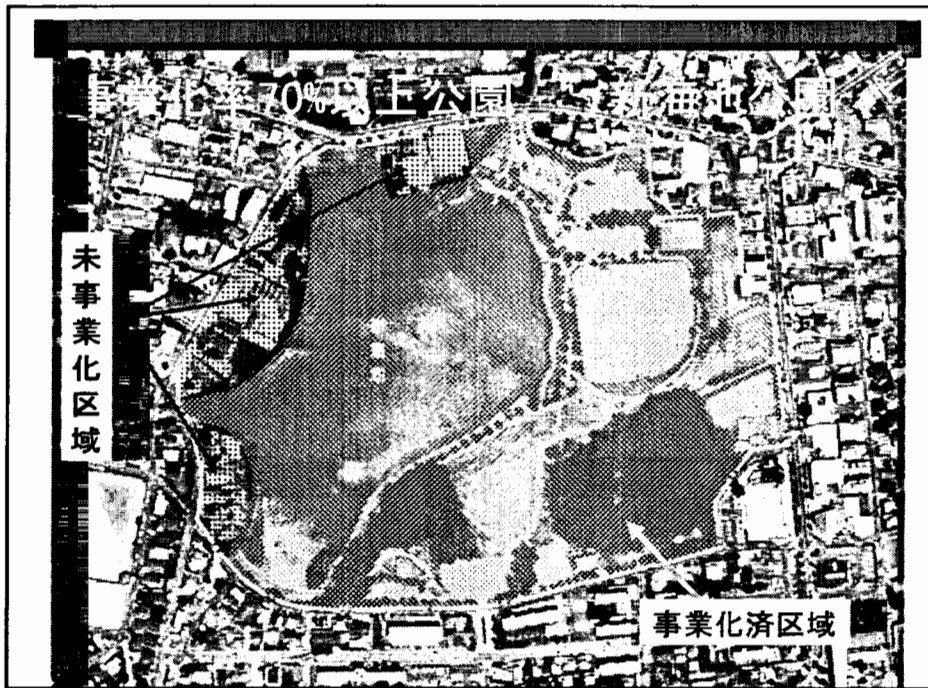
名古屋市が施行者となる都市計画公園緑地で、都市計画決定後長期間(20年以上)経過しており、区域内に買収が必要な私有地が存在しているものをいい、現在、市内には40箇所あり、都市計画決定面積の合計は、1,150haとなっている。

② これまでの長期未整備公園緑地の分類

- 1) 事業化率70%以上の公園
新海池公園、戸田川緑地等
- 2) 概成(概ね公園機能が確保(90%以上)されている)公園
鶴舞公園、名城公園等
- 3) 1)、2)以外の住宅密集型公園
典型的 川名公園等 部分的 昭和橋公園等
- 4) 1)、2)以外の大規模公園緑地
東山公園、相生山緑地等

③ 長期未整備公園緑地の分布図

- 
- 1) 事業化率70%以上公園
 - 2) 概成公園
 - 3) 住宅密集型公園
 - 4) 大規模公園緑地



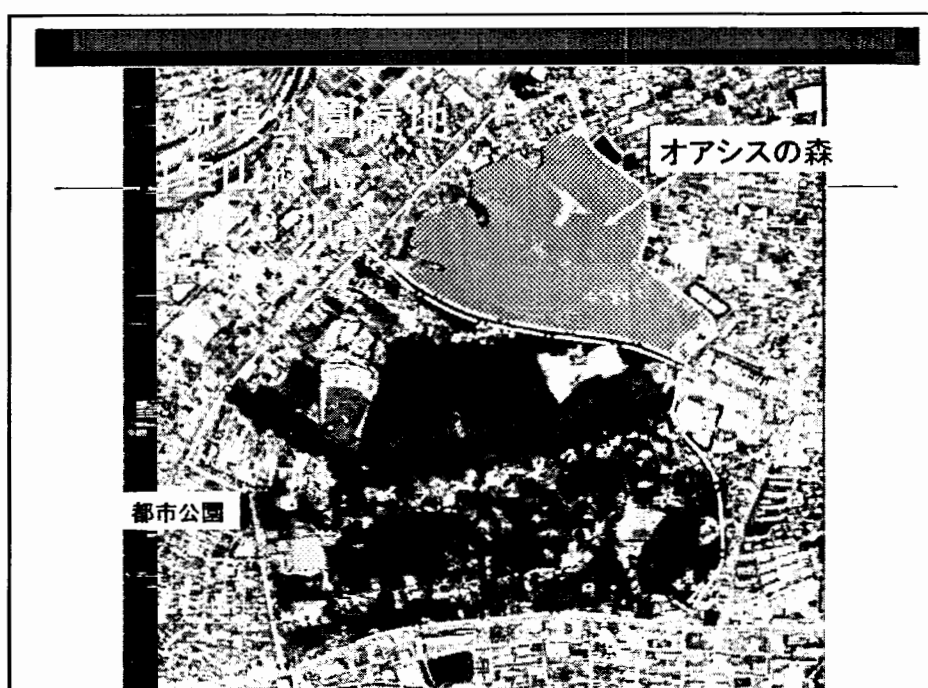


川名公園着手当時の状況(南から北方面)

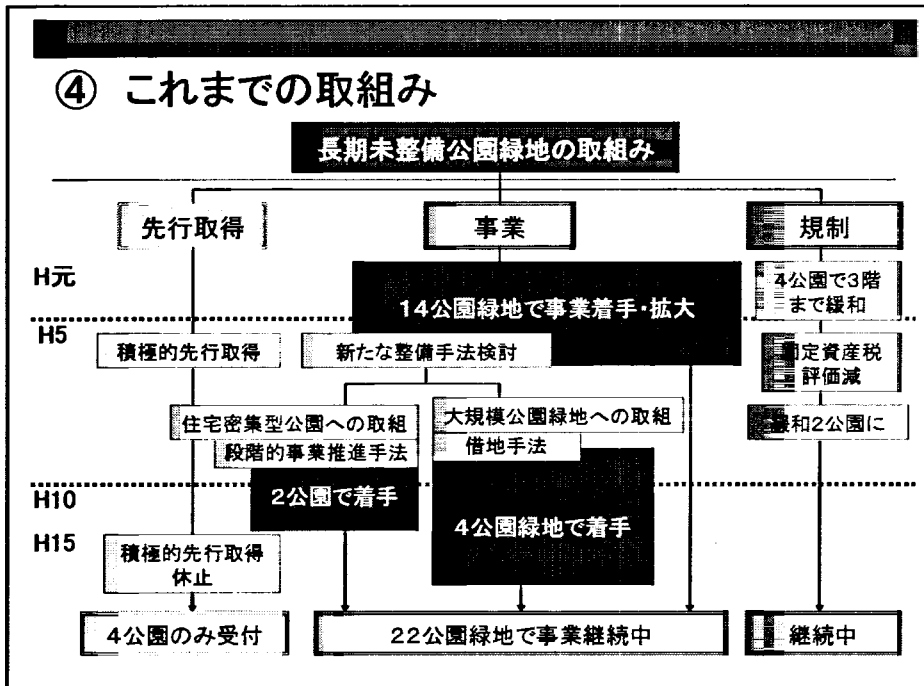


川名公園現在の状況(南から北方面)

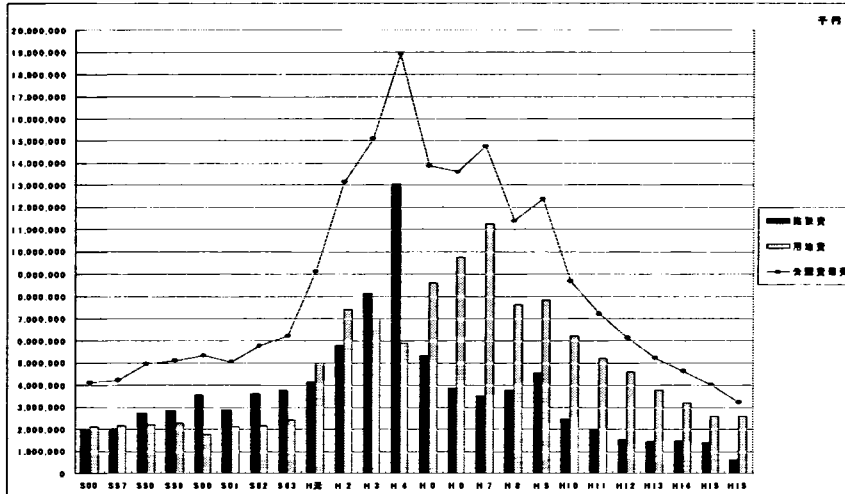




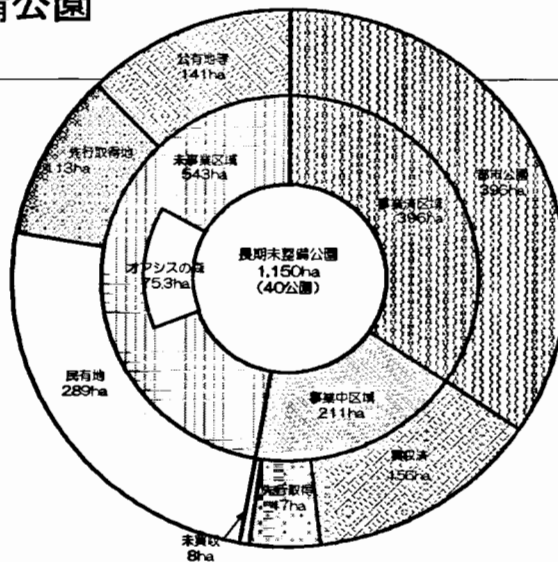
④ これまでの取組み



⑤ 公園整備予算の推移



⑥ 長期未整備公園 緑地の現状



⑦ これまでの論点整理

- 1) 全体の事業見通し困難
- 2) 事業中の公園も長期化
- 3) 都市計画制限のあり方
- 4) 大規模緑地での宅地化圧力の増大
- 5) 土地開発公社への利子累積

1 市 勢

1-1 地勢と気象

(1)地形・地質

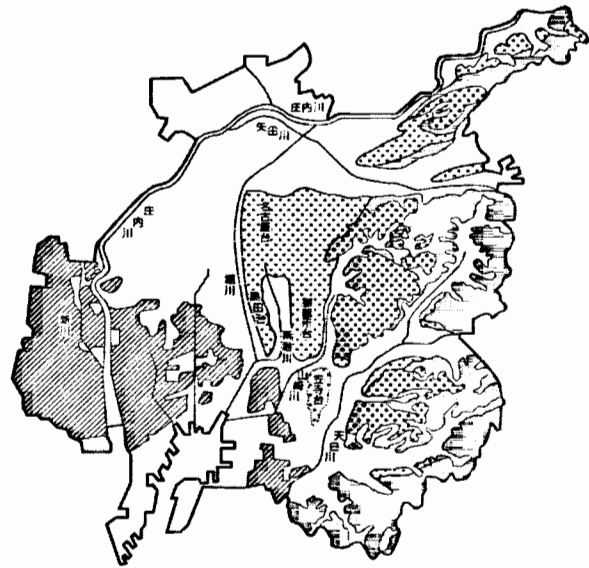
名古屋市は、本州のほぼ中央にあつて、東経136度47分30秒から同137度3分39秒、北緯35度2分1秒から同35度15分38秒に位置する。

南は、伊勢湾北端に接して名古屋港を構成し、北から南にかけては、木曾三川によって開かれた濃尾のよく野が広がり、東は緩やかな丘陵地を成して、遠く中部山岳に連なっている。地形は、全体的に東高西低であるが、おおむね平坦となっている。市内の中心部を貫流する堀川の左岸に沿った、名古屋城から熱田神宮にかけての都心部を含む地域は、標高10m から15m の台地(低位台地)である。この台地から東の守山区・名東区・天白区・緑区鳴海町に至る一帯は、標高60m から80m の丘陵地(高位台地)を形成し、きわめて良好な住環境を呈している。また、南西部の湾岸部は、17世紀半ばから次第に干拓によって造成された地域であり、近年の地盤沈下もあつて、海拔0m 以下の地域となっている。本市の最高地点は、守山区大字上志段味の東谷山頂で、海拔198.30m(T.P 東京湾平均海面)、最低地点は、港区新茶屋四丁目地内で、海拔マイナス1.76m(T.P)である。

名古屋の地質は、新生時代の第三紀層の上に第四紀層(沖積層・洪積層)が重なっており、地層の傾斜はきわめて緩やかである。その地質構造は地形との関係が深い。

第三紀層(礫・砂・シルト)は、守山区・名東区・天白区・緑区鳴海町といった東部地域の一部で表層を構成しており、西部から西南部に向かって地下深く傾斜していく。第四紀層のうち洪積層(シルト・砂・礫)は、名古屋城から熱田神宮にかけての低位台地以東の表層を構成しており、山崎川を境に、東は第三紀層に類似した高位台地を形成している。以上の第三紀層及び洪積層の地盤は、きわめて良好である。

第四紀層のうちの沖積層(シルト・粘土・礫・砂)は、北部の庄内川沿いと中心部の堀川以西及び南部の東海道本線以西の広域に広がっており、層の厚さは西及び西南に向かって次第に厚くなり、港区南陽町の一部では40m に達しているところもある。洪積層露出部分に接した地域は、沖積層が薄く地盤も悪くないが、港区南陽町から中川区富田町にかけての市西部及び名古屋港周辺の干拓造成地一帯は、軟弱な地盤となっている。



- 凡例
- 第三紀層
 - ▨ 第四紀層・洪積層(高位)
 - ▩ 第四紀層・洪積層(低位)
 - ▧ 第四紀層・沖積層(斜線部は0m以下)

図 名古屋市の地質

(2)気象

名古屋の気象は、太平洋岸の他の大都市に比べて、比較的厳しい性格をもっている。これは本市が外洋から離れて位置しているため、黒潮の直接の影響をほとんど受けず、むしろ内陸性に近い気候となっているからである。

冬季は、夜間から明け方にかけての冷え込みが厳しく、最低気温は東京や大阪に比べてかなり低い。逆に夏季は暑さが厳しく、湿度がかなり高いことから、全国でも有数の酷暑の気候となっている。

伊勢湾周辺は、全国的にみて雲量の少ない地域で、名古屋の年間日照時間は他の大都市より多い。

40年には面積325km²、人口193万5千人となった。

しかし、昭和40年代に入り人口の都市集中化もようやく鈍化の傾向を示し、特に昭和44年の人口200万人突破以降、人口はわずかに増加の傾向を示しているのみであった。

その後平成5年には人口減少に転じ、この状況が平成8年まで続いたが、平成9年には再び人口増に転じ、平成17年4月1日現在、面積326.45km²、人口2,202,259人である。

2 名古屋の都市計画の沿革

2-1 江戸時代

名古屋のまちづくりの歴史は、慶長15年(1610年)の名古屋城築城着手に始まる。

それ以前、この地方の政治の中心は清須(現在の清須市清洲町)であったが、徳川家康は軍事上の目的から新たに那古野の台地に名古屋城を築き、堀川の開削とともに碁盤割りの城下町を建設した。そして、武士、町人をはじめ神社、仏閣に至るまで、清須からこの城下町に町ごと移転させた。いわゆる「清須越し」である。

新しい城下町の中心部は、東西南北に走る道路で碁盤割りにされ、うち数本は東海道や中仙道などの街道にも接続された。道路幅は3間(5.45m)とされ、碁盤割りに区切られた1街区は60間(109.09m)四方であり、99街区が整備された。これらの街区は商業地とされ、商人たちが住み、武士の屋敷町がそれを取り囲む形で置かれた。城下の入口付近には寺町が配置され、万一の場合の防衛拠点として武士が寺院に寝泊まりできるようにした。

こうして、名古屋は初めて近世都市としての形態を成すこととなった。

2-2 明治時代

明治4年に廃藩置県により名古屋藩は名古屋県となった。翌年には尾張、三河を所管する愛知県となり、名古屋は第一大区となった。明治22年10月1日には市制施行により名古屋市が誕生した。本市は、こうしてこの地方の政治の中心地として発展するとともに、商工業の振興によって近代産業都市へと急速に進んでいった。

都市建設事業は、明治の初期より積極的に行われており、道路、公園、下水道、運河、港湾等の建設が推進され、後の都市計画樹立の基礎となった。

2-3 大正時代

本市における近代都市計画の法制は、大正7年の東京市区改正条例の準用により始まる。

大正8年には旧都市計画法が制定され、本市でも都市計画区域をはじめ、総合的な将来の構想に基づき、基礎となる用途地域や街路、公園などの重要施設が都市計画として決定された。

一方、大正初期から耕地整理や区画整理が普及し、市街地の整然とした開発整備に貢献した。

2-4 昭和時代

昭和に入ってから、耕地整理、区画整理による市街化の進展に伴い人口が増加した。

しかし、第二次世界大戦では、当時の市域の約4分の1の区域を焼失するなど、多大の被害を受け、都市機能はほぼ停止状態となった。

本市は、これに屈することなく、理想的な文化、産業都市の建設の目標のもと、既定の街路網、公園計画などの計画を廃止し、新たに総合的な復興都市計画をいち早く作成し、事業にとりかかった。特に戦災の激しかった都心部を中心に、画期的といわれる戦災復興土地区画整理事業を実施した。この事業は、着手後約35年を経た昭和56年9月に全48工区の換地処分を終え、現在の名古屋の近代的街

並みの基盤となっている。

昭和30年代は復興計画の進展が目覚ましく、重工業の発展、市域の拡張もあって、人口は急角度の増加を示した。また、経済の高度成長を背景に、急激な都市への人口集中と宅地需要を受けて、民間施行の土地区画整理事業がはなばなしく展開された。

昭和34年9月の伊勢湾台風は、名古屋の都市計画にとり都市防災という面で大きな教訓となった。無災害都市建設のために被災直後設立された名古屋市災害対策協議会により、恒久的な防災対策が樹立され、街路築造、区画整理事業、給排水施設の整備及び災害危険区域の指定などの諸計画が推進された。

昭和30年代からの急激な都市化によって引き起こされた種々の都市問題に対応するため、昭和43年に旧都市計画法が全面改正され、新都市計画法が公布された。新たに市街化区域及び市街化調整区域の都市計画、開発許可制度の創設、都市計画事務の地方への委譲、都市計画への住民意見の反映等の措置が図られ、都市計画が新しい制度として体系化され再出発することとなった。

これに関連して、昭和44年には既成市街地の土地の高度利用と公共施設の整備促進のため都市再開発法が制定された。また、土地利用の純化を図るため、昭和45年には建築基準法の一部改正によって、用途制限の強化、専用地域の大幅増加が図られた。

以上の一連の法制度の改正に対応して、名古屋都市計画区域は昭和44年12月に周辺16町村を含む面積約51,000haの区域に再編成された。さらに、都市計画の基本となる市街化区域及び市街化調整区域は昭和45年11月に決定され、市域面積の約92%が市街化区域に指定された。次いで、昭和47年9月には土地の合理的利用を目的として8種類の新用途地域が決定された。その後この用途地域制度のもと、昭和54年12月、昭和61年4月の2度にわたり全市見直しを行った。

他方、名古屋が周辺地域を含めて均衡ある発展を図るため、市街地形成の骨格を成す幹線街路の整備と都市活動を支える都市交通体系の確立が必要となり、昭和42年3月には名古屋市域外周を一巡する名古屋環状2号線が、次いで昭和45年9月にはこれと有機的に接続する名古屋都市高速道路が決定され、現在、その整備事業が鋭意推進されている。

さらに、公共交通機関の軸となる鉄道については、新線整備の推進と既設線の増強を図り、地下鉄の建設が推進された。また、鉄道の連続立体交差化、総合駅や駅前広場の整備などに努め、都心部の駐車場需要に対処するため久屋駐車場等の整備を行ってきた。

昭和49年2月には中村区那古野一丁目において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、泥江第1種市街地再開発事業が決定された。この事業により、昭和53年4月に2棟の施設建築物が、昭和59年10月に超高層の名古屋国際センタービルが完成した。

昭和40年代後半に至り、人口の都市集中化はようやく鈍化し、本市の人口も昭和44年の200万人突破以降はわずかに増加しているにすぎない。

本市は、昭和52年12月、地方自治法に基づく基本構想を市議会の議決を経て定めた。この名古屋市基本構想は、新しい世紀を展望した長期にわたる市政運営の指導理念として位置づけられる。これに即して市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本計画として、昭和55年1月に名古屋市基本計画を、昭和63年8月に名古屋市新基本計画を策定した。

そして、これらの計画を推進するため、公共施設の未整備地区や都市機能の更新・強化に向けて民間開発を誘導する地区等において、地区の特性に応じた各種の事業・規制・誘導手法を複合的に用い市街地の整備を進める地区総合整備を行うこととした。

2-5 平成時代

平成元年(1989年)、本市は明治22年(1889年)の市制施行以来100年目を迎えた。同年7月15日から開催された世界デザイン博覧会をはじめ、多彩な市制百周年記念事業や行催事が市内各所で展開されたほか、市議会において「デザイン都市宣言」が決議された。

本市は、これを契機としてデザインに着目したさまざまなまちづくりを進めており、都市景観整備地区の指定など、魅力ある都市景観の形成に向けて都市景観行政を推進している。

また、都心の活性化を図るため、金山の拠点開発などを進めるとともに、人と自然と科学が調和したま

ち、志段味ヒューマン・サイエンス・タウンの建設を進めるほか、交通基盤として、地下鉄4号線の延伸、都市高速道路・名古屋環状2号線の建設を鋭意推進している。

平成3年7月15日には、行政と市民、まちづくり関係者などを結び、まちづくりに関する調査研究、情報の収集提供、人材の育成交流を行う拠点として、財団法人名古屋都市センターを設立した。

一方、昭和の終わりから続いたバブル景気に伴う地価高騰は深刻な社会問題となっていた。平成4年、総合的な土地政策の一環として、都市計画法等が改正され、市町村の都市計画に関する基本方針(市町村の都市計画マスタープラン)が創設されるとともに、住居系用途地域の細分化を中心に土地利用計画の詳細化が図られ、用途地域は8種類から12種類となった。この改正に伴う用途地域の全市見直しは、平成8年5月末に決定されている。

平成11年7月、いわゆる地方分権一括法により、都市計画法など関連法制が改正され、都市計画の自治事務化、決定権限の政令指定都市・市町村への拡大、市町村都市計画審議会の法定化などが図られた。これにより、本市は、都市計画区域、区域区分、市域を越える都市施設を除きほとんどの決定権限を有することとなった。

平成12年9月には、基本構想に基づく第3次の長期総合計画として「誇りと愛着の持てるまち・名古屋」をめざす名古屋新世紀計画2010を策定した。

平成13年9月には、行政はもとより、市民や企業とのパートナーシップにより、地域の特性を生かしたまちづくりをすすめる総合的なガイドラインとなる名古屋市都市計画マスタープランを策定した。

平成15年2月には、提案型としては全国初となる都市再生特別地区(名駅四丁目地区)を都市計画決定した。

3 緑に関する都市計画と公園緑地行政の沿革

3-1 公園・緑地

(1) 沿革

都市で生活する人々にとって、公園・緑地は、休息、観賞、運動等の主として屋外レクリエーションの場として欠くことのできないものであるとともに、都市の環境保全、景観の向上あるいは都市防災の見地から不可欠の施設である。

大正15年1月、本市域の内外にわたって24か所、面積約550haの公園が都市計画決定された。これらの公園は、自然の風致を保存する価値のあるものや名勝地で風致の良い場所、城跡史蹟地、神苑地等又は公園配置上必要な場所(約2kmの誘致距離)について計画したものである。同時に、関東大震災による公園の防災機能の重要性の教訓と、相次ぐ耕地整理や土地区画整理事業による樹林地、名勝地の保全にも対応したものであった。

戦時下の昭和15年12月には、防空を目的として、市域を環状に囲むように7か所、面積約826haの緑地が都市計画決定され、庄内川緑地など5か所、約648haが防空緑地として事業化された。

戦後の昭和22年5月、戦災復興計画の一環として、従来の公園計画を一旦廃止すると同時に、それをベースに都市構成上必要なものを追加して、新たな名古屋都市計画公園として31か所、面積約880.65haを都市計画決定した。その後昭和29年11月には、復興土地区画整理事業によって確保された公園98か所を追加した。

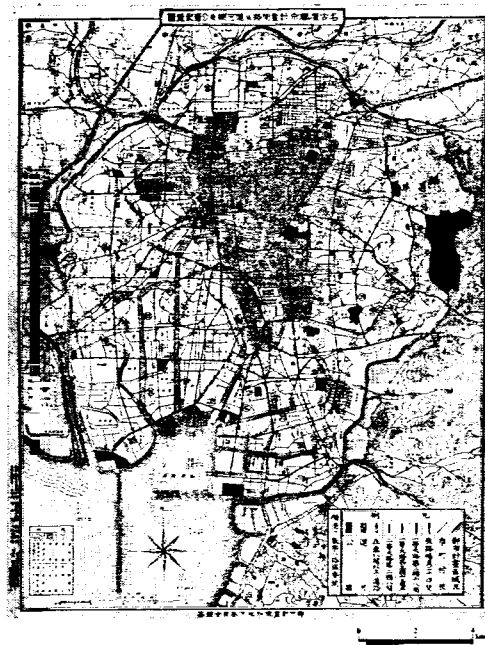


図 大正15年当時の公園配置

昭和33年には、市域の拡大を機に、従来の公園・緑地の計画を全市的に見直し、大幅な追加と変更を行った。昭和40年と昭和41年にも市域拡大にあわせた公園・緑地の追加と変更を行った。

河川敷緑地については、昭和40年11月の河川敷地占用許可準則により、公園緑地等が不足している都市内の河川又はその近傍に存する河川敷地を公園緑地等へ開放する方針が定められ、本市においても、昭和41年から昭和43年にかけて10緑地の追加、3緑地の変更を行った。

その後、社会情勢の変化に対応し、運河や貯木場など従来機能を果たさなくなった公有水面や施設の廃止、あるいは貨物駅、市場などの公共公益施設や民間工場の移転などの土地利用の転換による跡地の都市開発・住宅建設に伴い、多くの公園・緑地が計画された。

都市景観の向上がまちづくりの重要な目的のひとつとして注目されるようになると、公園計画も都市景観の面から見直されるようになった。昭和61年には、都心部の景観向上とレクリエーション機能の充実を図るため、栄公園地区の再整備計画にあわせて久屋大通公園が都市計画決定され、昭和62年には官庁街の庁舎建設の変更とあわせた名城公園の計画変更が行われた。

このほか、民間施行の土地区画整理事業により移管を受けた公園・緑地が本市の公園緑地計画に占める位置づけは大きく、特に新市街地においては多くの住区基幹公園が土地区画整理事業によって生み出されている。

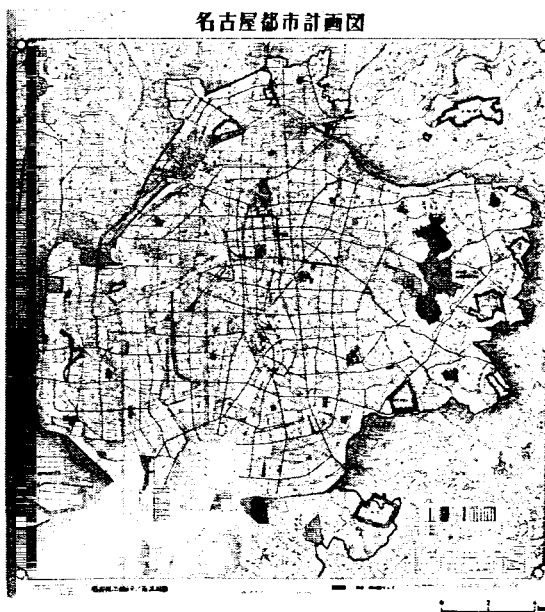


図 昭和33年当時の公園配置

表 都市計画公園・緑地の種類及びその種別

施設の種類の種類	種別	内容	備考
公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25haを標準とする
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2haを標準とする
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4haを標準とする
	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	おおむね10ha以上とする
	運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園	おおむね15ha以上とする
	広域公園	一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの	おおむね50ha以上とする
	特殊公園	(ア)主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 (イ)動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園	
緑地	都市緑地	その存在機能により都市環境の改善、安全性の向上、都市景観の増進等の用に供するため設ける公共空地	
	緩衝緑地		
	緑道 河川敷緑地		
墓園		埋葬を行うために設ける墓地のうちで都市の総合的な土地利用計画に基づき、緑地系統の一環として計画する公共空地	

(注) 緑地の種別は便宜上のもので都市計画に定めるものではない。

(2) 現況

都市計画決定している公園・緑地のうち都市公園として整備されたものは、平成17年4月1日現在、745か所、面積約1,309.78haで、その整備進捗率は約47%、市民1人当たりの都市公園面積は約5.94㎡となる。ただし、都市計画決定されていない都市公園を含めると、1,342か所、面積約1,490.03ha、市民一人当たり約6.77㎡である。

表 都市計画公園の現況

		都市計画公園・緑地		左のうち供用済み		供用率(%)
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
公園	街区公園	603	175.66	595	172.74	98.3
	近隣公園	72	128.4	69	113.88	88.7
	地区公園	27	179.0	23	96.14	53.7
	総合公園	12	524.6	9	265.61	50.6
	運動公園	3	76.4	3	63.37	82.9
	特殊公園	7	61.3	5	48.89	79.8
	公園計	724	1,145.36	704	760.63	66.4
緑地		44	1,663.57	41	549.15	33.0
公園緑地 計		768	2808.93	745	1,309.78	46.6

(平成17年4月1日現在)

- (注1) 都市計画公園緑地の面積は、庄内緑地13.6ha、名西橋緑地12.5ha、小幡緑地22.1haの計48.2haの市外分を含む。
- (注2) 都市計画決定都市公園とは、計画決定された公園・緑地のうち、市内で都市公園として供用されているものをいい、県営の高蔵(0.98ha)、熱田(7.6ha)公園、牧野ヶ池(147.03ha)、小幡(54.37ha)、大高(99.89ha)緑地を含み、高蔵公園は県営・市営をあわせて1か所として計上している。

また、公園数等を他都市と比較すると、以下のようになる。

表 都市公園の現況 他都市比較

項目	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	名古屋市
人口(人)	1,860,379	997,199	919,575	1,180,068	1,308,313	3,560,370	2,202,259
一人当り公園面積(m ² /人)	10.8	12.34	8.8	4.94	3.73	4.55	6.77
都市公園数(箇所)	2,573	1,480	894	756	931	2,486	1,342
都市公園面積(ha)	2009.65	1209.35	807	583.46	488.50	1621.65	1490.03
市域面積(ha)	112,112	78,809	27,208	21,749	14,435	43,547	32,645
都市計画区域面積(ha)	56,789	44,284	27,208	21,749	14,435	43,547	32,645
都市公園面積率(%)	3.54	2.73	2.97	2.68	3.38	3.72	4.56
項目	大阪市	京都市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	
人口(人)	2,632,801	1,462,752	1,519,878	1,143,226	995,224	1,393,900	
一人当り公園面積(m ² /人)	3.50	4.56	16.46	7.82	11.05	8.69	
都市公園数(箇所)	955	790	1,502	1,083	1,580	1,523	
都市公園面積(ha)	921.78	666.35	2501.0	893.74	1099.91	1,211	
市域面積(ha)	22,196	82,790	55,197	74,214	48,555	34,003	
都市計画区域面積(ha)	22,496	48,051	55,337	39,917	48,865	40,220	
都市公園面積率(%)	4.10	0.8	4.52	2.24	2.25	3.01	

(3) 事業

都市計画事業としての公園事業は昭和12年に認可を受けた第19号運動公園(現在の瑞穂公園)が最初であり、その後、稲永公園などの10公園が事業決定された。これらの事業の目的は、市民の体育向上や防空のための施設整備など、戦時体制を反映したものであった。

戦後になると、復興土地区画整理事業の中で、被災した市街地の復興とともに公園の整備が図られた。復興土地区画整理事業は昭和56年にすべての換地処分を終了し、最終的にはこの事業によって215か所、約140.8haの公園が新たに整備された。

一方、都市計画事業としては、昭和25年に名城公園の一部(旧陸軍の練兵場約23ha、現在の名城公園北園)が事業決定され、その後も多くの公園・緑地の事業に着手し、整備推進を図ってきた。しかし、

高度経済成長政策のもと、道路整備に公共投資の重点がおかれたため、公園・緑地の事業は思うように進まず、また、昭和40年代から昭和50年代にかけて本市では、民間の土地区画整理組合から移管を受けた数多くの公園用地の整備に重点が移り、この時期、従来からの都市計画事業がやや停滞した。

昭和47年になり、計画的な公園整備を促進することにより、急激な都市化の中で悪化した環境の改善を図るため、都市公園等緊急整備措置法が施行された。以後、数次の都市公園等整備五箇年計画(平成8年度からの第6次計画のみ七箇年計画)に基づき、公園の量的増大を図ってきており、特にバブル期には豊かな財政事情を背景に平成元年から平成6年度にかけ新規事業着手と事業区域の拡大が16公園緑地で行われ、現在21公園緑地、279.37haで事業を展開している。

また、平成15年には社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画が施行された。これは都市公園等整備五箇年計画のほか、道路や河川など従来の事業分野別の五箇年計画を一本化した社会資本整備重点計画の中で事業を進めていくもので、この計画の中では従来の五箇年計画で対象としていた都市公園等の整備に加え、都市における緑地の保全に関する事業が社会資本整備事業として位置づけられている。

表 都市計画事業施行中の公園・緑地

公 園 名	認可年月日	告示番号	面積(ha)	事 業 期 間
街区公園 汐田公園 小計	H16.3.16 1か所	県第234号	0.12 0.12	S58.6.22~H18.3.31
近隣公園 川名公園 千句塚公園 小計	H16.12.21 H17.3.8 2か所	県第932号 県第213号	1.58 0.20 1.78	H12.11.7~H19.3.31 H12.11.24~H19.3.31
地区公園 志賀公園 戸笠公園 富田公園 大森公園 船頭場公園 小計	H15.3.25 H16.3.16 H16.3.16 H16.3.16 H15.3.25 5か所	県第243号 "233号 "235号 "236号 "245号	2.4 8.9 6.3 5.5 2.7 25.8	S34.3.17~H20.3.31 S55.10.31~H18.3.31 H1.10.23~H19.3.31 H2.3.19~H21.3.31 H4.6.24~H20.3.31
総合公園 天白公園 東山公園 明德公園 新海池公園 小計	H17.3.4 H15.3.25 H16.3.16 H17.3.8 4か所	県第156号 "242号 "237号 "215号	25.8 59.7 18.0 13.2 116.7	S57.5.19~H22.3.31 S33.2.15~H20.3.31 H4.10.14~H21.3.31 H10.5.11~H22.3.31
運動公園 瑞穂公園 小計	H16.3.16 1か所	県第238号	0.67 0.67	H6.1.10~H19.3.31
特殊公園 笠寺公園 荒子川公園 小計	H15.3.25 H17.3.8 2か所	県第241号 "214号	3.1 7.9 11.0	S31.10.27~H20.3.31 S54.12.27~H19.3.31
都市緑地 猪高緑地 戸田川緑地 相生山緑地 勅使ヶ池緑地 荒池緑地 庄内緑地 小計	H15.3.25 H17.3.4 H16.3.16 H16.3.16 H15.3.25 H17.9.6 6か所	県第250号 "158号 "240号 "239号 "251号 "289号	51.7 31.9 5.9 12.1 8.6 13.1 123.3	S47.12.6~H20.3.31 H1.11.24~H22.3.31 H6.2.18~H23.3.31 H6.1.10~H21.3.31 H6.9.21~H20.3.31 H14.3.29~H20.3.31
合計	21か所		279.37	

3-2 墓園

本市の都市計画墓園は、戦災復興計画の一環として、「都心部の墓地を郊外に移転させる」という方針に基づき、昭和22年に本市東部の丘陵地に第1号東墓園が、さらに南部の丘陵地に第2号南墓園が都市計画決定された。このうち、第2号南墓園については、周辺の市街化の予想以上の進展と将来の土地利用等の動向を勘案し、墓園よりも公園としての土地利用を図るため、昭和53年5月にこれを廃止した。

しかし、その後の墓地需要の増大に伴い、墓園の建設が急務となってきたことから、新たな墓園の候補地を検討した結果、昭和59年8月、本市南東部の勅使ヶ池地区に第2号勅使ヶ池墓園を都市計画決定した。

(1) 第1号東墓園

第1号東墓園(約146.5ha)は、一般に平和公園と呼ばれているが、この墓園は復興土地区画整理事業の中で、施行区域内の約19万基の墓碑(279寺)を集約整理したものである。単なる墓地でなく、市街地に残された都市の森としてなごや東山の森づくり構想において、近接する東山公園(約261.8ha)とともに市民共有の貴重な財産と位置づけ、守り育てていく活動が進められている。特に南部の約50.1haについては、現在も事業継続中であるが、なごや東山の森づくり構想の中でも「身近な自然を体感するふるさと」として既存の樹林地や湿地など、自然環境を生かした公園として整備が進められることになっている。

(2) 第2号勅使ヶ池墓園

第2号勅使ヶ池墓園(約60.0ha)は、計画地の良好な自然環境を保全・活用し、緑豊かな魅力ある墓園として計画され、みどりが丘公園の名称で整備が進められている。昭和59年から事業に着手し、昭和63年からは、全体36,000区画のうち一部の墓地について貸付けを開始している。現在、15,418区画の貸付けを行っている。

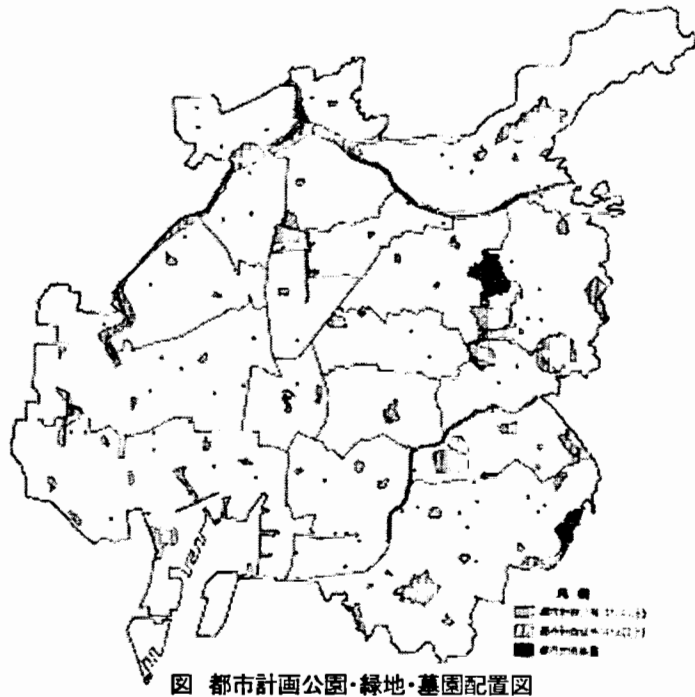


図 都市計画公園・緑地・墓園配置図

3-3 自然的環境の保全等のための地域地区

都市化の著しい進行に伴い、都市における自然的環境は次第に失われつつあるが、人間が文化的生活を営むうえで、都市の緑は必要不可欠であり、緑の保全と確保は都市の重要課題となっている。

本市では、都市計画公園・緑地等の公共空地の整備とともに、地域地区制度のうち地域制緑地といわれる風致地区や特別緑地保全地区、生産緑地地区を指定し、土地利用を規制・誘導することにより、都市における自然的環境の保全や緑地機能の確保を図っている。

3-3-1 風致地区

風致地区は、建築物の建築や土地の造成、木竹の伐採などの行為に対して、一定の制限をかけることにより、良好な自然的環境の保全と回復を図り、緑豊かな都市環境を形成しようとするものである。

名古屋市の風致地区は、当初、昭和14年に指定され、旧都市計画法のもと、風致地区取締規則によって地区内の建築物の建築等が規制されてきた。その指定面積は、追加変更等により最終的には23地区、約5,400haに及んだ。

昭和43年の都市計画法の改正により、従来の指定を再検討し、規制の効果を十分発揮するよう、自然の風致に富んだ区域を重点的に指定することとし、昭和45年6月に区域を16地区、約2,450haに縮小変更した。同時に、名古屋市風致地区内建築等規制条例により規制を行うこととなった。

昭和53年12月、風致地区内の建築規制に段階規制の考え方を導入し、建ぺい率及び壁面後退の程度に応じて第一種風致地区と第二種風致地区を設定するとともに、竜泉寺風致地区の追加決定や小幡風致地区等の区域拡大を行い、17地区、約2,831haとした。

その後、全市にわたる地域地区見直しへの対応、都市計画公園・緑地との整合性を図るとともに、既決定風致地区と一体となった緑の連続性の確保及び文教環境や樹林地を主体とする自然的環境の保全を方針とする見直しを行い、昭和61年4月、区域を18地区、約3,009haに拡大、変更した。

また、平成5年3月には、風致地区内における土地区画整理事業との整合を図るため、種別の変更と幹線道路沿いの区域削除を行った。その後3度の区域変更、種別変更を行い、平成16年2月、現在の18地区、約3,000haに変更している。

風致地区内において建築物の建築その他工作物の建設、建築物その他の工作物の色彩の変更、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更、水面の埋立、もしくは干拓、木竹の伐採、土石の類の採取及び移動の容易でない物件の設置又はたい積を行う場合は、条例により市長の許可が必要となる。

3-3-2 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、平成16年の都市緑地保全法の改正(現 都市緑地法)により、それまでの緑地保全地区が名称変更により特別緑地保全地区となったものである。その制度の目的は、良好な自然環境を保っている都市内の樹林地や草地、水辺地などに指定し、都市における緑地の適正な保全を図ろうとするものである。都市緑地法では、指定の要件として次の三つをあげている。

- ① 無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止等のための遮断地帯、緩衝地帯、避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ② 神社、寺院等と一体となって、又は伝承・風俗慣習と結びついて、伝統的又は文化的意義を有するもの
- ③ 風致・景観が優れ、又は動植物の生息地・生育地として保全する必要がある、健全な生活環境を確保するため必要なもの

名古屋市の特別緑地保全地区は、昭和55年に本市を代表する史跡及び神社、仏閣境内地等の緑地について25地区約103.2haを指定した。その後、同様の基準により第2次指定(昭和57年)として11地区約16.9haを、第3次(昭和59年)として9地区6.8haの追加指定を行った。

昭和61年の第4次では、それまでの神社、寺院等の境内地だけでなく、風致、景観に優れ、学術的価値の高いものも指定の対象とし、10地区9.5haを、同様の基準により第5次(平成2年)では、12地区3.7haの指定を行ってきた。

第6次(平成15年)では、さらに動植物の生息生育場所となる緑地を指定の対象とし、4地区43.2haの追加指定を行い、指定面積は、現在71か所、約183.3haとなっている。

特別緑地保全地区内においては、現状維持を基本とした厳しい規制が行われ、建築物等の建築や土地の形質の変更、木竹の伐採及び水面の埋立や干拓といった行為は市長の許可を受けなければならない。この時、行為が許可されないことにより損失を受けた者に対して、市がその損失を補償することになっている。

3-3-3 生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内において、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地として適し、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められる農地等に指定している。

生産緑地地区は、昭和49年に制定された生産緑地法において、第一種生産緑地地区と第二種生産緑地地区に区分されていた。その後、大都市地域における住宅・宅地供給の促進と農地の計画的な保全の必要性から、市街化区域内の農地を宅地化するものと明確に区分することとなり、農地税制の改正とあわせ、平成3年に法が改正され、この中で指定要件の緩和と種別区分の廃止が行われ、現在、本市では約356.9haを指定している。

生産緑地地区内の土地は、農地等として管理しなければならず、建築物の建築や土地の形質の変更などの行為は市長の許可が必要となる。

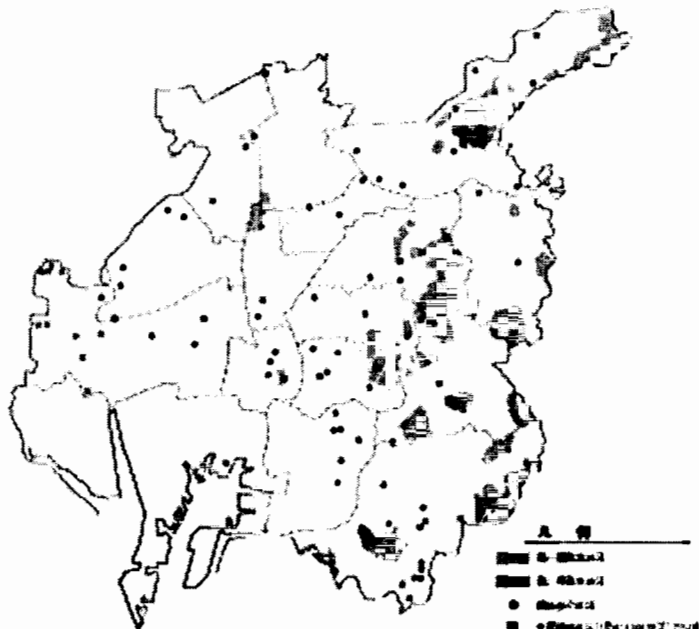


図 風致地区・緑地保全地区及び生産緑地地区配置図

3-3-4 緑地保全地域、緑化地域

また、これらの地域地区の他に平成16年の都市緑地保全法(現 都市緑地法)の改正に伴い、緑地保全地域、緑化地域等の制度が創設され、これらを都市計画で位置づけることができるようになった。

緑地保全地域は、現状凍結的な緑地の保全を行う特別緑地保全地区に対し、比較的広域の見地から市街地及びその周辺地域に存する都市計画区域内の緑地について指定するもので、市の定める緑地保全計画に基づき、建築物の建築等の行為について行為着手前の届出を義務付けるとともに、緑地を保全する上で必要がある場合に限り、当該行為の中止若しくは制限又は必要な措置をとるよう命令することができる制度である。

緑化地域は、用途地域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域に指定するもので、1,000㎡以上(条例で300㎡まで下げることができる)の建築敷地に対して定められた緑化率以上の緑化を義務づけるもので、市街化が進展し稠密な土地利用が行われている中心市街地等、都市公園の整備や街路の緑化等の公的空間における緑の確保には限界がある地域において必要な緑を確保するための制度である。

3-4 公園緑地行政の沿革

年	名古屋の公園緑地行政	市政その他・国の動き
M6(1873)		◎太政官布達第16号による公園設置の始まり
M12(1879)	【公園の始まり】浪越公園(現那古野山公園)の設置(愛知県管理)	
M20(1887)	【街路樹の始まり】笹島街道(広小路通)にヤナギを植栽	
M24(1891)		【名古屋市誕生】市制施行
M36(1903)		日比谷公園開園
M40(1907)		名古屋港開港
M41(1908)		東・西・南・中の4区設置
M42(1909)	「名古屋市設置第1号公園」鶴舞公園の設置	
M43(1910)		第10回関西府県連合共進会開催(鶴舞公園にて)
T7(1918)	鶴舞公園附属動物園開園	
T8(1919)		◎(旧)都市計画法の制定
T10(1921)		隣接16か町村編入
T11(1922)		市営電車運転開始
T12(1923)	中村公園の移管(愛知県→名古屋市)	関東大震災
T14(1925)		市内初の土地区画整理組合の設立
T15(1926)	【都市計画公園の始まり】24公園、約550haを都市計画決定	
S5(1930)	宮内庁より名古屋城下賜 八事保勝会の設立	市営バス営業開始 中川運河通水
S6(1931)	尾張徳川家より徳川園寄付受納	
S7(1932)	八事風致協会の設立	
S8(1933)	土木部に公園課新設	
S9(1934)		市人口100万人突破
S11(1936)	愛知県風致地区取締規則制定	
S12(1937)	東山植物園開園 東山動物園開園(鶴舞公園から移転)	(千種・中村・昭和・熱田・中川・港の6区増区) 下之一色町・庄内町・荻野村合併 ◎防空法の分布
S14(1939)	【風致地区の始まり】23地区、約2,454haを指定	
S15(1940)	防空緑地(都市緑地)を決定(市内826ha)	◎都市計画法の改正(都市計画施設として緑地追加)
S16(1941)		太平洋戦争始まる
S17(1942)	風致地区を追加指定	
S19(1944)	【公園事業(認可)の始まり】第19号運動公園	北・栄・瑞穂の3区増区
S20(1945)	東山動物園の一般観覧停止	終戦 栄区を中区に併合

年	名古屋の公園緑地行政	市政その他・国の動き
S21(1946)	都市緑地が農地解放の対象になり大部分を失う	戦災復興土地区画整理事業開始 ◎特別都市計画法の制定(緑地地域制度制定)
S22(1947)	復興都市計画公園・復興都市計画墓地の決定	
S25(1950)	平和公園内に墓地移転決定 市の花「ユリ」の選定	第5回国民体育大会開催
S26(1951)		名古屋港管理組合発足
S27(1952)		◎道路法の制定
S29(1954)	復興土地区画整理事業による98公園を追加決定	テレビ塔完工
S30(1955)		◎特別都市計画法の廃止 6町村合併(猪高・天白・山田・楠・富田・南陽)
S31(1956)	風致地区の見直し 名古屋市風致地区取締規則施行(地方自治法の改正)	◎都市公園法の制定
S32(1957)	中央分離帯植栽開始 平和公園墓地移転完了	地下鉄開通(名古屋～栄町)
S33(1958)	都市計画公園緑地の全市的な見直し 風致地区の見直し 白川公園建設計画の設計コンペ開催	
S34(1959)	都市公園条例施行 伊勢湾台風による被害(樹木被害 35,000本)	ロサンゼルス市と姉妹都市提携 伊勢湾台風襲来 名古屋城再建
S37(1962)		◎都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律制定
S38(1963)		守山市、鳴海町を合併(守山・緑区増区)
S39(1964)	花いっぱい運動始まる	有松、大高両町を合併 東京オリンピック開催 ◎河川法の制定
S40(1965)	都市計画公園緑地の追加 農業センター開設 フラワーブラボーコンクールに参加	◎河川緑地占用許可準則制定
S41(1966)	都市計画公園緑地の追加 河川敷緑地の整備開始	
S44(1969)		市人口200万人突破
S45(1970)	風致地区変更 公園愛護会制度の発足	
S46(1971)	第1回なごや市民植木市開催	
S47(1972)	市の木「クスノキ」の選定 土木局に緑地部設置	◎都市公園等整備緊急措置法制定 ◎第1次都市公園等整備五箇年計画の開始
S48(1973)	緑のまちづくり構想の発表 緑化5カ年計画策定	◎都市緑地保全法の制定 ◎工場立地法の制定
S49(1974)		◎生産緑地法の制定
S50(1975)		名東・天白区を設置(16区制実施)
S51(1976)	グリーンバンク制度発足	◎第2次都市公園等整備五箇年計画の開始
S52(1977)		名古屋市基本構想を市会で決議

年	名古屋の公園緑地行政	市政その他・国の動き
S53(1978)	「緑化都市宣言」市会決議 緑政局の発足 緑化推進条例の施行 風致地区種別追加 保存樹等指定制度発足 緑と花の協定制度発足 (財)東山公園協会設立	メキシコ市と姉妹都市提携 南京市と友好都市提携
S54(1979)	緑のマスタープラン名古屋市原案策定 緑化木公園制度発足	
S55(1980)	【緑地保全地区の始まり】25箇所 103haを指定 農政緑地局の発足 東谷山フルーツパーク開設 緑化センター開設 緑のマスタープラン策定 緑の総合計画策定 街路樹愛護会制度の発足	名古屋市基本計画策定・公表 シドニー市と姉妹都市提携
S56(1981)	緑道整備基本計画の策定 道路緑化基準の制定	◎第3次都市公園等整備五箇年計画の開始
S57(1982)	(財)名古屋市公園緑地協会設立 緑地保全地区追加	
S58(1983)	名古屋緑化基金の設立	
S59(1984)	緑地保全地区追加 コアラ(2頭)がオーストラリアから贈られる	都市景観条例施行 ◎緑化宝くじ発売
S61(1986)	勅使ヶ池墓園を都市計画決定 風致地区変更 庄内緑地グリーンプラザ開設	◎第4次都市公園等整備五箇年計画の開始
S62(1987)	ふれあい「ます」花壇制度発足	都市景観基本計画の策定 ◎国営木曾三川公園供用開始
S63(1988)	緑のマスタープラン名古屋市原案(見直し) 第6回全国都市緑化なごやフェア「緑花祭なごや88」開催 名城公園フラワープラザ開設 市設置の都市公園 1,000カ所達成 第8回緑の都市賞「内閣総理大臣賞」受賞 (財)名古屋市都市農業振興協会設立	名古屋市新基本計画策定・公表
H元(1989)	東山スカイタワー開設 農業文化園開設	市制 100周年 世界デザイン博覧会開催
H2(1990)	緑のマスタープラン(見直し) 都市緑化推進計画(ランドデザイン21)策定 緑地保全地区追加	◎国際花と緑の博覧会 「デザイン都市宣言」決議
H3(1991)	白鳥庭園開設	◎第5次都市公園等整備五箇年計画の開始 ◎生産緑地法改正
H4(1992)	緑化地区制度の発足	名古屋港水族館オープン
H5(1993)	風致地区変更 荒子川公園ガーデンプラザ開設 東山テニスセンター開設	◎都市公園法施行令の改正(公園施設の必置規制緩和等) ◎環境基本法の制定
H6(1994)	日光川公園プール「サンビーチ日光川」開設	◎都市緑地保全法の改正(緑の基本計画制度創設) ◎緑の政策大綱策定 第49回国民体育大会開催

年	名古屋の公園緑地行政	市政その他・国の動き
H7(1995)		阪神・淡路大震災発生 ◎都市緑地保全法の改正(市民緑地・緑地管理機構制度創設)
H8(1996)	長期未整備公園[住宅密集型]川名公園着手	◎第6次都市公園等整備七箇年計画の開始 ◎グリーンプラン2000を策定・発表
H9(1997)	鶴舞公園奏楽堂復元 公園及び街路樹特定愛護会制度の発足	◎河川法の改正
H10(1998)	相生山緑地オアシスの森開設 ランの館開設 長期未整備公園[住宅密集型]米野公園着手 戸田川緑地「なごや西の森づくり」構想	◎都市計画法施行令の改正(決定権限の一部委譲) ◎工場立地法の改正
H11(1999)		なごや交流年 環境基本計画策定・公表 ◎都市公園法施行令の改正
H12(2000)	緑政土木局の発足(財)名古屋市みどりの協会設立	名古屋新世紀計画2010策定・公表
H13(2001)	名古屋市みどりの基本計画「花・水・緑なごやプラン」策定・公表 猪高緑地オアシスの森開設	◎都市緑地保全法の改正(管理協定、緑化施設整備計画認定制度の創設)
H14(2002)	オアシス21開園 なごや西の森づくり10000人の植樹	
H15(2003)	緑地保全地区追加	◎都市公園法施行令の改正(配置基準の見直し、公園施設及び占用物件の範囲拡大) ◎社会資本整備重点計画の策定
H16(2004)	なごや東山の森づくりの会発足 【市民緑地の始まり】2箇所、4.2ha 徳川園開園	◎都市緑地保全法の改正(都市緑地法に名称変更、緑地保全地域・緑化地域制度創設) ◎都市公園法の改正(立体公園制度の創設、第5条の緩和) ◎景観法制定
H17(2005)	緑のまちづくり条例施行 名古屋市緑の審議会発足	国際博覧会「愛・地球博」開催 トリノ市と姉妹都市提携

これまでの検討経緯

① 第1ステージ

昭和 63 年 都市計画公園緑地等検討委員会の設置

平成元年 12 月 部会報告「都市計画公園緑地及び道路の今後の対応について」

内容

- 既都市計画決定公園緑地での事業推進
新基本計画に基づく整備の推進
- 用地の先行取得
積極的な先行取得を実施(新基本計画実施期間中に79ha取得目標)
- 整備手法の検討
既存住宅の中高層化、または公園の複層化などの再開発的手法
- 建築物の建築制限を緩和する地域の検討
都市計画決定後20年以上経過し、新基本計画期間内に着手できない
商業地域、近隣商業地域等で、防火地域または準防火地域の指定

↓

成果

- ・建築物の階数を3階まで認める(川名公園,米野公園,昭和橋公園,土古公園)
- ・用地費の増大

② 第2ステージ

平成5年 都市計画公園・緑地整備推進委員会の設置

平成6年5月 部会報告「都市計画公園緑地及び道路の事業推進について」

内容

- 住宅密集地区の取組み(段階的事業推進手法)
第1段階 税控除拡大と建物補償(代替地斡旋等の生活再建制度の充実)
第2段階 事業化(各種地区計画制度などの新たな整備手法の導入)
- 東部丘陵の大規模公園緑地への対応(オアシスの森事業の展開)
借地と最低限の施設整備による先行的な市民利用と、樹林地の保護育成
- 代替地の確保
生産緑地買取り資金の創設により、買取申出に対し積極的に応じる。
- 税の軽減等
固定資産税、都市計画税評価軽減措置の拡充(最高3割→5割に引上げ)
整備優先度を考慮した建築規制の緩和
- 整備優先度の分類
区分A(13か所)事業化率70%以上で、早期供用を目指すもの
区分B(5か所)公有地と用地取得済み面積等が90%以上で概成
区分C(24か所)用地取得率が低く、事業進捗が困難なもの
住宅密集型公園(15か所)、大規模公園・緑地(9か所)

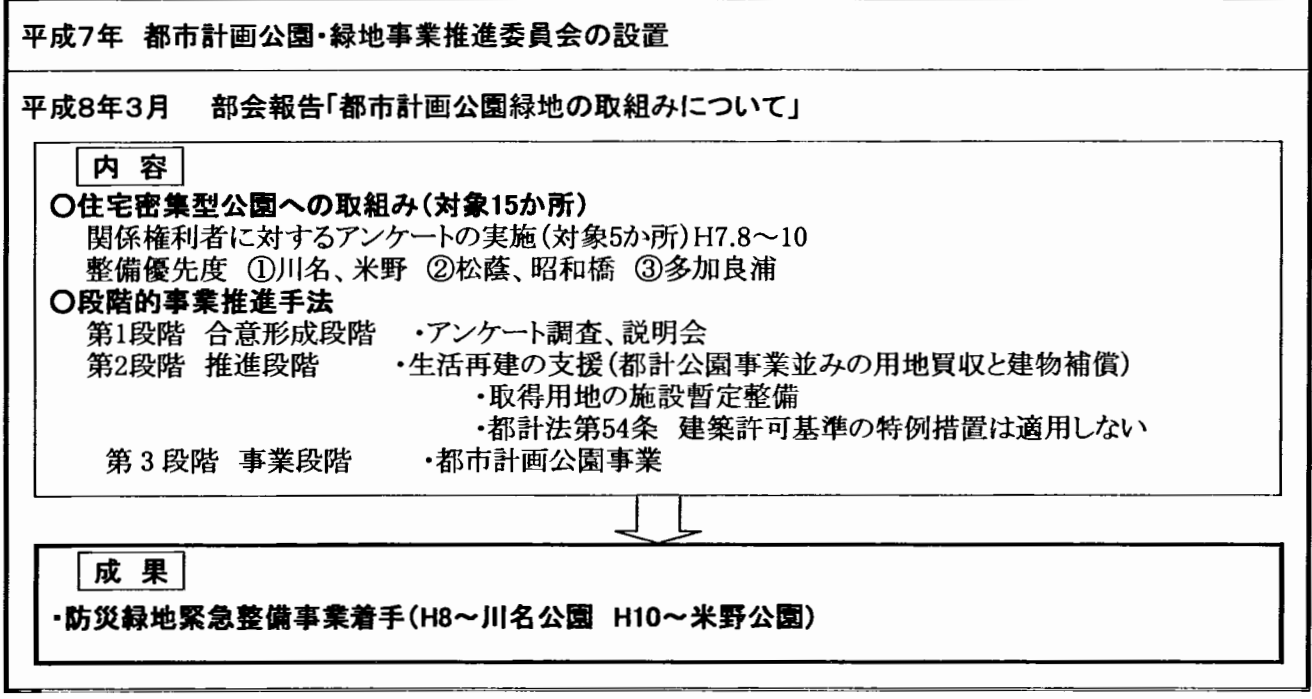
↓

成果

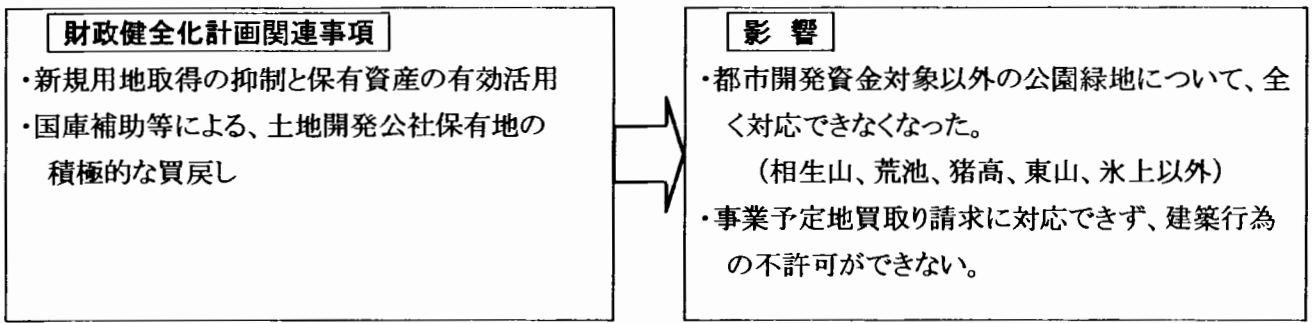
- ・民有地の公有地化の積極的推進
- ・オアシスの森事業(H7～相生山緑地、H10～猪高緑地、H16～荒池緑地、東山公園)
- ・生産緑地代替地等買取り審査会の設置と買取資金の予算計上
- ・固定資産税の 1/2 の軽減実施(H6～)



継続検討



●平成15年 公拡法による土地開発公社の用地取得を休止



③ 第3ステージ

平成 15 年 緑土、住都、財政による庁内課長級検討会

平成 16 年2月 「都市計画公園緑地の取組みについて」

内 容

- 事業優先度、整備スケジュールの明確化
中期: ~25年 長期: 25~50年 超長期: 50年~
事業優先度に基づく先行取得と計画的整備
- 借地や公有地の有効利用による市民利用の促進
オアシスの森 先行取得地 森づくりパートナーシップ
- 新たな整備手法の検討
PFI事業の導入
再開発、土地区画整理、密集市街地整備、防災拠点整備との連携
フォレストアダプト(民有樹林地の里親制度)、フォレストトラスト(森の基金) 他
- 建築制限の緩和策
地区の設定と地区別の緩和期間及び緩和内容等の策定
- 現計画の必要性の検証
防災、環境面での必要性の検証
配置基準、面積水準による必要性を明確化
整備スケジュールで 50 年以降となる区域の見直しを含めた検証



平成 17 年3月 都市計画公園・緑地等事業推進委員会設置

平成 17 年度 市政アンケートの結果について

調査期間

平成 17 年 8 月 23 日 (火) ～ 9 月 6 日 (火)

調査地域

名古屋市内 16 区全域

調査方法

- (1) 対 象 市内に居住する満 20 歳以上の市民 (外国人を含む)
- (2) 標 本 数 2,000 人
- (3) 抽 出 法 住民基本台帳及び外国人登録原票をフレームとする層化 2 段無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送法
- (5) 回 収 率 調査標本数 2,000 人に対して
有効回収数 1,056 人
有効回収率 52.8%

公園・緑地の整備について

21 世紀は環境の時代と呼ばれていますが、名古屋市でもヒートアイランド現象や異常気象などが問題になっており、これらの原因の一つとして“みどり”の減少があげられています。また、公園・緑地などの“みどり”は環境面だけではなく、体を動かしたり休めたりする場であったり、災害時には貴重なオープンスペースを提供したり、街の景観を良くするなどの働きがあります。このように公園・緑地はまちづくりを考える上で重要な要素となるとともに身近な環境の中心となる施設です。

そこで、公園や“みどり”に関しての市民の皆さまのニーズや利用の実態、ご意見などをおたずねし、今後の公園・緑地整備をすすめるうえでの基礎資料とするものです。

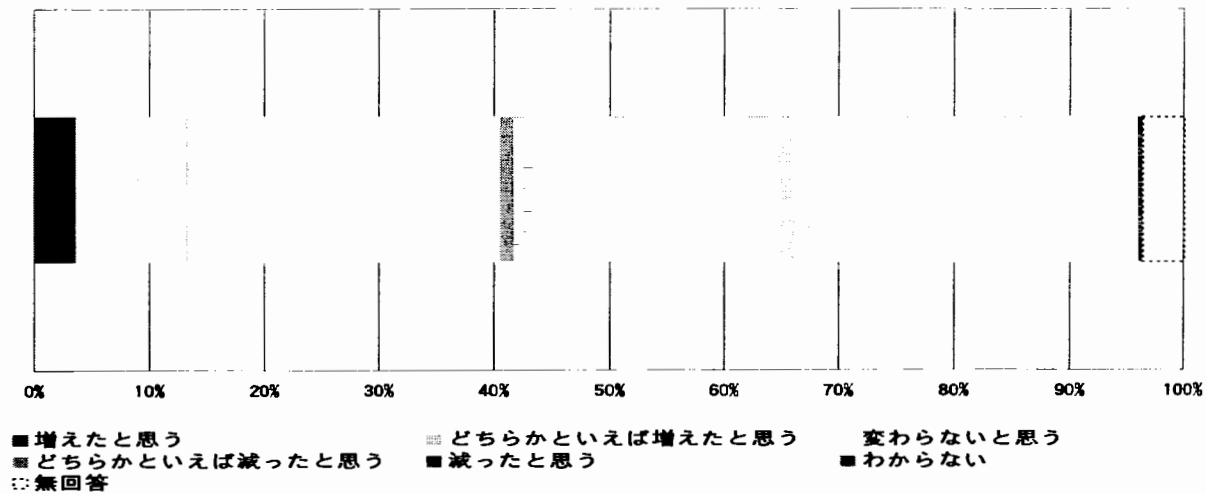
< “みどり” について >

ここでいう“みどり”とは、森や林などの樹林地や公園、街路樹、農地、芝地、水面などのことを指します。名古屋市域全体の“みどり”の占める割合は、平成 12 年の調査時には 25.3%で、平成 2 年の調査時 (29.8%) から 10 年間で 4.5 ポイント減少しています。これは、公園や街路樹はわずかながら増加していますが、樹林地や農地の減少が大きいことによるもので、“みどり”の保全に関して、都市の“みどり”の核となる公園・緑地の役割がますます重要になっています。

問 上記の説明にもありますように、平成 12 年までの 10 年間では市域全体の“みどり”は減少傾向にありますが、実際に、あなたの身近な“みどり”について、最近 10 年ぐらいでどのように変化したと感じていますか。

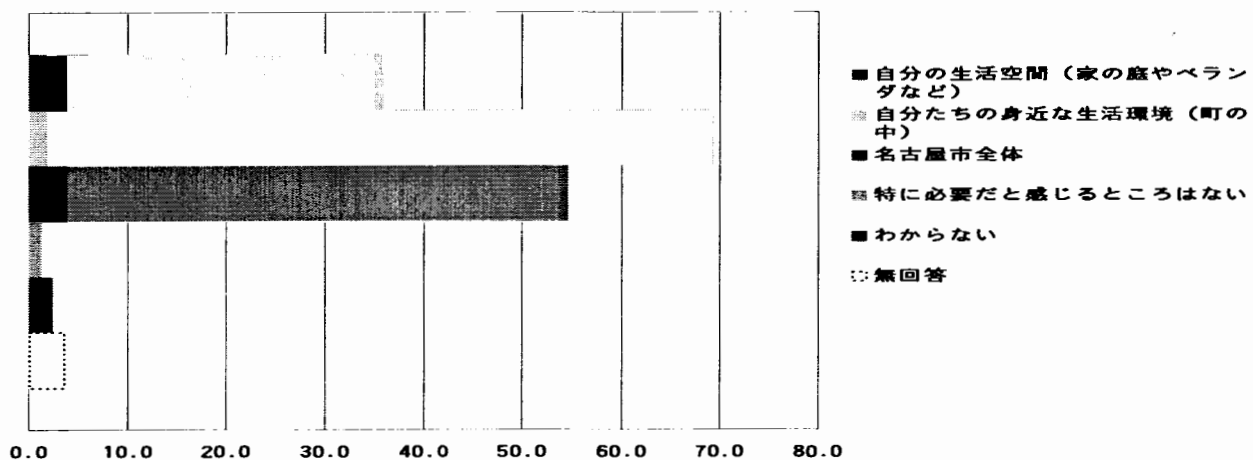
(お考えに最も近いものの番号に 1 つだけ○印をつけてください。)

- | | |
|------------------|---------|
| 1 増えたと思う | (3.6%) |
| 2 どちらかといえば増えたと思う | (9.8%) |
| 3 変わらないと思う | (27.1%) |
| 4 どちらかといえば減ったと思う | (24.1%) |
| 5 減ったと思う | (22.7%) |
| 6 わからない | (9.1%) |
| ※ 無回答 | (3.6%) |



問 一般的に、“みどり”は大切なものであり、可能な限り多くあることが望ましいとは思いますが、“みどり”の創出や保全には多くの費用や労力が必要となります。そこで、あなたが“みどり”が必要だと感じるのはどのようなところですか。
(該当する番号すべてに○印をつけてください。)

1 自分の生活空間 (家の庭やベランダなど)	(36.0%)
2 自分たちの身近な生活環境 (町の中)	(69.4%)
3 名古屋市全体	(54.6%)
4 特に必要だと感じる場所はない ↳ (具体的な理由:)	(1.2%)
5 わからない	(2.4%)
※ 無回答	(3.5%)



<公園・緑地について>

公園・緑地には、都市の“みどり”の保全のほか、様々な役割がありますが、通常、その整備は、必要な箇所について都市計画で区域を決定してから、用地を取得し、さらに必要な施設整備を行った後、市民の皆さまに利用していただいています。

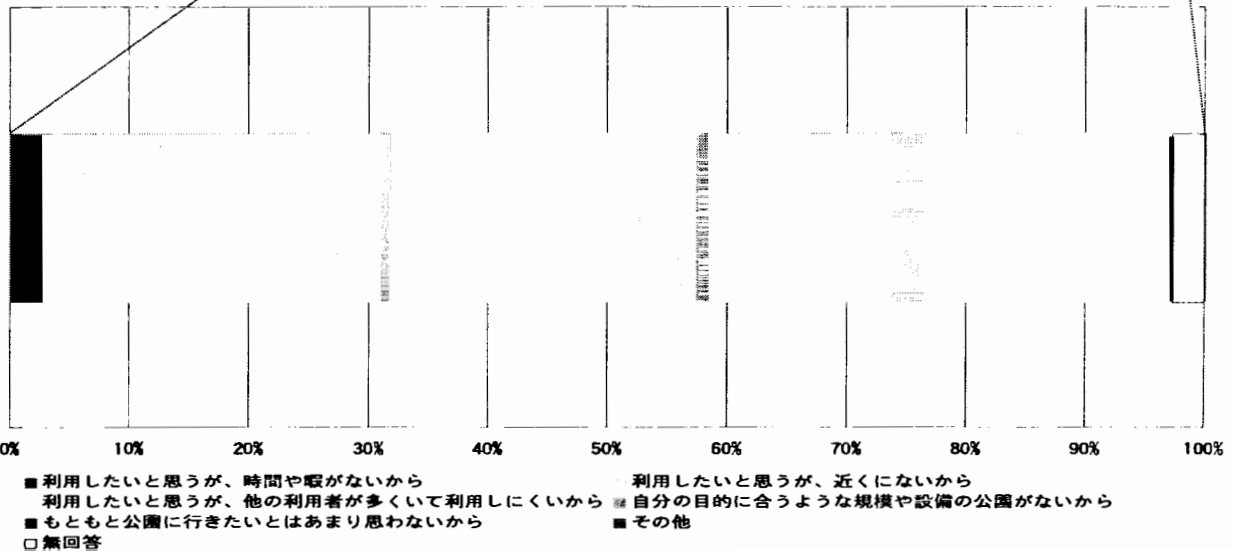
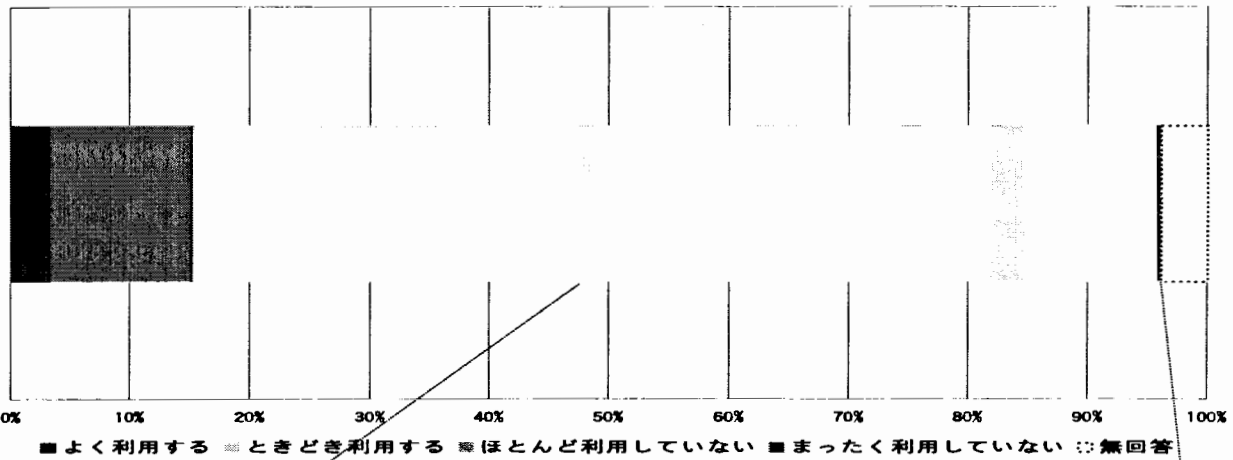
問 名古屋市には、東山公園や鶴舞公園のような大きな公園から、身近にある小さな公園まで様々な公園があり、市街化の進んだ名古屋市では貴重なオープンスペースを提供しています。あなたは最近（この1年くらいの間に）市内の公園を利用していますか。（該当する番号に1つだけ○印をつけてください。）

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1 よく利用する (15.3%) | 3 ほとんど利用していない (34.5%) |
| 2 ときどき利用する (32.1%) | 4 まったく利用していない (14.2%) |
| ※ 無回答 (3.9%) | |

《前問で3または4と答えた方（公園を利用していない方）におたずねします。》

問 公園を（あまり）利用されない理由は何ですか。（該当する番号すべてに○印をつけてください。）

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 1 利用したいと思うが、時間や暇がないから | (40.1%) |
| 2 利用したいと思うが、近くはないから | (28.2%) |
| 3 利用したいと思うが、他の利用者が多くいて利用しにくいから | (4.1%) |
| 4 自分の目的に合うような規模や設備の公園がないから | (20.4%) |
| 5 もともと公園に行きたいとは思わないから | (19.3%) |
| 6 その他（具体的に：) | (10.3%) |
| ※ 無回答 | (3.5%) |

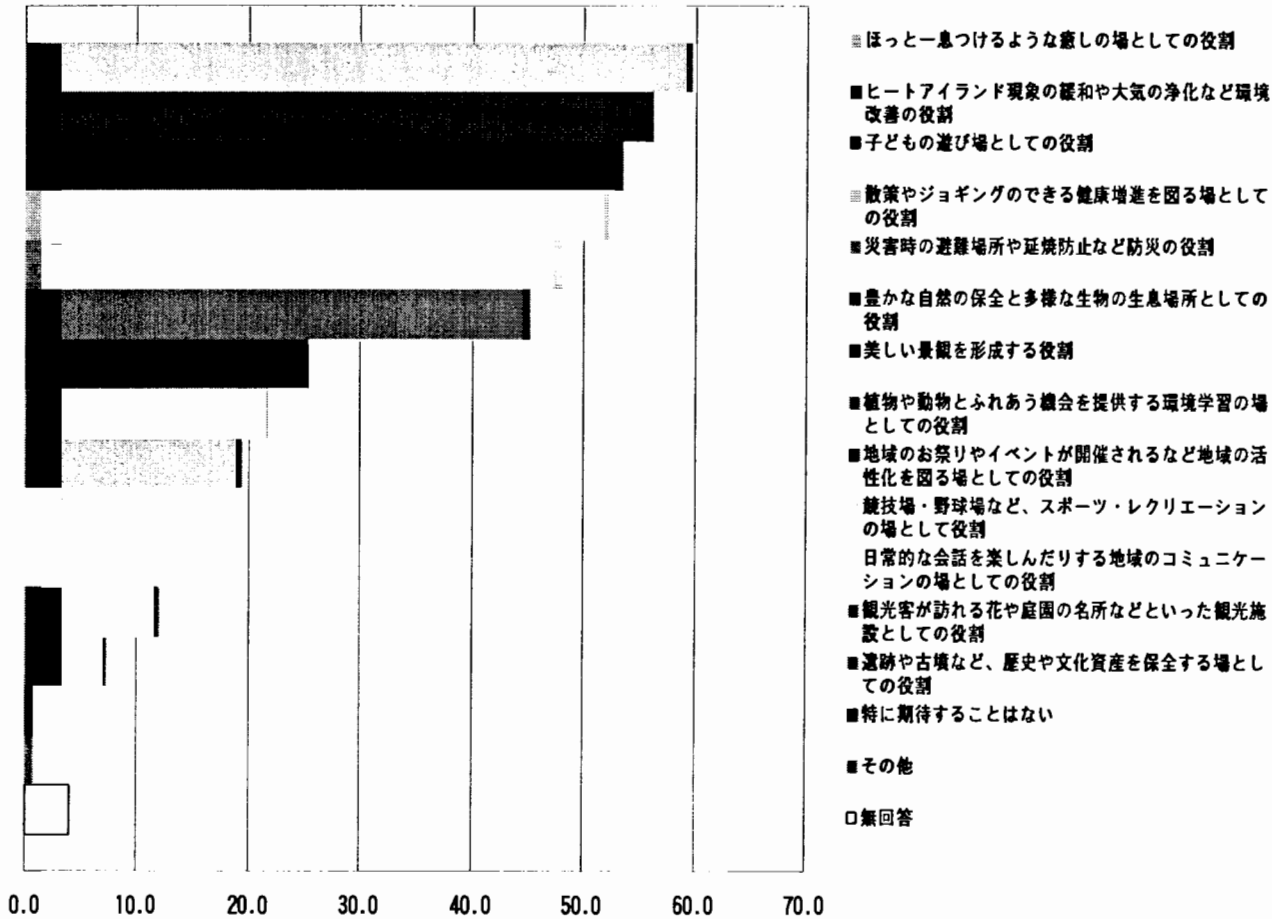


問 公園・緑地には以下のような役割があると言われていますが、これらの役割のうち、あなたが公園・緑地に期待するものはどれですか。

主に期待するものの番号に5つまで○印をつけてください。

1	ヒートアイランド現象*の緩和や大気の浄化など環境改善の役割	(56.3%)
2	豊かな自然の保全と多様な生物の生息場所としての役割	(45.2%)
3	災害時の避難場所や延焼防止など防災の役割	(48.0%)
4	競技場・野球場など、スポーツ・レクリエーションの場としての役割	(16.9%)
5	散策やジョギングのできる健康増進を図る場としての役割	(52.3%)
6	遺跡や古墳など、歴史や文化資産を保全する場としての役割	(7.2%)
7	子どもの遊び場としての役割	(53.5%)
8	日常的な会話を楽しんだりする地域のコミュニケーションの場としての役割	(13.4%)
9	地域のお祭りやイベントが開催されるなど地域の活性化を図る場としての役割	(19.3%)
10	観光客が訪れる花や庭園の名所などといった観光施設としての役割	(12.0%)
11	美しい景観を形成する役割	(25.3%)
12	植物や動物とふれあう機会を提供する環境学習の場としての役割	(21.7%)
13	ほっと一息つけるような癒しの場としての役割	(59.7%)
14	その他(具体的に:)	(0.8%)
15	特に期待することはない	(0.7%)
※	無回答	(4.0%)

※ 「ヒートアイランド現象」…大都市中心部の気温が郊外に比べて高くなる現象で、原因としては、緑地や河川などの水面の減少などにより、地表面や水面からの水分の蒸発が減って気温が下がりにくくなったことなどがあげられます。

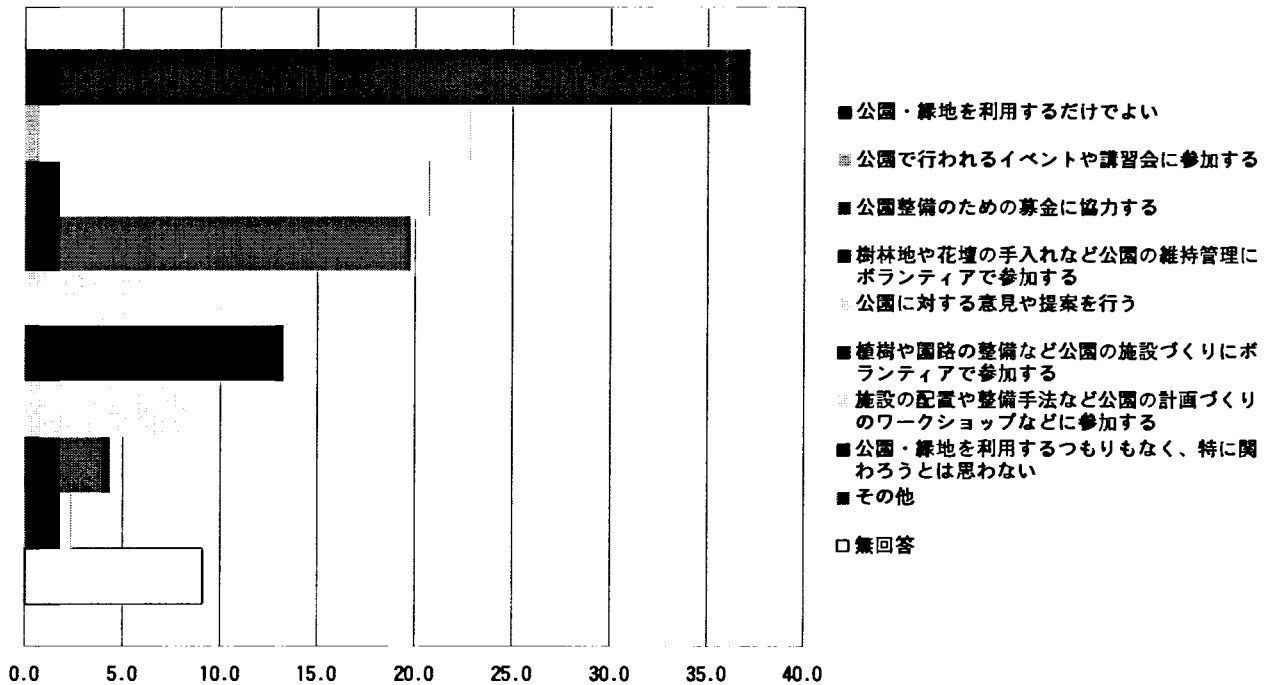


問 名古屋市では、公園・緑地の整備や維持管理については、市民の皆さまと協働してすすめていきたいと考えています。そこで、あなたは、公園・緑地とどのように関わっていききたいと思いませんか。

すでに行っているものも含めて、該当する番号すべてに○印をつけてください。

1	施設の配置や整備手法など公園の計画づくりのワークショップ*などに参加する	(8.6%)
2	植樹や園路の整備など公園の施設づくりにボランティアで参加する	(13.3%)
3	樹林地や花壇の手入れなど公園の維持管理にボランティアで参加する	(19.8%)
4	公園整備のための募金に協力する	(20.8%)
5	公園で行われるイベントや講習会に参加する	(22.9%)
6	公園に対する意見や提案を行う	(13.9%)
7	公園・緑地を利用するだけでよい	(37.1%)
8	その他(具体的に：)	(2.4%)
9	公園・緑地を利用するつもりもなく、特に関わろうとは思わない	(4.4%)
※	無回答	(9.1%)

※ 「1 ワークショップ」…参加者が共に協議したり、現場を見たり、提案をまとめるなど協力して働く集まり。自分の意見を主張する一方、様々な意見を知ることができ、豊かな情報を集約して優れた効果が期待できる。



<未整備公園緑地について>

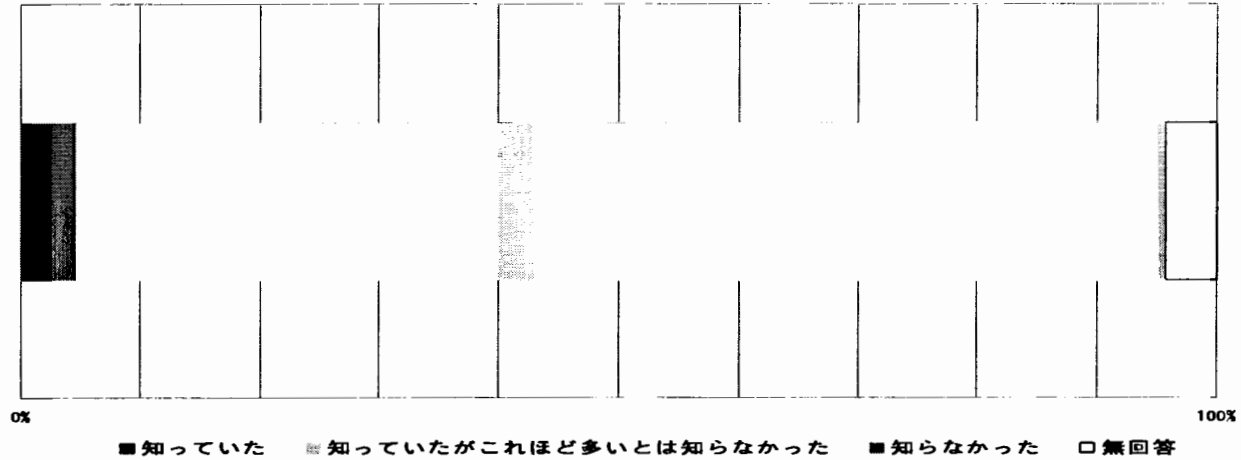
現在、市内では約 2,800ha が公園緑地として都市計画で定められていますが、財政的な理由等から計画決定後かなりの期間(30年以上)が過ぎても公園整備のできていないものが40箇所、約750haあり、現在の予算規模から試算すると、事業着手までにまだ何十年とかかることが予想されます。

都市計画決定された土地には建築の制限(建築物は2階建てまで等)があり、そのため固定資産税等の税負担はある程度軽減されていますが、関係権利者の方々には様々な負担をかけているのが実状です。しかし、一方で、建築制限等があることから大規模な開発が抑制され、結果として貴重な樹林地の保存にもつながっています。

問 上記の説明にもありますように、市内には未整備となっている公園・緑地が多くありますが、このことをご存知でしたか。

(該当する番号に1つだけ○印をつけてください。)

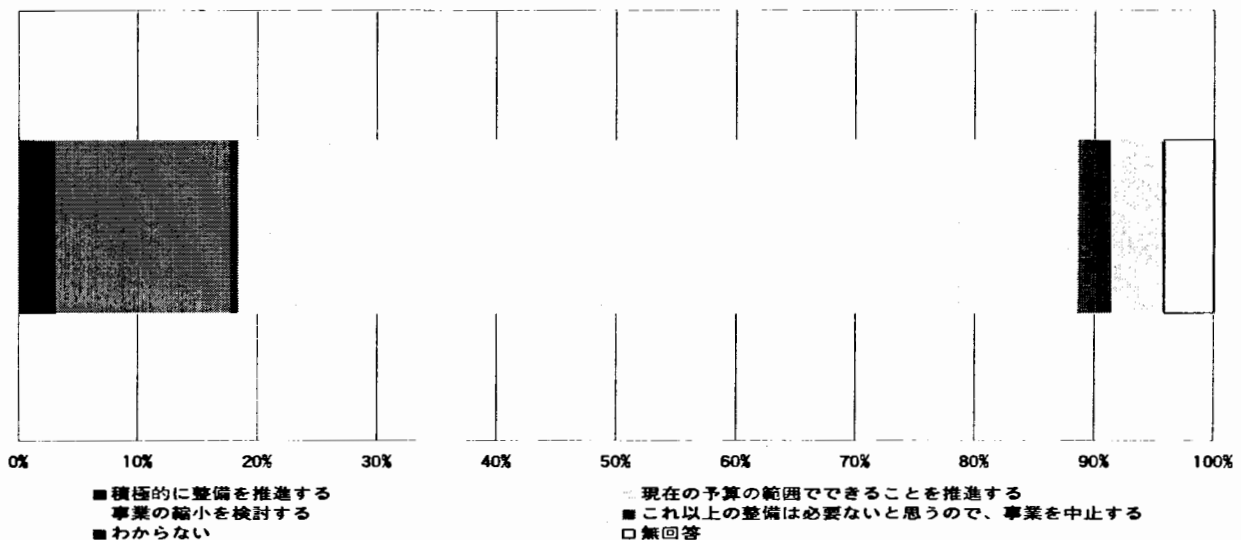
1 知っていた	(4.6%)
2 未整備の公園・緑地があることは知っていたが、これほど多いとは知らなかった	(35.3%)
3 知らなかった	(55.7%)
※ 無回答	(4.4%)



問 公園緑地は、都市の“みどり”を保全し、様々な役割を有することから、その整備はとても重要なことであると考えていますが、それには多くの費用や市民の皆さまの協力が必要となります。そこで、あなたは、今後の整備の推進についてどのようにお考えになりますか。

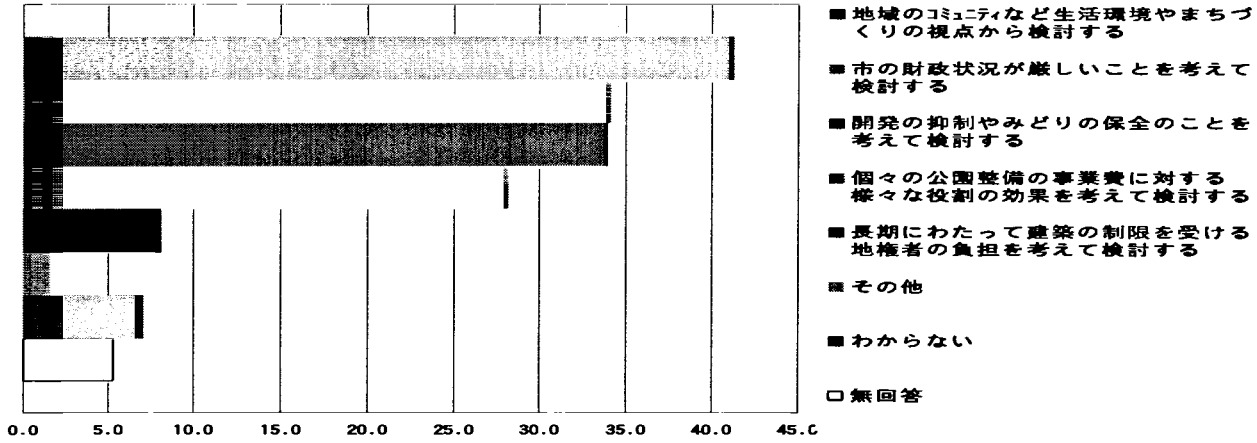
(お考えに最も近いものの番号に1つだけ○印をつけてください。)

1 多くの費用がかかっても(予算を増やしても)積極的に整備を推進する	(18.5%)
2 現在の予算の範囲でできることを推進する	(60.3%)
3 多くの費用や時間がかかるのであれば、事業の縮小を検討する	(9.8%)
4 これ以上の公園緑地の整備は必要ないと思うので、事業を中止する	(1.6%)
5 わからない	(5.5%)
※ 無回答	(4.3%)



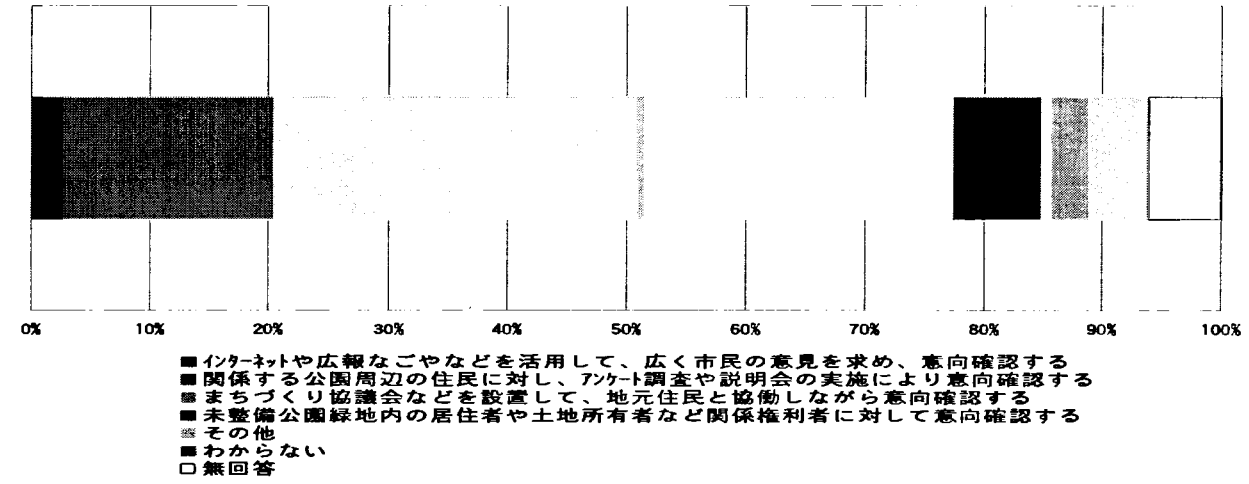
問 今後、未整備公園緑地の事業を検討する場合、どのような視点を重視すべきだと思いますか。
(該当する番号に2つまで○印をつけてください。)

1	市の財政状況が厳しいことを考えて検討する	(34.2%)
2	長期にわたって建築の制限を受ける地権者の負担を考慮して検討する	(8.0%)
3	地域のコミュニティなど生活環境やまちづくりの視点から検討する	(41.3%)
4	開発の抑制やみどりの保全のことを考えて検討する	(33.9%)
5	個々の公園整備の事業費に対する様々な役割の効果を考慮して検討する	(28.1%)
6	その他(具体的に:)	(1.5%)
7	わからない	(7.0%)
※	無回答	(5.3%)



問 今後、具体的に未整備となっている公園緑地の整備を進めていく場合、どのような方法で住民の皆さまの意向を確認することが望ましいと思いますか。
(該当する番号に1つだけ○印をつけてください。)

1	インターネットや広報なごやなどを活用して、広く市民の意見を求め、意向確認する	(20.4%)
2	関係する公園周辺の住民に対し、アンケート調査や説明会の実施により意向確認する	(31.2%)
3	まちづくり協議会などを設置して、地元住民と協働しながら意向確認する	(25.9%)
4	未整備公園緑地内の居住者や土地所有者など関係権利者に対して意向確認する	(7.4%)
5	その他(具体的に:)	(0.9%)
6	わからない	(8.2%)
※	無回答	(6.2%)



緑のまちづくり条例をここに公布する。

平成17年3月29日

名古屋市長 松原武久

名古屋市条例第39号

緑のまちづくり条例

名古屋市緑化推進条例（昭和53年名古屋市条例第15号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 緑のまちづくり基本方針（第6条）
- 第3章 緑の基本計画（第7条）
- 第4章 緑の保全に関する施策
 - 第1節 緑地保全地域等の活用（第8条・第9条）
 - 第2節 市民緑地の設置（第10条－第14条）
 - 第3節 保存樹木等の指定（第15条－第18条）
 - 第4節 農地の保全（第19条・第20条）
 - 第5節 その他の施策（第21条・第22条）
- 第5章 緑の創出に関する施策

第1節 施設等の緑化（第23条－第26条）
第2節 緑と花の景観地域の指定等（第27条－第30条）
第6章 市民等との協働による緑のまちづくり
第1節 市民等との協働（第31条－第37条）
第2節 緑地管理機構（第38条）
第3節 緑化基金（第39条）
第7章 緑の審議会（第40条－第43条）
第8章 雑則（第44条－第46条）
第9章 罰則（第47条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、緑の保全及び創出について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、緑の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、緑あふれる良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「緑」とは、樹木、草花等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を有する土地及び空間並びに動植物の生育基盤である土、水等の自然の要素をいう。

（市の責務）

第3条 市は、緑の保全及び創出に関する基本的かつ総合的な施策（以下「緑のまちづくり施策」という。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、緑のまちづくり施策を実施するため、必要な体制を整備するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自ら緑の保全及び創出に努めるとともに、市が実施する緑のまちづくり施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動の実施に当たって緑の保全及び創出に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する緑のまちづくり施策に協力しなければならない。

第2章 緑のまちづくり基本方針

第6条 緑のまちづくり施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な方針として行うものとする。

- (1) 緑あふれる良好な都市環境を形成し、市民に憩いとやすらぎを与えるため、緑の量の確保及び質の向上を図ること。
- (2) 河川、街路樹、公園などの相互間において、緑のネットワークの形成を図ること。
- (3) 歴史的景観を形成している緑及び伝統的又は文化的意義を有する緑の保全を図り、次世代に継承すること。
- (4) 良好な自然環境の維持に寄与する農地の保全を図ること。
- (5) 緑の保全及び創出に欠くことができない水循環機能の保全を図ること。
- (6) 緑の保全及び創出に関する活動を促進するため、市民及び事業者との連携及び協働を図ること。
- (7) 緑を有する自然環境を、環境の保全に関する教育及び学習の場として活用を図ること。

第3章 緑の基本計画

- 第7条 市長は、緑の保全及び創出を図るため、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する基本計画として、名古屋市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市長は、緑の基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第40条に規定する名古屋市緑の審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、緑の基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

第4章 緑の保全に関する施策

第1節 緑地保全地域等の活用

(緑地保全地域等の活用)

第8条 市長は、法第5条に規定する緑地保全地域、法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区の活用を図るよう努めるものとする。

(緑地保全地域等に関する支援)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、前条の緑地保全地域及び特別緑地保全地区に係る土地の所有者又は管理者に対し、必要な支援を行うことができる。

第2節 市民緑地の設置

(市民緑地の設置)

第10条 市は、法第55条第1項及び第2項の規定による市民緑地の設置に努めるものとする。

(行為の禁止)

第11条 市民緑地において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) たき火その他の火気の使用をすること。
- (2) 植物を傷つけ、伐採し、又は採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件をたい積すること。
- (4) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (5) 鳥獣及び魚の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入りを禁止されている区域に立ち入ること。
- (7) 車両を乗り入れること。
- (8) その他市民緑地の利用又は管理に支障があると認められる行為をすること。

(適用除外)

第12条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。

- (1) 第33条第2項の規定による承認を受けて行う行為

- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 市民緑地に係る土地等の所有者が市長の承認を受けて行う行為
- (4) 公益性の高い事業に係る行為で市長が認めるもの
(利用の禁止又は制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、区域を定めて市民緑地の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 市民緑地の損壊その他の理由によりその利用が危険であるとき。
- (2) 市民緑地に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (3) その他市民緑地の保全又は利用に著しい支障が生じたとき。

(措置命令)

第14条 市長は、第11条各号に掲げる行為をした者に対し、当該行為の中止、原状回復又は市民緑地からの退去を命ずることができる。

第3節 保存樹木等の指定

(保存樹木等の指定)

第15条 市長は、都市の美観風致を維持するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、樹木又は樹木の集団をその所有者の同意を得て、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する保存樹木等の指定を解除するものとする。

- (1) 保存樹木等の滅失、枯死等によりその保存を図ることができなくなったとき。
- (2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

3 市長は、第1項に規定する保存樹木等の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(保存樹木等の所有者の義務)

第16条 保存樹木等の所有者は、保存樹木等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 保存樹木等について次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、その所有者（第1号に該当する場合にあっては、新たに所有者となった

者)は、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(1) 所有者が変更したとき。

(2) 滅失し、又は枯死したとき。

(保存樹木等に関する支援)

第17条 市長は、保存樹木等の所有者に対し、保存樹木等の保存に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、第15条第1項の規定により指定した保存樹木等及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定した保存樹又は保存樹林を良好な状態に保存している所有者に対し、その保存に要する費用の一部を助成することができる。

(樹木の移植)

第18条 市長は、本市域内に存する樹木で伐採が予定されているものについて、所有者から寄附の申出があったときは、別に市長が定めるところにより、当該樹木を公園その他市長が適当と認める場所に移植することができる。

第4節 農地の保全

(農地の保全)

第19条 市及び農業者(農業者が組織する団体を含む。以下同じ。)は、良好な都市環境の維持を図るため、本市域内に存する農地の保全及び活用に努めるものとする。

(農業とのふれあいの場の提供)

第20条 市及び農業者は、市民の間に広く都市農業についての関心及び理解を深めるため、市民と農業とのふれあいの場の提供に努めるものとする。

第5節 その他の施策

(湧水地等の保全)

第21条 市、市民及び事業者は、自然の水循環機能の維持を図るため、湧水地及び当該湧水地をかん養する周辺の樹林地並びにため池の保全に配慮するものとする。

(野生動植物の生息地等の保全)

第22条 市、市民及び事業者は、絶滅のおそれのある野生動植物の生息地及び

生育地の保全に配慮するものとする。

第5章 緑の創出に関する施策

第1節 施設等の緑化

(緑化地域の活用)

第23条 市長は、法第34条第1項に規定する緑化地域の活用を図るよう努めるものとする。

(施設等の緑化)

第24条 市は、市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、庁舎等の公共用又は公用の施設の緑化に努めるものとする。

2 市民は、自ら居住する住まいの緑化に努めなければならない。

3 事業者は、工場又は事業場の緑化に努めなければならない。

第25条 市及び事業者は、庁舎等及び工場又は事業場（以下「施設等」という。）の新築、増築又は改築をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該施設等の敷地内の緑化をしなければならない。

第26条 前条の規定による緑化を行おうとする事業者は、規則で定めるところにより、当該緑化に関する計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、当該緑化に係る施設等の敷地面積が規則で定める規模に満たない場合は、この限りでない。

2 前項の緑化に関する計画を実施した事業者は、遅滞なく、報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

第2節 緑と花の景観地域の指定等

(緑と花の景観地域の指定)

第27条 市長は、市民及び事業者と一体となって緑あふれる景観の創出を図る必要があると認める地域を緑と花の景観地域として指定することができる。

(緑地協定の締結の促進)

第28条 市長は、法第45条第1項に規定する緑地協定の締結の促進に努めるものとする。

(緑と花の協定の締結の促進)

第29条 市長は、市街地の良好な環境を確保するため、次に掲げる者相互の間

における樹木、草花等の植栽又は維持保全に関する協定（以下「緑と花の協定」という。）の締結の促進に努めるものとする。

(1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の規則で定める土地を除く。）及び当該土地に存する建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の所有者その他当該土地又は建築物等の使用に関する権原を有する者

(2) 相当規模の中高層住宅の所有者その他当該中高層住宅の使用に関する権原を有する者

（緑と花の景観地域等に関する支援）

第30条 市長は、第27条の規定により緑と花の景観地域を指定したとき、法第47条第1項又は法第54条第2項の規定により緑地協定を認可したとき及び緑と花の協定が規則で定める基準に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、必要な支援を行うことができる。

第6章 市民等との協働による緑のまちづくり

第1節 市民等との協働

（市民等との協働）

第31条 市、市民及び事業者は、相互の連携及び協働により緑あふれるまちづくりを実践する活動（以下「緑のまちづくり活動」という。）の促進に努めるものとする。

（人材の育成）

第32条 市長は、緑のまちづくり活動において、中心的な役割を担う人材の育成に努めるものとする。

（緑のまちづくり活動団体の認定等）

第33条 市長は、規則で定めるところにより、市の管理する公園、街路樹等を愛護する活動を行うことを目的として組織された団体を公園愛護会又は街路樹愛護会として認定することができる。

2 市長は、前項に規定する公園愛護会又は街路樹愛護会とは別に、規則で定めるところにより、市民又は事業者が組織する団体が市の管理する公園、街

路樹等に係る緑のまちづくり活動を行うことを承認することができる。

- 3 市長は、前2項の規定による認定又は承認に際して、緑のまちづくり活動が適切に行われるよう必要な条件を付けることができる。

第34条 市長は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による認定を受けた公園愛護会又は街路樹愛護会及び同条第2項の規定による活動の承認を受けた団体（以下「愛護会等」という。）のうちから、市との連携及び協働がさらに必要とされる緑のまちづくり活動を行おうとする団体を緑のパートナーとして認定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による認定に当たっては、当該認定をしようとする愛護会等と緑のまちづくり活動に関する協定を締結するものとする。

（緑のまちづくり活動団体に関する支援）

第35条 市長は、規則で定めるところにより、愛護会等及び前条第1項の規定による認定を受けた緑のパートナー（以下「緑のまちづくり活動団体」という。）に対し、必要な支援を行うことができる。

（緑のまちづくり活動団体の認定等の取消）

第36条 市長は、緑のまちづくり活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定又は承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定又は承認を受けたとき。
- (2) 認定若しくは承認に付けた条件又は第34条第2項の規定により締結した協定に違反したとき。
- (3) その他緑のまちづくり活動団体として適当でなくなったとき。

（表彰）

第37条 市長は、緑のまちづくり活動に顕著な功績があった団体又は個人を表彰することができる。

第2節 緑地管理機構

第38条 法第68条第1項の規定により指定された緑地管理機構は、法第70条に規定する業務のほか、法第69条第2号から第5号までに規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する業務についても、市との密接な連携に努めなければならない。

第3節 緑化基金

第39条 市は、緑あふれるまちづくりの推進を図るため、財団法人名古屋市みどりの協会に設置する緑化基金の積立ての財源に充てることを目的として、寄附を受けることができる。

第7章 緑の審議会

(緑の審議会)

第40条 緑の保全及び創出に関する重要事項について調査審議するため、市長の附属機関として、名古屋市緑の審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第41条 審議会は、委員及び専門委員をもって組織する。

2 委員は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 緑の保全及び創出に関し学識経験を有する者
- (2) 緑のまちづくり活動団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号の者のほか、市長が必要と認める者

3 特別の事項を調査審議するため必要がある場合には、その調査審議事項ごとに5人以内の専門委員を置くものとし、調査審議事項を明記して市長が委嘱する。

(任期)

第42条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、再任されることができる。

2 専門委員は、その調査審議事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(委任)

第43条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

(緑の調査)

第44条 市長は、緑のまちづくり施策を策定するため、規則で定める期間ごと

に本市域内における緑の現況に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

(立入調査)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、必要な報告を求め、又は資料を提出させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 第11条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第14条の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正)

2 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「環境保全条例」という。）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

(経過措置)

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の名古屋市緑化推進条例（以下

「旧条例」という。)の規定によりされた処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当の規定によりされたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現に策定されている緑の保全及び創出に関する市の基本計画であって、緑の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第7条第1項の規定により策定された緑の基本計画とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による改正前の環境保全条例第5条第3項の規定によりされている緑化に係る手続は、第25条の規定によりされているものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に市長の承認を得て市の管理する公園、街路樹等を愛護する活動を行っている団体は、当該承認に係る期間内は、第33条第1項の規定による認定を受けたものとみなす。

緑のまちづくり条例施行細則をここに公布する。

平成17年9月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第158号

緑のまちづくり条例施行細則

名古屋市緑化推進規則（昭和53年名古屋市規則第34号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 緑の保全に関する施策

第1節 特別緑地保全地区における手続等（第2条－第10条）

第2節 市民緑地の設置（第11条－第14条）

第3節 保存樹木等の指定（第15条－第17条）

第3章 緑の創出に関する施策

第1節 施設等の緑化（第18条－第20条）

第2節 緑と花の景観地域の指定等（第21条－第24条）

第4章 市民等との協働による緑のまちづくり

第1節 愛護会（第25条－第28条）

第2節 活動承認団体（第29条－第31条）

第3節 緑のパートナー（第32条－第34条）

第4節 緑のまちづくり活動団体に対する支援（第35条）

第5章 緑の審議会（第36条－第42条）

第6章 雑則（第43条－第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号。以下「樹木保存法」という。）、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）、都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）及び緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 緑の保全に関する施策

第1節 特別緑地保全地区における手続等

（行為許可申請書）

第2条 法第14条第1項の規定による許可を受けようとする者は、行為許可申請書（第1号様式）及び図面それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

2 前項の図面の種類、縮尺及びその図面に明示すべき事項は、法第14条第1項各号に掲げる行為（以下この節において「行為」という。）に応じて、別表に掲げるものとする。

（行為許可書）

第3条 法第14条第1項の規定による許可は、行為許可書（第2号様式）を申請者に交付することによって行うものとする。

（許可済の表示）

第4条 法第14条第1項の規定による許可を受けた者は、行為の期間中その行為地の公衆の見やすい場所に許可済表示板（第3号様式）を掲出しなければ

ならない。

(届出)

第5条 法第14条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を廃止したときは、遅滞なく、行為廃止届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

第6条 法第14条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、遅滞なく、行為完了届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(行為通知書)

第7条 法第14条第4項の規定による通知は、行為通知書(第6号様式)及び図面を市長に提出することによって行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の図面の提出について準用する。

(行為届出書)

第8条 法第14条第5項又は第6項の規定による届出は、行為届出書(第7号様式)及び図面を市長に提出することによって行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の図面の提出について準用する。

(土地の買入れの申出)

第9条 法第17条第1項の規定により土地の買入れの申出をしようとする者は、土地買入申出書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(緑地保全地域等に関する支援)

第10条 条例第9条に規定する必要な支援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別緑地保全地区に係る土地(0.1ヘクタール以上の土地に限る。)の所有者に対する報償金の交付

(2) 緑地の保全に関する事項についての指導及び助言

第2節 市民緑地の設置

(市民緑地の設置要件)

第11条 法第55条第1項及び第2項の規定による市民緑地の設置は、市民緑地を設置しようとする土地等(法第55条第1項に規定する土地等をいう。)が、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に行うことができる。

(1) 良好な状態に保存された樹林地、湧水地等が存在し、又は樹木、草花等

による良好な景観を有すること（借り受けた後の管理によって、これらの条件が満たされると見込まれる場合を含む。）。

(2) 管理に支障があると認められる工作物等が存しないこと。ただし、柵等で当該工作物等が存する区域を区分でき、かつ、市民の利用に十分な区域を確保することができる場合は、この限りでない。

(3) 所有者から無償で借り受けることができること。

(4) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利が市民緑地の設置又は管理に影響を及ぼすものでないと認められるときは、この限りでない。

(5) その他市民緑地の設置又は管理に支障があると認められる事由がないこと。

（市民緑地設置申出書）

第12条 法第55条第1項の規定による申出をしようとする者は、市民緑地設置申出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（市民緑地設置決定通知書）

第13条 市長は、前条の市民緑地設置申出書の提出があった場合には、その内容を審査し、市民緑地の設置の決定をしたときは、市民緑地設置決定通知書（第10号様式）により申出者に通知するものとする。

（標識の設置）

第14条 法第55条第7項の規定による明示は、公衆の見やすい場所に次に掲げる事項を記載した標識を設置することによって行うものとする。

(1) 市民緑地の名称

(2) 市民緑地の区域

(3) その他市長が必要と認める事項

第3節 保存樹木等の指定

（保存樹木等の指定の基準）

第15条 条例第15条第1項の規定により保存樹木又は保存樹林として指定する樹木又は樹木の集団は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 樹木にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.3メートル以上1.5メートル

ル未満であり、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。

イ 歴史的、文化的又は自然的価値を有し、かつ、その保存及び継承が重要と認められること。

(2) 樹木の集団にあっては、その集団の存する土地の面積が 300 平方メートル以上 500 平方メートル未満であり、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れていること。

(標識の記載事項等)

第16条 樹木保存法第 4 条及び条例第15条第 3 項の規定により市長が設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 保存樹、保存樹木又は保存樹林の文字

(2) 樹種

(3) 指定番号及び指定年月日

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(保存樹木等に関する支援)

第17条 条例第17条第 2 項の規定により市長が交付する額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 保存樹及び保存樹木 1 本につき 3,000 円を超えない範囲内で市長が定める額

(2) 保存樹林 20,000円を超えない範囲内で市長が定める額

第 3 章 緑の創出に関する施策

第 1 節 施設等の緑化

(施設等の緑化の基準)

第18条 条例第25条の規定による施設等の敷地内の緑化は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 緑化する土地の面積は、次のとおりとすること。

ア 敷地面積が 1,000 平方メートル以上の施設等の新築又は全部の改築の場合にあっては、その敷地面積の10分の 2 以上とする。ただし、敷地面積の全部又は過半が都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第 8 条第 1 項

第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域内にある施設等にあつては、その敷地面積の10分の2以上を目途とする。

イ 敷地面積が1,000平方メートル以上の施設等の増築又は一部の改築の場合にあつては、その敷地面積の10分の2以上を目途とする。

ウ 敷地面積が1,000平方メートル未満の施設等の新築、増築又は改築の場合にあつては、その敷地面積の10分の2以上を目途とする。

エ 敷地面積を拡大し、又は縮小する場合にあつては、拡大又は縮小後の敷地面積に応じ、アからウまでに規定するとおりとする。

オ ア又はエの規定にかかわらず、法令の規定に基づき空地を保有する必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合であつて、その敷地面積の10分の2以上とすることが困難な場合は、市長が認める数値以上とする。

(2) 緑化の方法は、次のとおりとすること。ただし、これによることが困難な場合には、屋上緑化、壁面緑化その他市長が認める方法によることができる。

ア 緑化は、主として樹木の植栽による。

イ 樹種は、主として常緑樹とする。

ウ 植栽した樹木等は、適正に維持管理する。

(緑化に関する計画の協議)

第19条 条例第26条第1項の規定による協議をしようとする者は、緑化協議書(第11号様式)、緑化計画概要書(第12号様式)及び次に掲げる図書それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 緑化計画図

(3) 緑化する土地の面積の計算書

(4) その他市長が必要と認める図書

(条例第26条第1項ただし書の規則で定める規模)

第20条 条例第26条第1項ただし書の規則で定める規模は、1,000平方メートルとする。

第2節 緑と花の景観地域の指定等

(緑と花の景観地域の指定)

第21条 条例第27条の規定による指定を受けようとする団体の代表者は、緑と花の景観地域指定申請書(第13号様式)、次に掲げる事項を定めた計画書(以下「緑と花の景観計画書」という。)その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 指定を受けようとする地域の範囲

(2) 緑化のための施設(以下「緑化施設」という。)の設置その他の緑化計画

(3) 緑化施設等の維持管理の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項に規定する団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 指定を受けようとする地域の緑化を自主的に推進しようとするものであること。

(2) 団体の緑化計画が当該地域の多数の住民に支持されると認められるものであること。

3 市長は、第1項の緑と花の景観地域指定申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、緑と花の景観地域の指定をしたときは、緑と花の景観地域指定通知書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。

4 条例第27条の規定による指定を受けた団体の代表者は、緑と花の景観計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(条例第29条第1号の規則で定める土地)

第22条 条例第29条第1号の規則で定める土地は、道路、鉄道、河川、水路、公園、緑地及び広場の用に供する土地並びに農地、採草放牧地及び森林とする。

(条例第30条の規則で定める基準)

第23条 条例第30条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第29条に規定する緑と花の協定(以下この条において「協定」という。)のうち相当規模の一団の土地に係る協定にあっては、1街区以上の区域の土地を目的とする協定であって、当該区域の面積の10分の7以上の

面積の土地について、当該土地又は当該土地に存する建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の所有者その他当該土地又は当該建築物等の使用に関する権原を有する者が締結するもので、かつ、その内容が次に掲げる事項のすべてに該当するものでなければならない。

ア 協定の有効期間が3年以上であること。

イ 樹木、草花等を植栽し、又は維持保全する場所が、中庭等もっぱら特定の者の鑑賞等の用に供する場所でないこと。

ウ 協定の内容が適正で、かつ、その実現が期待できること。

(2) 道路、河川等に隣接する相当区間にわたる土地に係る協定にあっては、100メートル以上の区間の土地を目的とする協定であって、当該区間の距離の10分の7以上の距離に係る土地について、当該土地又は当該土地に存する建築物等の所有者その他当該土地又は当該建築物等の使用に関する権原を有する者が締結するもので、かつ、その内容が前号に掲げる事項のすべてに該当するものでなければならない。

(3) 相当規模の中高層住宅に係る協定にあっては、戸数20戸以上を有する中高層住宅を目的とする協定であって、当該住宅の所有者その他住宅の使用に関する権原を有する者で当該住宅に現に居住するものの10分の7以上のものが締結するもので、かつ、その内容が第1号に掲げる事項のすべてに該当するものでなければならない。

(緑と花の景観地域等に関する支援)

第24条 条例第30条に規定する緑と花の景観地域に関する必要な支援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 緑化施設の設置及び維持管理についての指導及び助言

(2) その他市長が必要と認める支援

2 条例第30条に規定する緑地協定及び緑と花の協定に関する必要な支援は、苗木、花苗等の供与とする。

第4章 市民等との協働による緑のまちづくり

第1節 愛護会

(愛護会の認定の要件)

第25条 条例第33条第1項の規定により公園愛護会又は街路樹愛護会として認定する団体（以下「愛護会」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 認定を受けようとする公園、街路樹等の周辺の5人以上の住民をもって組織されたものであること。

(2) 次に掲げる活動を行うことができると認められるものであること。

ア 月1回以上の清掃又は除草

イ 公園、街路樹等に関する通報

ウ 公園、街路樹等の愛護に関する意識の啓発

エ その他市長が必要と認める活動

(3) 街路樹愛護会にあっては、延長が連続して100メートル以上の歩道に植栽された街路樹又は面積がおおむね100平方メートル以上の街園について、前号に掲げる活動を行うことができると認められるものであること。

2 条例第33条第1項の規定による認定は、一の公園、一の街路樹等について一の団体に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 条例第33条第1項の規定による認定の期間は、3年以内とする。

4 前項の期間は、更新することができる。この場合において、更新の期間は、前項の期間を超えることができない。

（特定愛護会の認定）

第26条 市長は、愛護会のうちから、一定期間以上継続した活動の実績があり、かつ、月2回以上の清掃及び年2回以上の除草を行うことができると認められるものを、公園特定愛護会又は街路樹特定愛護会（以下「特定愛護会」という。）として認定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による特定愛護会の認定について準用する。

（愛護会認定申請書）

第27条 条例第33条第1項又は前条第1項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、愛護会認定申請書（第15号様式）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。第25条第4項（前条第2項において準用する

場合を含む。)の規定により認定の期間の更新を受けようとするときも、同様とする。

- (1) 第25条第1項第1号に該当することを確認できる書類
- (2) 団体規約
- (3) 活動区域等を示す書類(街路樹愛護会及び街路樹特定愛護会に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類
(愛護会認定通知書)

第28条 条例第33条第1項又は第26条第1項の規定による認定は、愛護会認定通知書(第16号様式)を申請者に交付することによって行うものとする。認定の期間の更新についても、同様とする。

第2節 活動承認団体

(活動承認団体の要件)

第29条 条例第33条第2項の規定により緑のまちづくり活動を行うことを承認する団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 次に掲げる活動のいずれかを行うことができると認められるものであること。
 - ア 公園、街路樹等における草花等の植栽及び維持管理
 - イ 市民緑地、特別緑地保全地区等における森林の育成及び維持管理
 - ウ 環境の保全に関する教育及び学習
 - エ その他市長が必要と認める活動
- (2) 団体の活動が営利を目的とするものでないこと。
- (3) 関係地域の住民と協調して活動を行うことができると認められるものであること。
- (4) 団体の加入資格につき不当な制限を課しているものでないこと。
(活動承認申請書)

第30条 条例第33条第2項の規定による緑のまちづくり活動の承認を受けようとする団体の代表者は、活動承認申請書(第17号様式)及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 活動計画書

(3) その他市長が必要と認める書類

(活動承認通知書)

第31条 条例第33条第2項の規定による緑のまちづくり活動の承認は、活動承認通知書(第18号様式)を申請者に交付することによって行うものとする。

第3節 緑のパートナー

(緑のパートナー認定通知書)

第32条 条例第34条第1項の規定による認定は、緑のパートナー認定通知書(第19号様式)を当該認定をしようとする団体の代表者に交付することによって行うものとする。

(緑のパートナーの認定の要件)

第33条 第25条第2項の規定は、条例第34条第1項の規定による緑のパートナーの認定について準用する。

(緑のパートナーとの協定)

第34条 条例第34条第2項に規定する協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 活動区域
- (2) 活動の目的及び内容
- (3) 活動計画書に関する事項
- (4) 本市の支援に関する事項
- (5) 協定の有効期間
- (6) 協定違反があった場合の措置
- (7) その他市長が必要と認める事項

第4節 緑のまちづくり活動団体に対する支援

(緑のまちづくり活動団体に対する支援)

第35条 条例第35条に規定する緑のまちづくり活動団体に対する必要な支援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緑のまちづくり活動に必要な用具、資材、花苗等の供与
- (2) 緑のまちづくり活動に関する情報の提供、指導及び助言
- (3) その他市長が必要と認める支援

2 前項に定めるもののほか、市長は、別に定めるところにより、愛護会及び

特定愛護会に対して報償金を交付することができる。

- 3 緑のまちづくり活動団体は、前2項に規定する支援を受けようとするときは、活動の内容を市長に報告しなければならない。

第5章 緑の審議会

(会長)

第36条 緑の審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第37条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第38条 審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 5 第36条第3項及び第4項、前条並びに次条の規定は、部会について準用する。この場合において、第36条第3項及び第4項並びに前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第39条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事及び書記)

第40条 審議会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、本市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事及び書記は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第41条 審議会の庶務は、緑政土木局において処理する。

(委任)

第42条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

(条例第44条の規則で定める期間)

第43条 条例第44条の規則で定める期間は、5年とする。

(身分証明書)

第44条 法第11条第3項（法第19条及び法第38条第2項において準用する場合を含む。）及び条例第45条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、第20号様式とする。

(委任)

第45条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(名古屋市都市緑地保全法施行細則の廃止)

2 名古屋市都市緑地保全法施行細則（昭和56年名古屋市規則第111号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可書は、

新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

- 5 この規則の施行の際現に旧規則及びこの規則による改正前の名古屋市緑化推進規則の規定に基づいて表示されている標識等は、新規則の規定に基づいて表示されたものとみなす。
- 6 この規則の施行の際現に条例附則第5項に規定する緑化に係る手続により提出されている書類は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
(市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部改正)
- 7 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(平成15年名古屋市規則第117号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(写)

今後の緑とオープンスペースの確保方策について

第一次及び第二次報告

平成 15 年 4 月

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会

都市計画部会 公園緑地小委員会

総合目次

委員・審議経過・報告の概要	概要 1 - 5
第一次報告	第一次報告 1 - 15
第二次報告	第二次報告 1 - 16

委員・審議経過・報告の概要

委員名簿.....	2
公園緑地小委員会における審議経過	3
報告の概要.....	4

委員名簿

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会

都市計画部会 公園緑地小委員会

委員長	越澤 明	北海道大学大学院教授
委員長代理	平野 侃三	東京農業大学名誉教授
委員	小澤 紀美子	東京学芸大学教授
〃	寺尾 美子	東京大学教授
〃	西谷 剛	横浜国立大学大学院教授
臨時委員	進士 五十八	東京農業大学学長
〃	土屋 正忠	武蔵野市長
〃	中村 裕	全国農業会議所専務理事
〃	森 稔	森ビル株式会社代表取締役社長
専門委員	酒井 均	株式会社社会工学研究所 代表取締役研究顧問
〃	根本 敏則	一橋大学大学院教授
〃	ベッティナ・ラングナー 寺本	東アジア建築都市研究所建築家

公園緑地小委員会における審議経過

第1回 平成14年5月24日(金)

- ・委員会の議事運営について
- ・委員長互選、委員長代理の指名
- ・委員会の議事録の公開について
- ・「都市内の緑とオープンスペースの確保」について

第2回 平成14年6月21日(金)

- ・「都市内の緑とオープンスペースの確保」について

第3回 平成14年7月5日(金)

- ・「今後の緑とオープンスペースの確保方策について」(公園緑地小委員会第一次報告(案)) について

第4回 平成14年11月15日(金)

- ・「引き続き検討すべき課題」 について

第5回 平成14年12月13日(金)

- ・「引き続き検討すべき課題」 について

第6回 平成15年2月3日(月)

- ・東京都、大阪市、鎌倉市、呉市からのヒアリング

第7回 平成15年3月24日(月)

- ・「今後の緑とオープンスペースの確保方策について」(公園緑地小委員会第二次報告(案)) について

報告の概要

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会 公園緑地小委員会 第一次報告「今後の緑とオープンスペースの確保方策について」

I. 政策の重点分野

- ①地球環境問題等への対応 ②都市再生への対応 ③豊かな地域づくりへの対応
- ④参画社会への対応

II. 総合的・計画的な政策運営

政策課題に対処するためには、既存の緑の保全、民有地・公共空間の緑化、都市公園等の整備を含めた都市の緑とオープンスペースを確保するための総合的な政策運営が必要。

- 国は緑地の保全や緑化、都市公園等の整備に関する施策などを総合的に進めるための緑とオープンスペースに関わる政策の方針を示すことが必要。
- 都道府県においては、広域的な視点に基づく緑地確保のための指針を示し、市町村の緑の基本計画の策定を支援するとともに、一つの市町村を超えるような緑とオープンスペースについてその確保を進めることが必要。
- 市町村においては、それぞれの区域における緑とオープンスペースの課題や広域的見地からの課題を踏まえ、緑の基本計画の策定を推進し、それに基づき緑とオープンスペースの確保を進めることが必要。
- 緑とオープンスペース確保のための目標・指標(略)

III. 緑とオープンスペースの保全・創出

生物多様性の保全等の視点から重要な緑地を保全し、市街地の過半を占める民有地の緑化と河川、道路等公共公益施設の緑化を進め、これらと連携して、都市の緑とオープンスペースのネットワークを形成するよう都市公園の整備を着実に進めることが必要。

○都市に残された貴重な緑の保全の重点

都市に残された緑は自然資源として極めて重要で、できるだけ保全を図ることが必要。その際、広域的な見地からの緑地の保全、緑地保全地区の指定の推進及び適正な管理、風致地区の活用、新たな緑地保全方策の検討等による開発の際の緑地の保全を図ること等が必要。

○民有地と公共空間が共に取り組む緑化の推進

民有地の緑化を進めることが必要。その際、都市の緑のネットワークを形成するよう、民有地の緑化と公共公益施設の緑化とを一体的に進め、緑豊かで調和の取れた街並みの形成を図ることが重要。

○緑とオープンスペースの中核となる都市公園の整備と管理

都市公園は緑とオープンスペースの中核となる施設として、引き続き着実に整備を進めていくことが必要。特に、都市の防災上必要な公園緑地、生物多様性の保全の枢要となる公園緑地、ヒートアイランド現象を緩和する都市構造の枢要となる公園緑地、地域の特色ある自然・歴史・文化的資産の活用を図る公園緑地等の整備が必要。また、その整備の際、地域の実態に即して、他の施設と公園との立体的活用、従来の配置計画標準に則らない柔軟な対応等が必要。

IV. 多様な主体による緑の保全・整備・管理

○今後の市民参画社会においては、地域のコミュニティや NPO 団体とパートナーシップを形成し、また民間事業者との連携のもと、緑地保全、緑化、公園・緑地の整備・管理を進めていくことが必要。

○地方公共団体は、地域の行政主体として、緑とオープンスペースの確保のためのビジョンを示し、その実現を図るとともに、市民と民間とのパートナーシップを進めていくための主体として機能することが必要。

○国は、我が国の都市が抱える緑とオープンスペースの諸課題についての的確に把握し、これに対応した政策目標を示し、それらの早期かつ計画的な実現に必要な措置を講じるべき。

V. 緑の技術開発・人材の育成活用

以上のような政策を進めていくために、総合的な見地からの技術開発が必要。

第二次報告「今後の緑とオープンスペースの確保方策について」

(引き続き検討すべき課題について)

I. 第一次報告の概要(略)

II. 緑とオープンスペースを確保するための中長期的な計画のあり方

新たな社会資本整備重点計画においては、都市公園だけでなく都市における緑地の保全事業も対象として、都市における計画的な緑とオープンスペースの確保を通じて政策目標の達成に努めるべき。

- 計画期間においては、都市再生、地球環境問題、豊かな地域づくり、少子・高齢社会等の政策課題に重点を置き、緑地の保全、都市緑化の推進、都市公園の整備等様々な方策を進めることが必要。
- 政策の基本指標として、緑地保全地区等の地域制緑地を含んだ公園緑地全体の確保目標量等を総合的な指標とするとともに、個別の政策課題にそれぞれ対応した指標を目標として設定し、その達成を推進することが必要。
- 計画の効果的かつ効率的な実施のため、事業・政策間の連携による集中的な取組み、住民、NPO、民間企業等多様な主体による取組み、情報公開、技術開発、人材育成等の取組みが必要。
- 国土交通行政全体の「緑の政策大綱」の策定と実現が必要。

III. 総合的・計画的な政策運営を推進するため必要な法制度のあり方

第一次報告で提案した事項のうち、公園の計画標準の弾力化、公園施設・占用物件の弾力化、国営広域防災拠点の整備、防災公共施設の整備等の密集市街地対策についてすでに取組みに着手。引き続き以下の課題についての取組みが必要。

○都市緑地保全法と都市公園法の統合

緑地保全・緑化と都市公園の整備を総合的・一体的に推進するため、都市緑地保全法と都市公園法の統合について検討する。

○緑地保全・緑化関連制度

市街地内の緑を増加させるため建築物の敷地や屋上における緑化施設の附置を求める方策、届出勧告制により都市近郊の緑地を保全する方策、地区計画により緑地の保全・敷地の緑化を進める方策、古都以外の市町村における歴史的景観を保全する方策等について検討する。

○都市公園関連制度

効率的な都市公園の整備を進めるため都市公園の区域を立体的に定める方策及び借地公園の活用を勧める方策、都市公園管理への住民参加を促進するため公園施設の設置管理規定の弾力化を進める方策、都市公園の住民の利用を確保するため監督処分等の手続の明確化を進める方策、都市公園を活用した歴史的建造物の保存の方策等について検討する。

IV. 緑とオープンスペースを確保するための行財政支援のあり方

- 国として所要の事業費を確保するとともに、地方公共団体に対し必要な行財政支援を継続していくことが必要であるが、投資の重点化・効率化を進めるとともに、緑地保全、緑化等のソフト施策をあわせて進めていくことが必要。
- 緑の基本計画の策定の推進とその実現を進めるとともに、防災・国家的事業関連・自然再生等の政策目標を実現するための事業への重点化、明確な事業効果が発現するような事業への重点化、整備が遅れている市町村の事業への重点化、地方が主体的に取り組む事業への重点化等を進めることが必要。
- 効率的かつ効率的に事業を進めるため、立体公園等の活用、他事業との連携、民間への支援、PFI事業の活用、コスト縮減、事業評価の厳密な実施等に取り組むことが必要

第2回名古屋市緑の審議会
都市計画公園緑地事業推進部会 会議次第

平成18年1月25日(水)
午後1時30分より
徳川園 観仙楼 ガーデンホール

1. 開会
2. 議事
「長期未整備公園緑地の課題と対応策の検討」
3. その他
4. 局長挨拶
5. 閉会

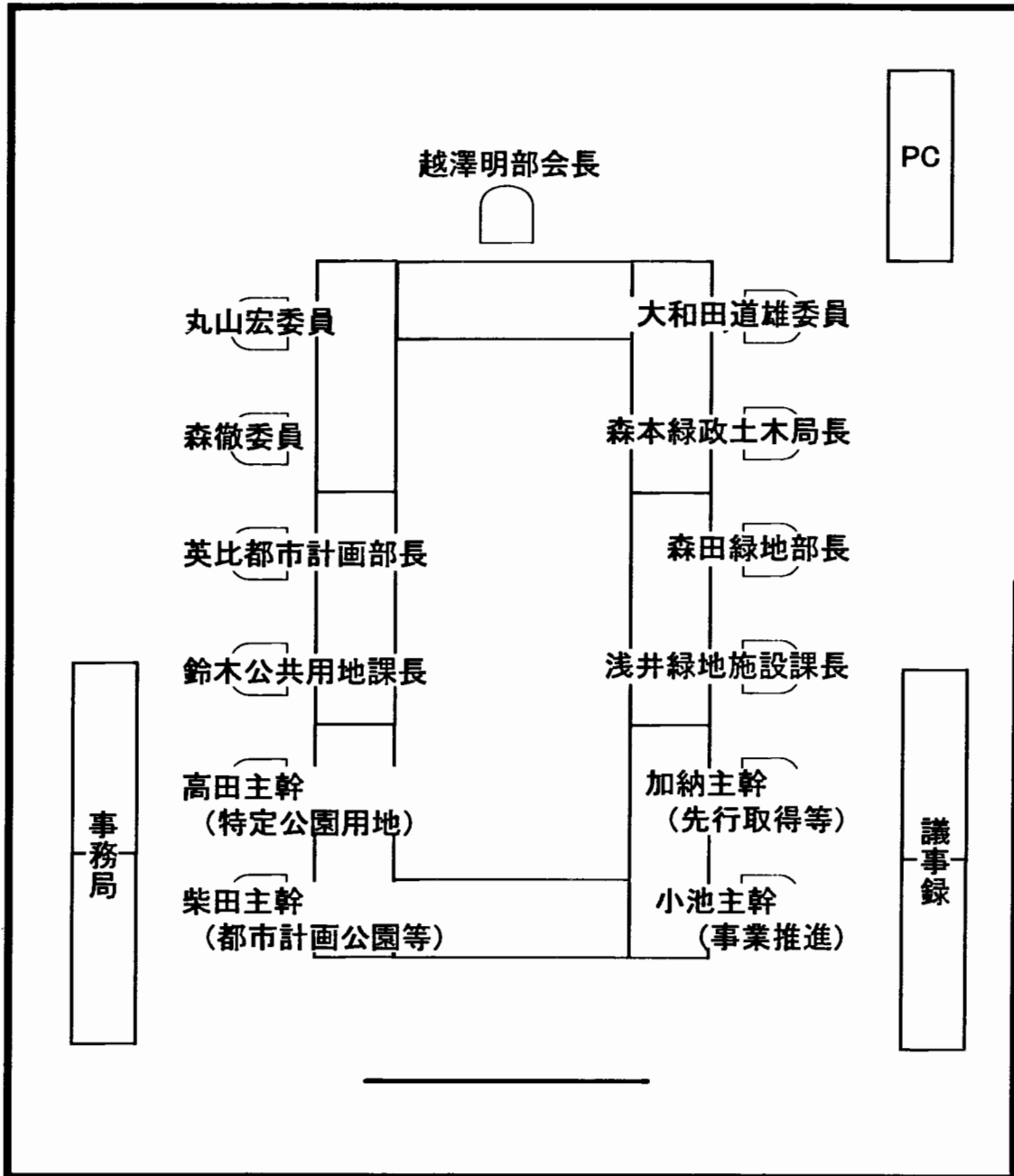
<配付資料>

会議次第
配席表

【資料】 長期未整備公園緑地の課題と対応策の検討

第2回名古屋市緑の審議会 都市計画公園緑地事業推進部会 配席表

徳川園ガーデンホール



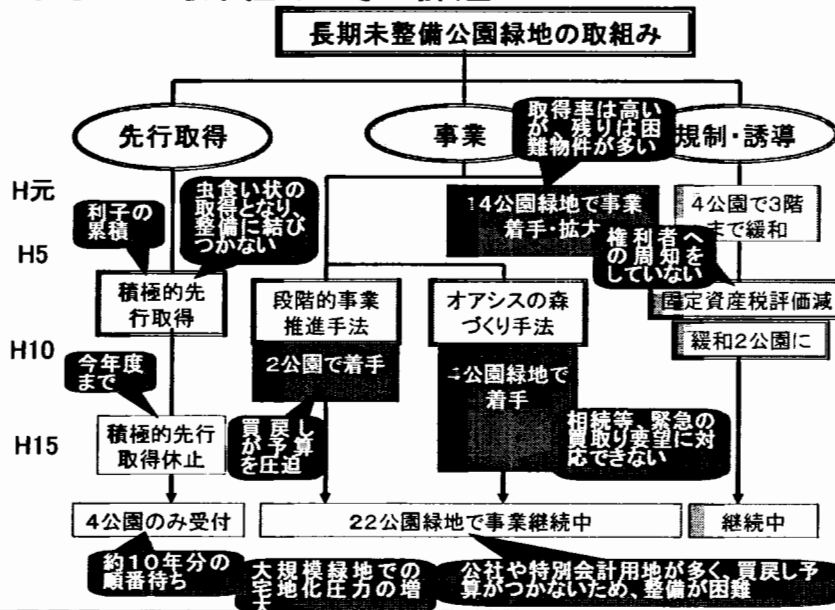
第2回名古屋市緑の審議会 都市計画公園緑地事業推進部会

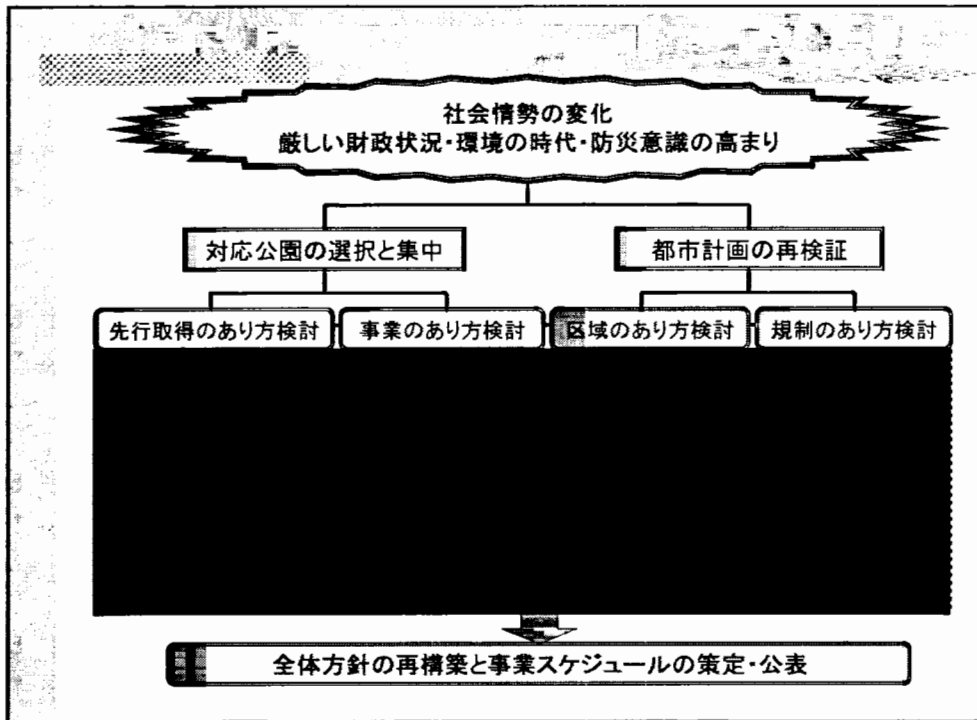
長期未整備公園緑地の課題と対応策の検討

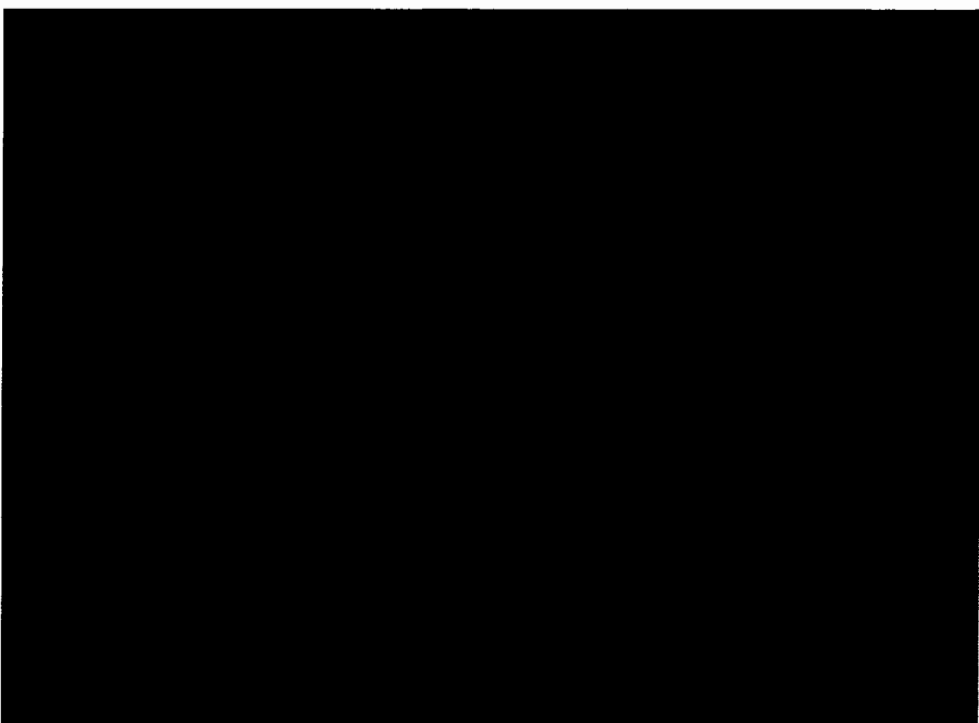
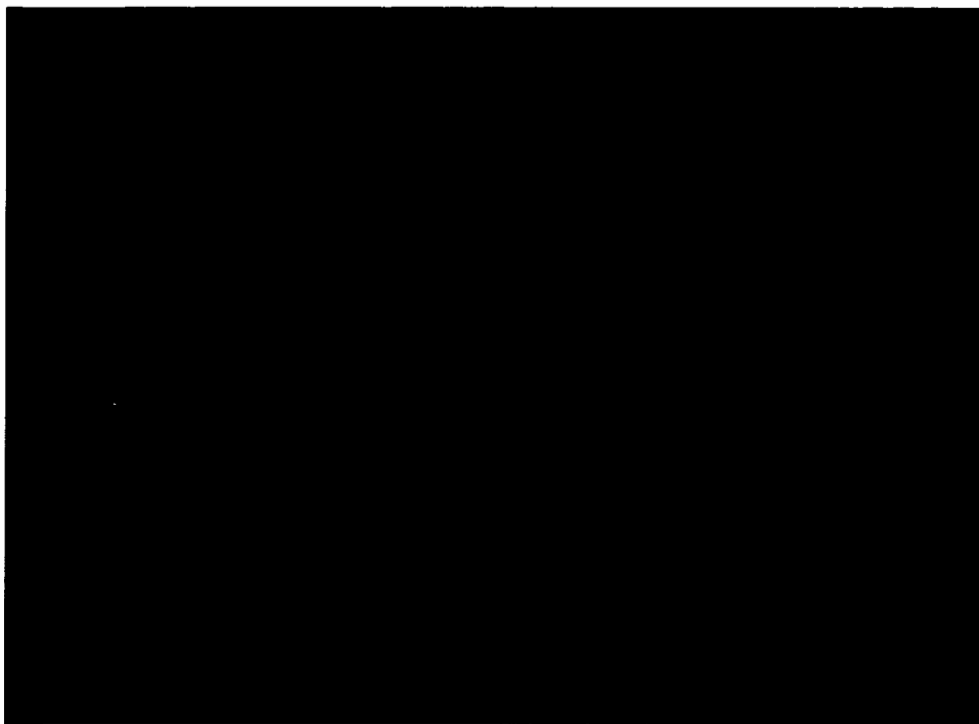
- I 課題からみた長期未整備公園緑地の類型化
- II 事業推進上の対応策の検討
- III 都市計画の区域に係る課題と対応策の検討
- IV ケーススタディ

I 課題からみた長期未整備公園緑地の類型化

これまでの取り組みとその課題









Ⅲ 都市計画の区域に係る課題と対応策

区域に係る課題

事業の遅れている区域

- 長期間の都計法53条の建築制限
- 具体的な事業着手の見通しが示せない

- 計画の妥当性の検証
- 住民への説明責任

地形地物に整合しない区域

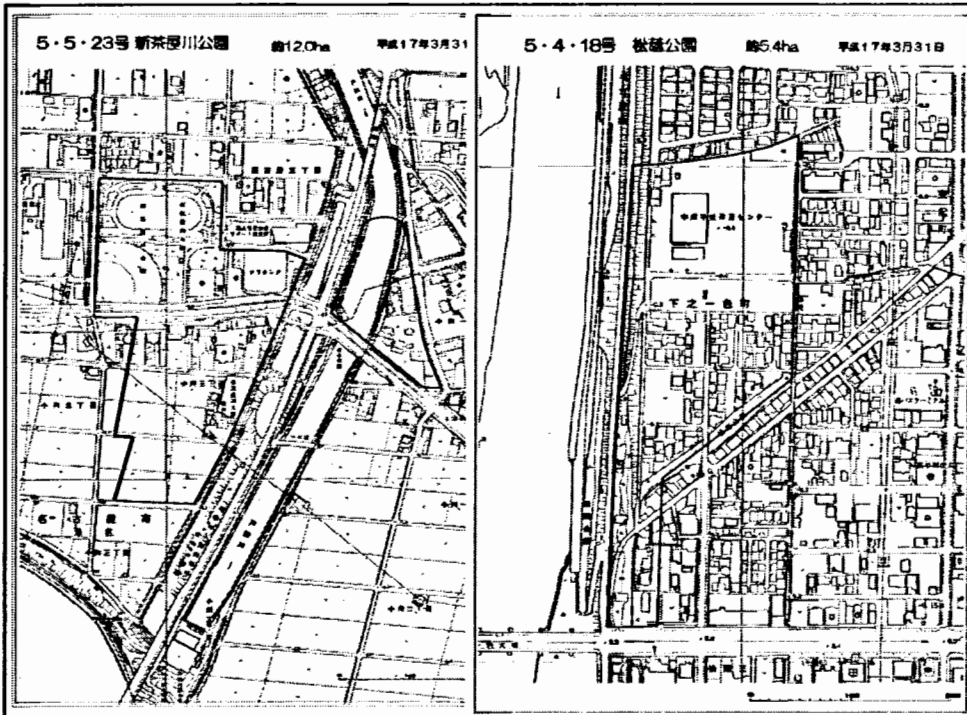
- 道路等の消滅
- 河川利用の変化と堤防道路の改修

- 区域の明確化
- 他の公共施設との整合

特定物件の対応

- 神社仏閣の取扱い
- 学校の取扱い

- 考え方の整理
- 取扱いの明確化



対応策の検討(現計画の検証)

全体検証

- 各種計画での位置づけ
緑の基本計画、都市計画マスタープラン、都市防災構造化計画等
- 配置計画
各種別の公園における誘致圏域の充足度
- 面積の確保
将来の望ましい都市像の目標値 市民1人当たり15㎡ 緑被率30%
- 公園機能の評価
レクリエーション機能、防災機能、環境保全機能、景観機能



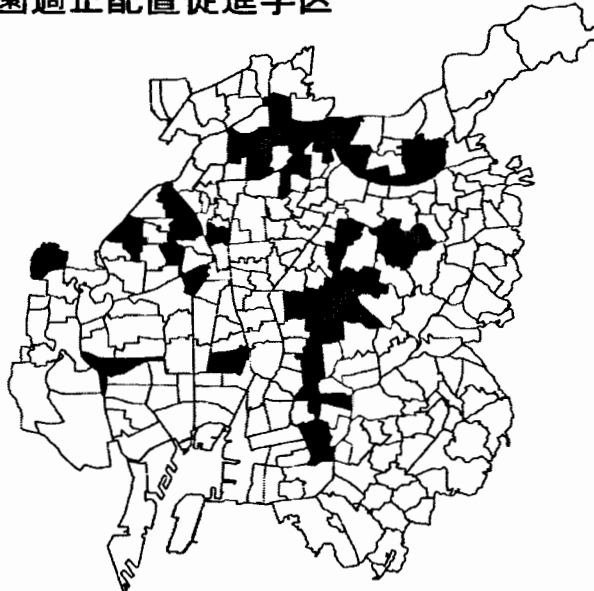
個別検証

- 機能別の必要度の評価
レクリエーション機能、防災機能、環境保全機能、景観機能別の評価
- 今後の整備を中止した場合のシミュレーション
経済性、住民権益、各種公園機能への影響

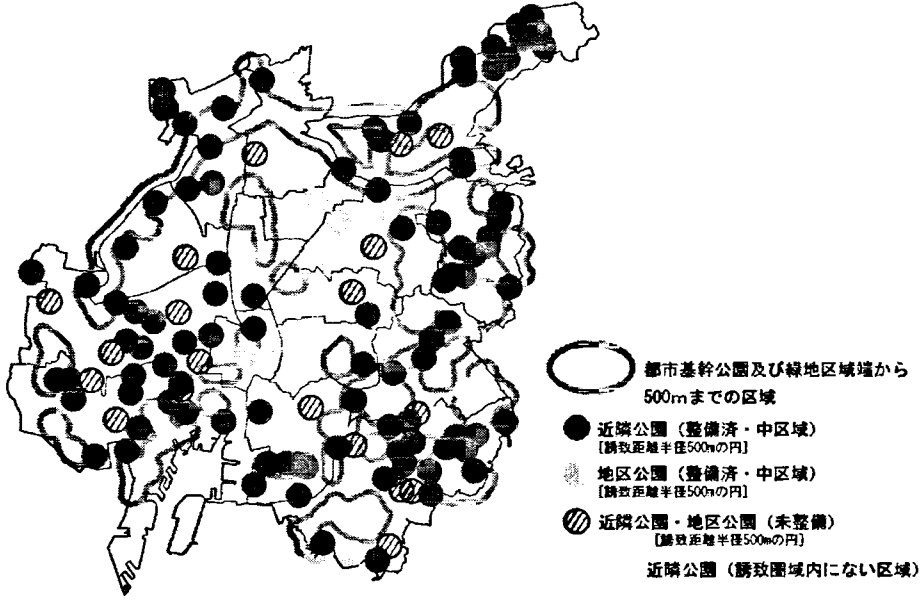


- 現計画は配置的には不足しており、追加する必要がある。
- 量的には現計画の最低限維持するとともに増やす努力が必要である。

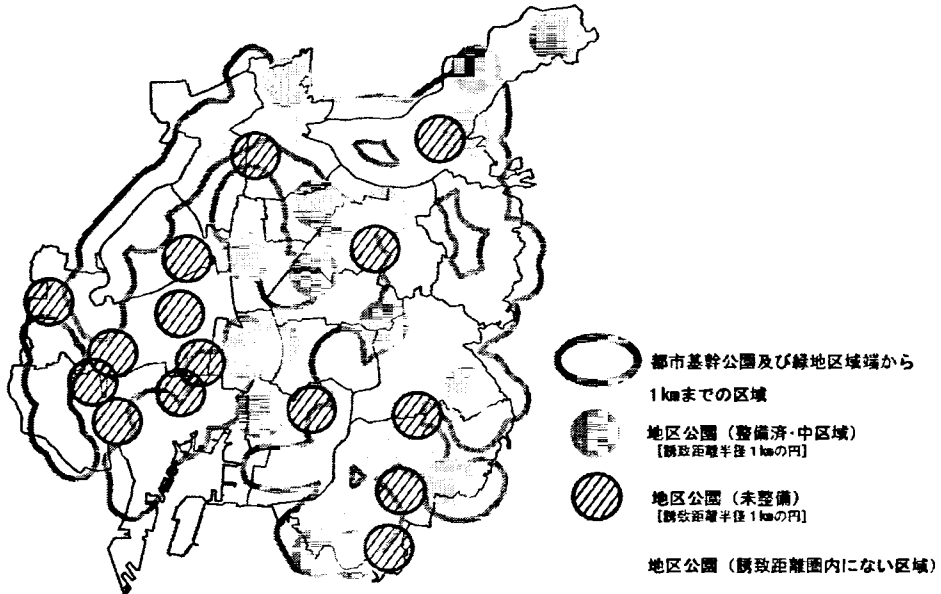
街区公園適正配置促進学区



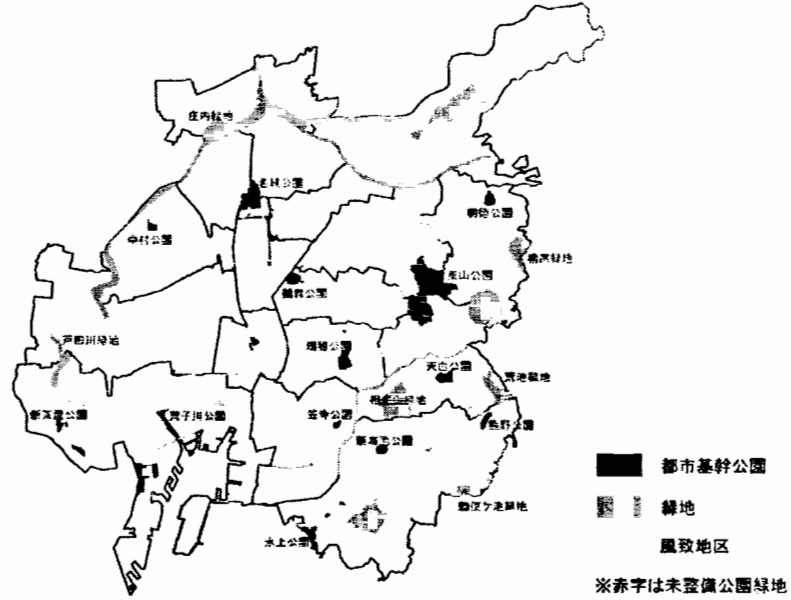
近隣公園の適正配置検討図



地区公園の適正配置検討図

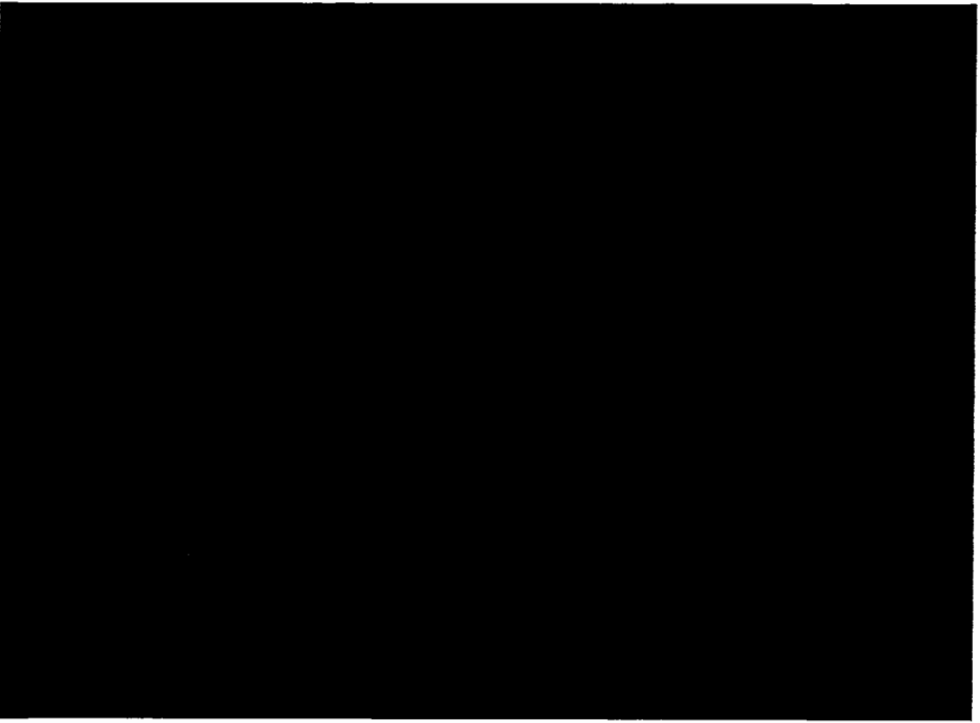
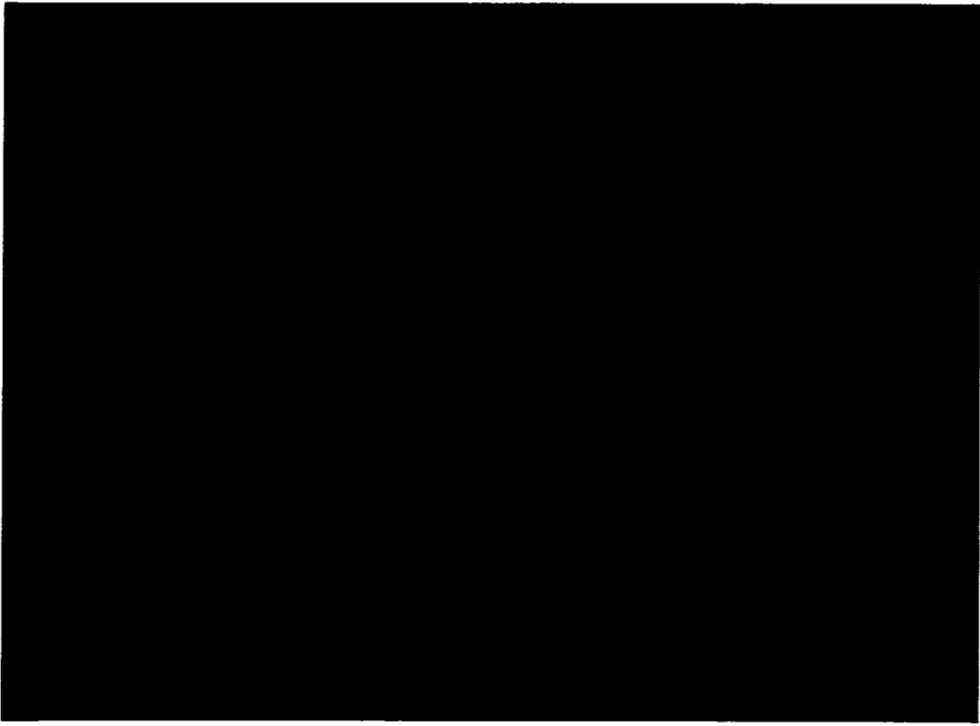


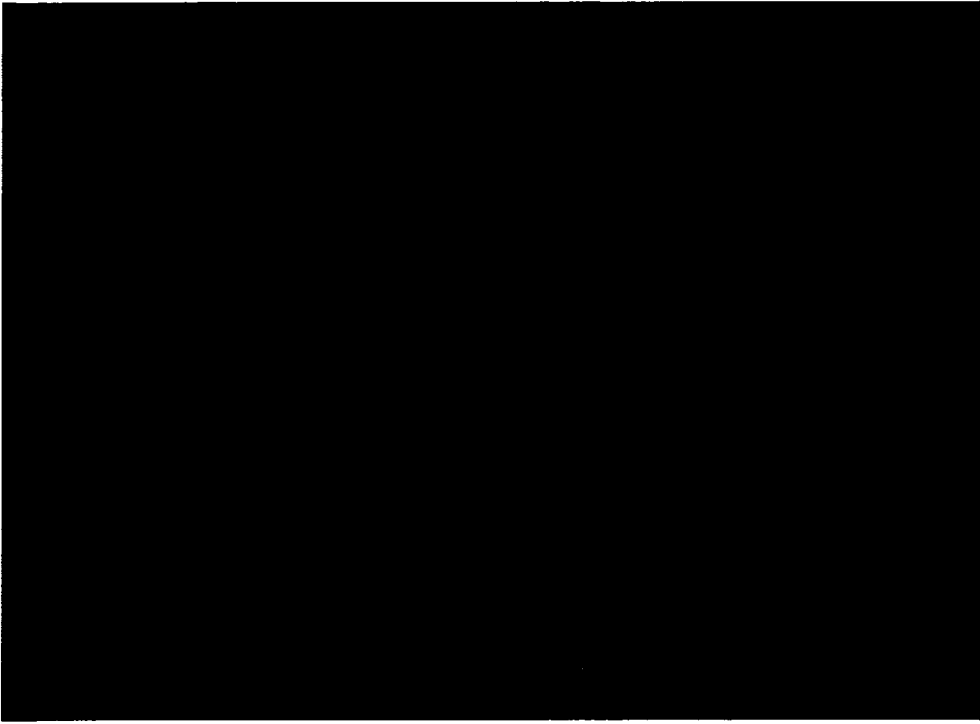
基幹公園、緑地及び風致地区



公園緑地の機能

利用機能	レクリエーション	動的	運動、遊戯、散策
		静的	休息、鑑賞、環境学習、ふれあい
防災	防災	避難	避難収容、救援・復旧活動等の場
		災害防止	延焼防止、雨水貯留
存在機能	環境保全	生態系の保全	野生生物保護、地下水涵養
		都市環境の調節	気温調節、大気浄化、騒音緩和、防塵
存在機能	景観	季節感、自然感、生命感、眺望性	





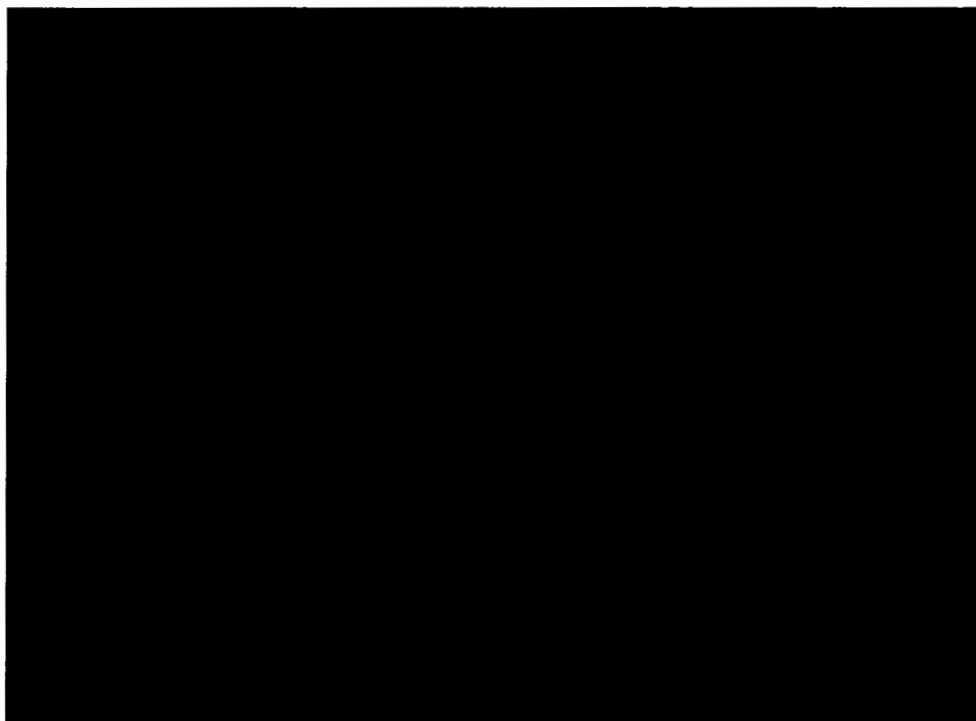


IV ケーススタディ

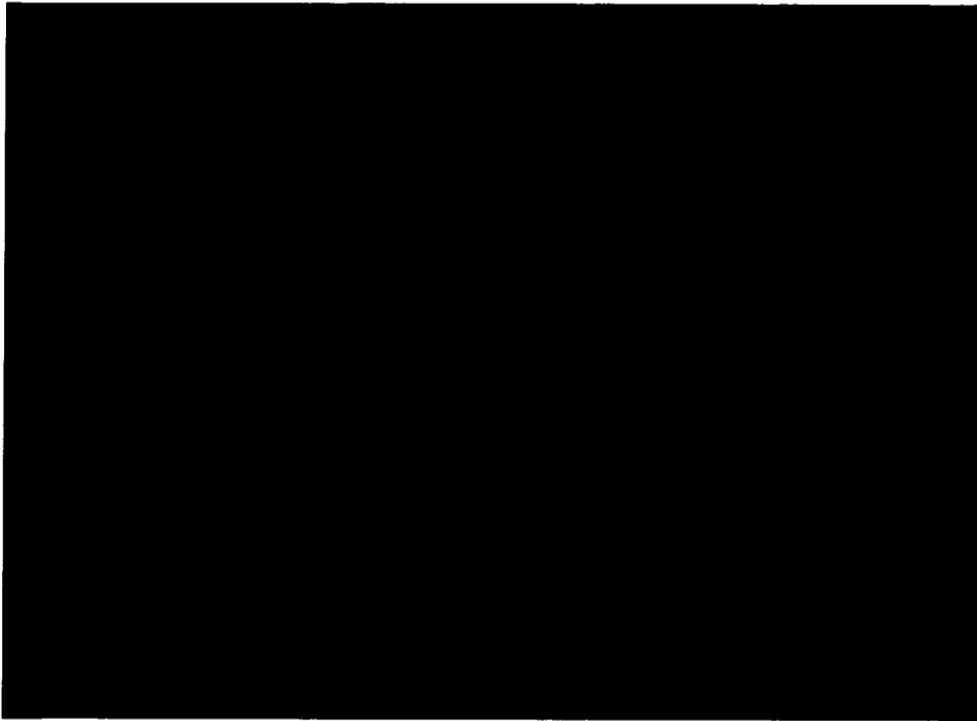
鶴舞公園(総合公園)

都市計画決定 S22.5.6 24.4ha

- 公園の開園は明治42年
- 園内に市公会堂、図書館、緑化センターや史跡・文化財もあり
- 区域内に八幡山特別緑地保全地区
- 施設の老朽化したものもあり
- 民有地(0.15ha)は東側に集中
- 住宅地だけでなく、喫茶店や貸しポート小屋もある





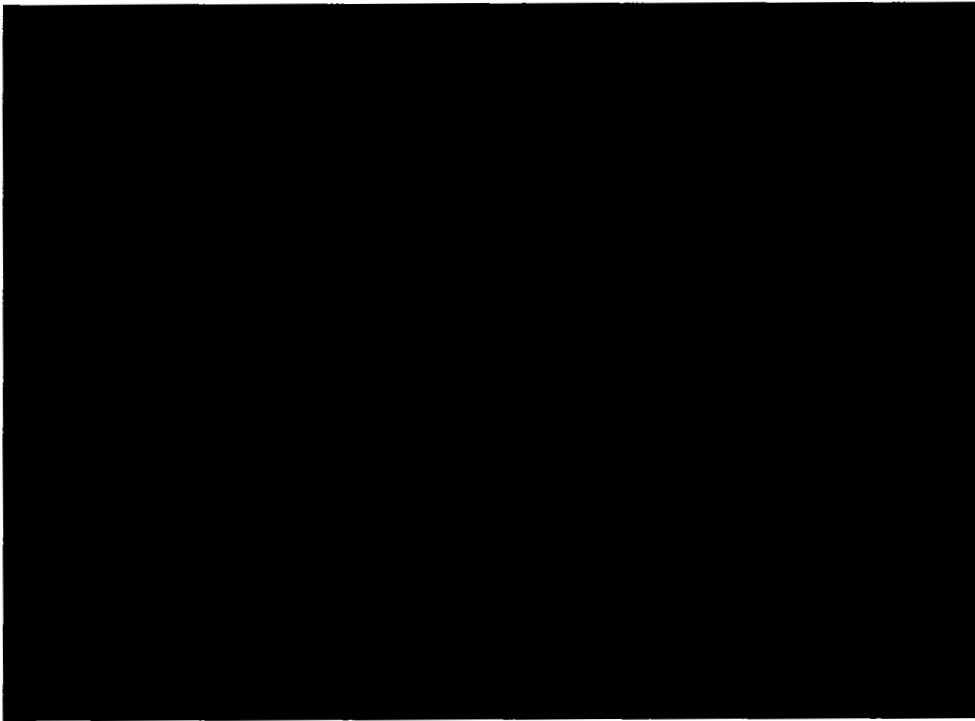




多加良浦公園(地区公園)

都市計画決定 S22.5.6 8.5ha

- 軍需工場の社宅であったため、決定時にはすでに住宅密集
- 区域内に2箇所の街区公園が供用済み(計1.3ha)
- 区域内に神社仏閣が3件存在
- 都計戸田荒子線により分断
- 西側堤防道路との不整合



土古公園 (7.9ha)

土古公園(地区公園)
都市計画決定 S22.5.6 7.9ha

先行取得地

テニス練習場

- 南半分は供用済み(5.43ha)
- 広い駐車場があったが、現在はテニス練習場
- 計画区域内に小学校あり
- 西側の競馬場とともに広域避難場所
- その他は住宅が密集している

月
00



氷上公園・緑陽公園 (26.1ha・40.6ha)



氷上公園(総合公園)
都市計画決定 S53.5.24 26.1ha

- 昭和22年に隣接の緑陽公園(40.6ha)とともに墓園として決定
- 周辺は区画整理事業が施行
- 緑陽公園は市街化調整区域内
- 公園を分断する西大高線は都計見直し路線
- 区域内は農地が多い
- 火上山特別緑地保全地区が北接





相生山緑地(緑地)

都市計画決定 S15.12.7 123.7ha

- 昭和45年に事業予定地指定(29.4ha)
- 平成5年に事業着手(5.9ha)
- 西南部に一部供用済み(1.24ha)
- 平成7年にオアシスの森づくり事業着手(約20ha)
- 北部の菅田集落は江戸時代からの集落
- 南東部に地形地物との不整合箇所あり(都計道路線形変更による)
- 地下鉄桜通線延伸に伴い、開発圧力高まる可能性あり
- 区域内に神社仏閣等あり





東山公園(総合公園)

都市計画決定 S22.5.6 261.8ha

- 昭和10年度に開園し、118.37haが供用済み
- 事業は昭和33年から拡大、延伸を続けている
- 北接する平和公園(東墓園)を合わせ410haあり、名古屋市の緑の中核となる公園
- 市民と協働で進める「なごや東山のもりづくり」、「動植物園再生プラン」等市民の関心も高い
- 都市計画道路5路線により分断
- 概ね樹林地だが、一部住宅密集あり
- 地形地物不整合箇所あり



第3回名古屋市緑の審議会
都市計画公園緑地事業推進部会 会議次第

平成 18 年 3 月 15 日 (水)
午後 2 時より
名古屋都市センター 第 3 会議室

1. 開会
2. 緑政土木局理事挨拶
3. 議事
 - 「長期未整備公園緑地整備方針の考え方」
 - 「個別公園の課題と対応」
3. その他
4. 緑政土木局理事挨拶
5. 閉会

<配付資料>

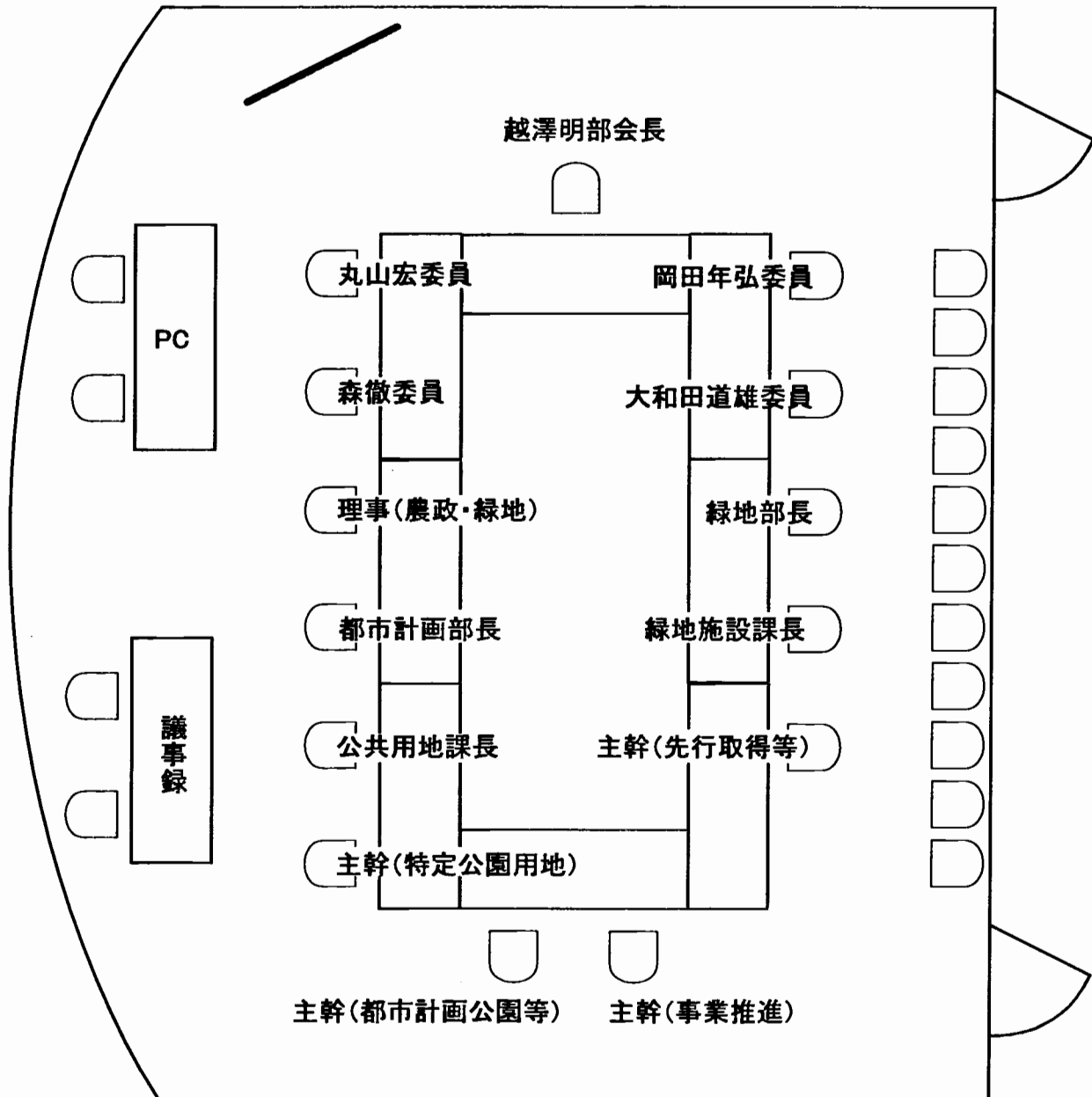
会議次第
配席表

【資料】 これからの公園緑地のあり方ー長期未整備公園緑地についてー

【資料】 個別公園のケーススタディ

配席表

名古屋都市センター第3会議室(14階)



これからの公園緑地のあり方

—長期未整備公園緑地について—

はじめに	2
I これからの公園緑地	3~7
1 環境新時代の公園緑地	3
2 名古屋市の公園緑地行政	4
(1)みどりの将来目標	
(2)公園緑地の都市計画と都市計画事業	
3 長期未整備公園緑地の役割	7
II 長期未整備公園緑地について	8~11
1 長期未整備公園緑地の現状	8
2 これまでの取り組みとその課題	9
(1)事業推進	
(2)建築制限	
(3)土地の固定資産税等	
(4)先行取得	
III 長期未整備公園緑地への対応	12~21
1 都市計画公園緑地のあり方	12
(1)現計画の評価	
(2)計画区域のあり方	
2 事業推進のあり方	15
3 具体的な対応	16
(1)事業推進のための財源	
(2)事業収束	
(3)住宅密集地区をかかえる公園緑地への取り組み	
(4)既存樹林地をかかえる公園緑地への取り組み	
(5)先行取得用地の早期供用を図るための取り組み	
(6)関係権利者への対応	
(7)組織・体制の充実	
4 整備プログラムの策定・公表	20
IV 今後の課題	
おわりに	(環境首都を目指して)

はじめに

都市における公園緑地は、市民のレクリエーションや都市防災、都市環境の維持・改善などの重要な役割を担っています。一方、人口減少や高齢化の急速な進行など都市整備を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。「コンパクトな街」に移行しつつある都市の変化に対応して、社会資本整備のあり方も、質の高い都市空間や災害に強い都市構造の形成などにシフトしつつあり、公園緑地の持つ役割はますます重要になってくるものと考えられます。

名古屋市では戦前戦後を通じて将来の街の姿を描き、公園緑地や道路など都市の骨格となる都市施設を都市計画で定め、都市計画事業を進めてきました。しかしながら、都市計画決定から長期にわたり未整備となっている箇所が多く残されているのも事実です。これら未整備の都市施設は「長期未整備問題」として公園緑地のみならず道路などの施設においても存在し、名古屋市だけではなく都市計画における全国的な重要課題となっています。

特に、近年の厳しい社会経済情勢の中で事業がなかなか進展せず、今後もこれらの事業完了にはまだまだ多くの資金と時間がかかるという状況にあります。また、都市計画公園緑地内に土地や建物などを所有する関係権利者は、長期間にわたる都市計画制限の適用や将来設計が立てにくいなど様々な問題を抱えており、都市計画のあり方や妥当性、公園事業の見通しについての説明責任を果たす必要もあります。

長期未整備公園緑地問題は、これまでも行政内部で検討し、問題解決への取り組みも一定の成果をあげています。しかし、社会情勢の変化の中で取り組みに伴う課題も出てきており、今後の長期未整備公園緑地への対応は、これからの公園緑地のあり方を見据えた上で、従来の発想の転換を図り、重点的かつ効率的な投資を始め既存ストックの有効活用など行うなどさらなる工夫や改善が求められていると断言していいでしょう。厳しい財政状況のなかではありますが、環境や防災といった視点に立脚し、これまでの長期未整備公園緑地に対する全体方針や今後の都市計画公園緑地のあり方を見直すことになりました。

I これからの公園緑地

1 環境新時代の公園緑地

様々な科学技術が発展した20世紀は、一方で“大量生産・大量消費・大量廃棄”といった社会構造が構築された時代でもあった。その結果、地球温暖化やヒートアイランド現象などの熱大気汚染、異常気象、身近な自然や生物多様性の減少、廃棄物・大気汚染・水質汚濁といった様々なレベルの環境問題が顕在化してきている。

21世紀は環境の世紀と呼ばれ、様々な環境面の課題の解決と真に豊かな生活の実現が求められる中で、春の新緑、夏の緑陰、秋の紅葉、冬木立など、日々の生活に季節感とうるおいを与え、美しく風格ある都市や地域の形成に寄与し、環境分野の抱える複雑で多様な課題に対して多面的な機能を発揮する「緑」の役割はますます高まりつつある。

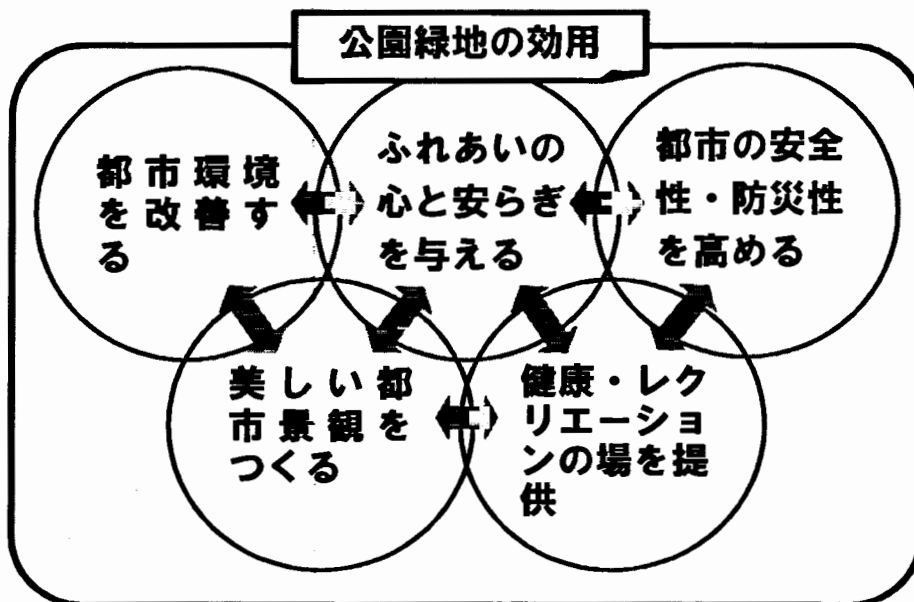
そのため、都市の緑に関する施策は、地球温暖化対策推進大綱、ヒートアイランド対策大綱、新・生物多様性国家戦略といった国の環境分野の取組の多くにおいても、きわめて重要な位置づけがなされており、“環境首都”をめざす名古屋市においても公園緑地を含めた都市の緑を環境インフラストラクチャーとして位置づけ、環境首都の将来像を描くことが重要であると考えられる。

一方、公園緑地行政は環境問題のみならず、都市の防災性向上、歴史的・文化的・自然的資産の保全、地域活性化、観光振興、多様な余暇活動の実現、参画型社会の形成、まちの美しさや質的豊かさの向上、環境教育・環境学習の推進などの諸課題を常に意識し、それに貢献する取組を率先して進めるべき立場に置かれてきた分野でもある。

名古屋市の長期総合計画である“名古屋新世紀計画2010”では生活、環境、文化、産業のすべてにわたって調和のとれた「誇りと愛着の持てるまち・名古屋」をめざしているが、公園緑地行政は、正に生活、環境、文化、産業のすべての側面で効果を発揮できるフィールドであるとともに、市民との協働で進める公園緑地事業が市民のネットワーク形成を進め、誇りと愛着の持てるまちづくりの一助となると考えられる。

【公園緑地の効用】

公園緑地の機能は多面的である一方、構造物のように効果を定量的に計ることは難しい。しかし、これら複数の機能が複合的、相乗的に働くことにより、公園緑地全体の効用が図られるところにその特徴がある。



2 名古屋市の公園緑地行政

(1) みどりの将来目標

名古屋市では平成13年3月に都市緑地保全法(現都市緑地法)に基づき、「名古屋市みどりの基本計画」を策定している。また、同時期に都市計画法に基づいて「名古屋市都市計画マスタープラン」を策定しており、その基本方針として下記のような目標をかかげている。

1. 市民生活の視点を大切に、市民・企業・行政の「協働」によって、「快適空間都市～花・水・緑なごや～」をつくります。
2. 将来の望ましい姿として、身近なみどりと都市の骨格となるみどりを育て、市域面積の30%をみどりにします。
3. 将来の望ましい姿として、みどりの拠点となる都市公園等の面積を1人当たり15㎡とします。当面平成22年度までに、1人当たり10㎡を目標とします。

(2) 公園緑地の都市計画と都市計画事業

① 公園緑地の都市計画

名古屋市の都市計画公園緑地は、大正8年の旧都市計画法の制定後、大正15年に市域の内外にわたって24箇所、面積 550ha の公園が計画決定されたものが最初である。この計画では、他都市でも行われていた樹林地、名勝地の保全を目的とした決定を行うと同時に関東大震災時(T12)に果たした公園の持つ防災機能の重要性の教訓から適正な公園配置(約2km の誘致距離)を考慮した計画となっており、こうした公園の都市計画としては全国初の試みであった。その後、戦時下の昭和15年に、防空を目的として市域を環状に取り囲むように7箇所、面積 826ha の緑地が計画決定された。

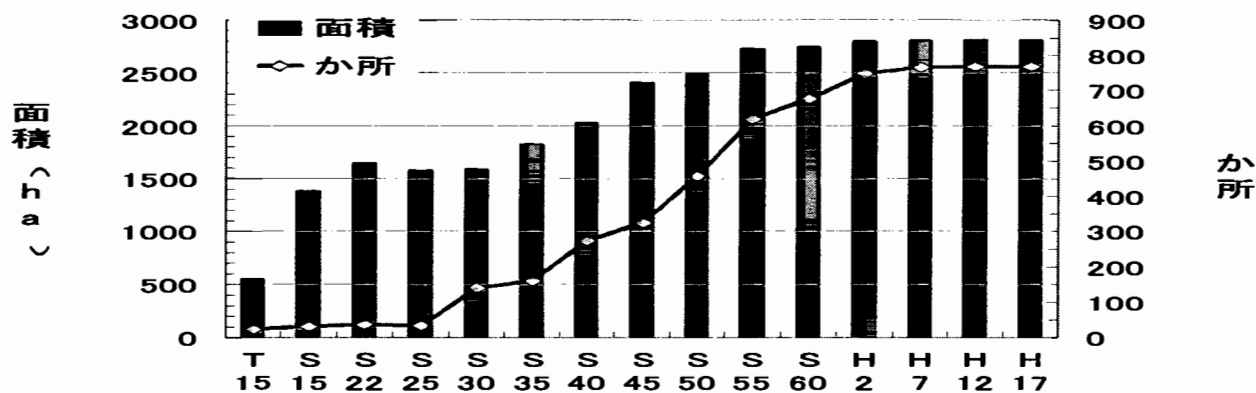


【大正15年の都市計画公園】

昭和22年には戦災復興計画の一環として、従来の公園計画(緑地は除く)を一旦廃止すると同時に、それをベースに都市構成上必要なものを追加して、新たな都市計画公園として31箇所、面積 880.65ha を都市計画決定した。昭和33年、40年、41年には市域の拡大を機に、従来の公園緑地の計画を全市的に見直し、現在の都市計画公園緑地の骨格が出来上がったといえる。昭和44年の新都市計画法施行以後は区画整理事業等により供出される公園の決定を中心に行っている。

また、未整備となっている公園緑地の当初決定は、戦災復興計画(S22)時及び市域編入時に都市計画決定されたものがほとんどだが、昭和22年が当初決定となっている公園の多くは大正15年の決定を起源としており、決定から80年近くの年月が過ぎている。

【都市計画公園緑地の推移】



② 公園緑地の都市計画事業

都市計画事業としての公園事業は昭和12年に認可を受けた第19号運動公園(現在の瑞穂公園)が最初であり、その後、稲永公園などの10公園が事業決定された。これらの事業の目的は、市民の体育向上や防空のための施設整備など、戦時体制を反映したものであった。

戦後になると、復興土地区画整理事業の中で、被災した市街地の復興とともに公園の整備が図られた。昭和25年には名城公園の一部(旧陸軍の練兵場約23ha、現在の名城公園北園)が事業決定され、その後も多くの公園・緑地の事業に着手し、整備推進を図ってきた。しかし、高度経済成長政策のもと、道路や下水道整備に公共投資の重点がおかれたため、公園・緑地の事業は思うように進まず、また、昭和40年代から昭和50年代にかけて本市では、民間の土地区画整理組合から移管を受けた数多くの公園用地の整備に重点が移り、この時期、従来からの都市計画事業がやや停滞した。

昭和47年になり、計画的な公園整備を促進することにより、急激な都市化の中で悪化した環境の改善を図るため、都市公園等緊急整備措置法が施行された。以後、数次の都市公園等整備五箇年計画(平成8年度からの第6次計画のみ七箇年計画)に基づき、公園の量的増大を図ってきた。特にバブル期には豊かな財政事情を背景に平成元年から平成6年度にかけ新規事業着手と事業区域の拡大が16公園緑地で行われ、平成17年度現在、21公園緑地で都市計画事業を展開しているが、厳しい財政事情の中、公園緑地の都市計画事業の推進は困難となっている。

【都市計画公園緑地の現況】

平成17年4月1日現在

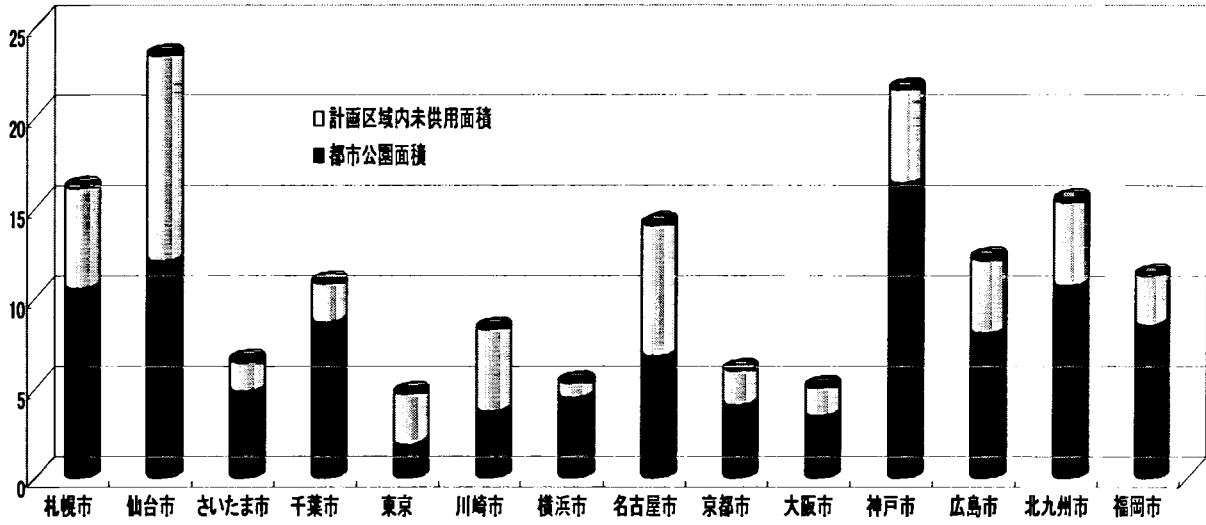
	都市計画公園・緑地		左のうち供用済み		供用率(%)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
公園	街区公園	603	175.66	595	172.74	98.3
	近隣公園	72	128.4	69	113.88	88.7
	地区公園	27	179.0	23	96.14	53.7
	総合公園	12	524.6	9	265.61	50.6
	運動公園	3	76.4	3	63.37	82.9
	特殊公園	7	61.3	5	48.89	79.8
	公園計	724	1,145.36	704	760.63	66.4
緑地	44	1,663.57	41	549.15	33.0	
公園緑地 計	768	2808.93	745	1,309.78	46.6	

(注1) 都市計画公園緑地の面積は、庄内緑地13.6ha、名西橋緑地12.5ha、小幡緑地22.1haの計48.2haの市外分を含む。

(注2) 都市計画決定都市公園とは、計画決定された公園・緑地のうち、市内で都市公園として供用されているものをいい、
 県営の高蔵(0.98ha)、熱田(7.6ha)公園、牧野ヶ池(147.03ha)、小幡(54.37ha)、大高(99.89ha)緑地を含み、
 高蔵公園は県営・市営をあわせて1か所として計上している。

【公園緑地の1人当たり面積】

名古屋市の1人当たり都市公園面積は、H16.3.31現在、6.78㎡で政令市中8番目となっているが、計画面積を含めた公園面積は14.06㎡となり、政令市中5番目、みどりの将来目標である15㎡もほぼクリアできる計画となっている。



2 長期未整備公園緑地の役割

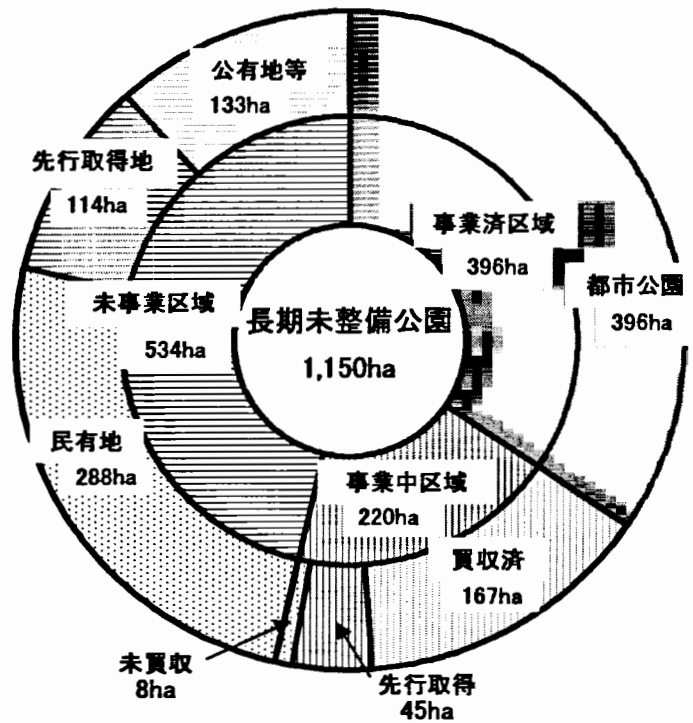
緑被率調査やランドサットデータにより、都市環境インフラとしての未整備公園緑地の重要性を述べる。

II 長期未整備公園緑地について

1 長期未整備公園緑地の現状

名古屋市において長期未整備公園緑地は、「名古屋市が施行者となる公園緑地で、都市計画決定後長期間(20年以上)経過しており、区域内に買収が必要な民有地が存在している公園緑地」と定義している。現在、市内には40箇所あり、計画面積の合計は1,150haとなっている。

これまでの長期未整備公園緑地への対応方針としては、長期間にわたる関係権利者への負担を考慮し、要買収民有地の公有地化を図ることに重点を置いて対応してきた。その結果、計画面積合計1150haのうち約1/3にあたる396ha(34.4%)はすでに都市公園として供用されており、買収済・その他公有地300ha(26.1%)、先行取得地159ha(13.8%)を合わせると、全体の74.3%(855ha)の公有地化が進んでいる。



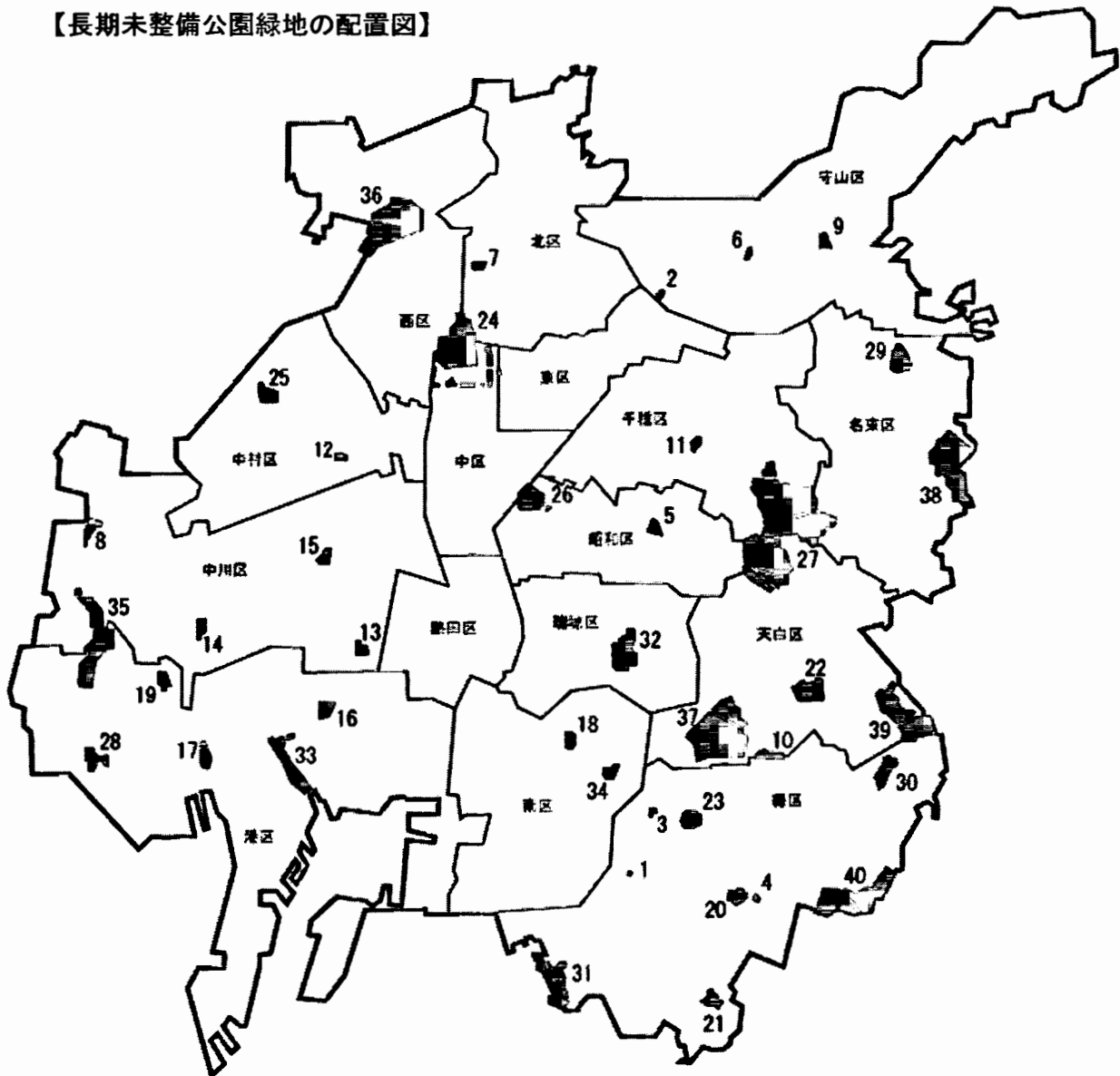
【平成18年3月31日見込み】

【長期未整備公園緑地一覧表】

種別	公園名	都計年月日	計画面積
街区	汐田公園	S33.3.14	0.12
街区	宝勝寺公園	S40.1.27	0.92
近隣	千句塚公園	S40.1.27	2.0
近隣	鳴海公園	S40.1.27	2.2
近隣	川名公園	S22.5.6	3.9
近隣	北屋敷公園	S40.1.27	2.0
地区	志賀公園	S22.5.6	5.2
地区	富田公園	S33.2.15	8.9
地区	大森公園	S40.1.27	5.5
地区	戸笠公園	S40.1.27	8.9
地区	城山公園	S22.5.6	4.6
地区	米野公園	S22.5.6	4.7
地区	昭和橋公園	S22.5.6	4.9
地区	松蔭公園	S22.5.6	5.4
地区	松葉公園	S22.5.6	5.6
地区	土古公園	S22.5.6	7.9
地区	多加良浦公園	S22.5.6	8.5
地区	呼続公園	S22.5.6	7.8
地区	船頭場公園	S33.2.15	8.7
地区	細根公園	S40.1.27	9.9

種別	公園名	都計年月日	計画面積
地区	桶狭間公園	S41.10.13	8.3
総合	天白公園	S33.2.15	26.5
総合	新海池公園	S33.3.14	15.2
総合	名城公園	S22.5.6	85.5
総合	中村公園	S22.5.6	13.6
総合	鶴舞公園	S22.5.6	24.4
総合	東山公園	S22.5.6	261.8
総合	新茶屋川公園	S33.2.15	12.0
総合	明德公園	S33.2.15	21.2
総合	熊野公園	S40.1.27	16.5
総合	氷上公園	S53.5.24	26.1
運動	瑞穂公園	S22.5.6	33.2
特殊	荒子川公園	S54.3.23	29.6
特殊	笠寺公園	S22.5.6	8.7
緑地	戸田川緑地	S33.2.15	59.6
緑地	庄内緑地	S15.12.7	94.2
緑地	相生山緑地	S15.12.7	123.7
緑地	猪高緑地	S40.1.27	66.2
緑地	荒池緑地	S33.2.15	60.4
緑地	勅使ヶ池緑地	S40.1.27	55.3

【長期未整備公園緑地の配置図】



- | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 1 汐田公園 | 11 城山公園 | 21 桶狭間公園 | 31 氷上公園 |
| 2 宝勝寺公園 | 12 米野公園 | 22 天白公園 | 32 瑞穂公園 |
| 3 千句塚公園 | 13 昭和橋公園 | 23 新海池公園 | 33 荒子川公園 |
| 4 鳴海公園 | 14 松蔭公園 | 24 名城公園 | 34 笠寺公園 |
| 5 川名公園 | 15 松葉公園 | 25 中村公園 | 35 戸田川緑地 |
| 6 北屋敷公園 | 16 土古公園 | 26 鶴舞公園 | 36 庄内緑地 |
| 7 志賀公園 | 17 多加良浦公園 | 27 東山公園 | 37 相生山緑地 |
| 8 富田公園 | 18 呼統公園 | 28 新茶屋川公園 | 38 猪高緑地 |
| 9 大森公園 | 19 船頭場公園 | 29 明德公園 | 39 荒池緑地 |
| 10 戸笠公園 | 20 細根公園 | 30 熊野公園 | 40 勅使ヶ池緑地 |

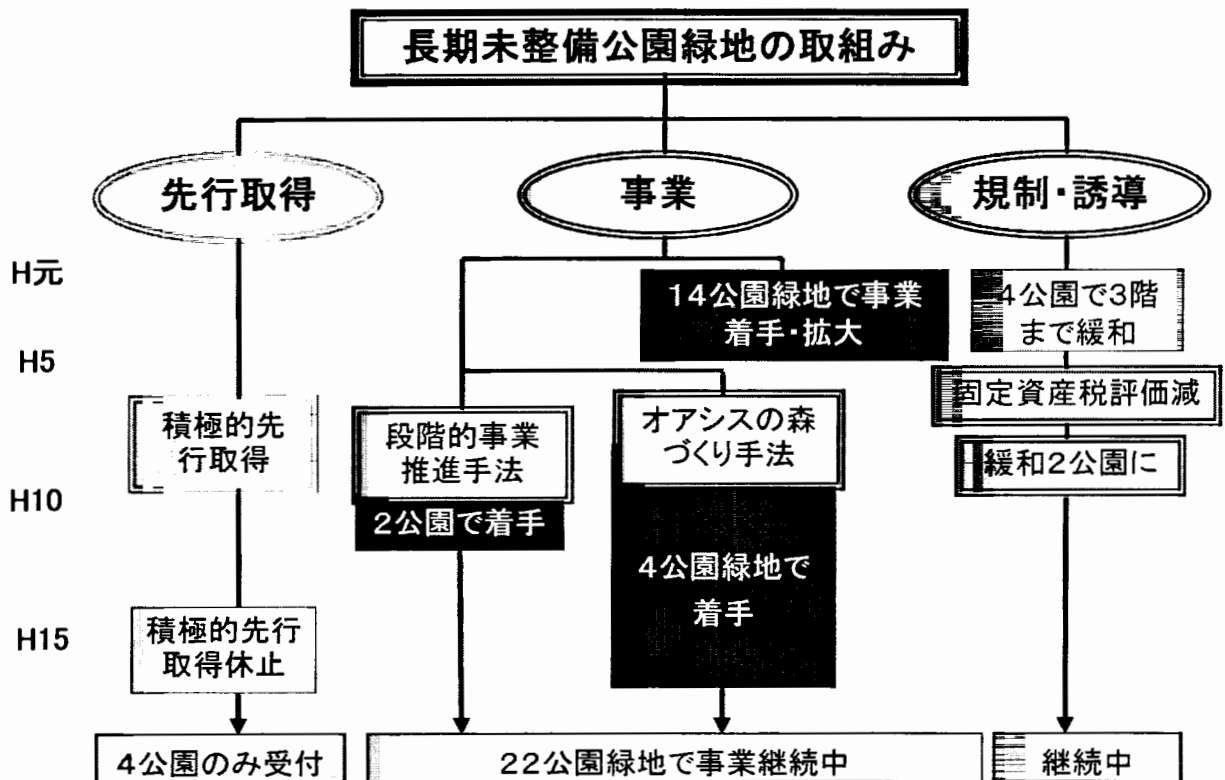
2 これまでの取り組みとその課題

(1) 事業推進

長期未整備公園緑地への取り組みは、これまでも市内での検討を行っており、平成元年、平成6年、平成8年には市議会へ検討内容を報告するとともに、長期未整備の問題解決に向けて具体的な施策も展開している。

これまでの基本方針は、原則として都市計画変更は行わず、長期間にわたる関係権利者への負担を軽減するために建築制限の緩和を行う一方、積極的な事業展開や

先行取得を行うことにより、買収の必要な民有地の公有地化を図るものであった。その成果として、平成6年当時要買収民有地が433haであったものが、296haまで減少するとともに、2公園で事業が完了し、長期未整備公園緑地は現在、40公園緑地に減っている。



しかし、現在事業中の区域(220ha)では、96%の公有地化が進んでいるものの、厳しい財政状況の中、先行取得資金で買収した土地の一般会計化(買戻し)ができないことと、わずかに残った民有地のため整備が進んでいない。先行取得資金用地については、一部で暫定的な利用を行っている公園緑地もあるが、残民有地については度重なる交渉にも応じず、買収の困難化している土地もあり、何らかの対応を迫られている。

一方、用地買収による事業とともに、大規模な公園緑地内でまだ事業に着手していない区域においては、先行取得地や民有樹林地を使用貸借し、散策路など最低限の整備を行うことにより市民利用を図っているオアシスの森づくり事業を平成7年から展開している。使用貸借による事業推進手法は、少ない予算の中で早期に市民利用が可能となる手法として非常に有効であり、現在4公園緑地で展開しているが、相続発生時等、買い取り要望が出たときの対応に課題が残る。

また、オアシスの森づくり事業によって削減できた事業費を住宅の密集する公園へ投入するといった考えで、川名公園、米野公園といった住宅密集型の公園で事業に着手した。しかし、当初の予想を越える公園事業費の減少を受け、通常の都市計画事業もさることながら、これらに続く公園の事業推進も困難となっている。

(2) 建築制限

都市計画公園緑地の区域内に公園施設以外の建築物を建築する場合には、都市

計画法(53条、54条)により、階数が2階以下で、主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の容易に移転、除却できるものに限るなどの建築制限が課せられている。この建築制限については、公共の福祉のために受認すべき範囲内との判決があるが、都市計画公園緑地の区域内の土地については、関係権利者が土地を有効に利用できない、土地の売買等で不利になる、事業着手時期が不明確であり、関係権利者が生活設計を立てづらいなどといった問題点がある。

名古屋市では平成2年より土古公園、昭和橋公園、川名公園、米野公園(現在は土古、昭和橋の2公園)においては3階建の建築を許可するという建築制限の緩和措置を講じている。

(3) 土地の固定資産税等

都市計画公園緑地の区域内の土地は、上記のような建築制限を受けるため、名古屋市では、固定資産税の課税のための土地の評価を平成6年から最高50%の補正している。その結果、納税者の税負担が軽減されているが、同時期に税率の見直しがあったため、関係権利者はこの補償を認知していない可能性がある。

(4) 先行取得

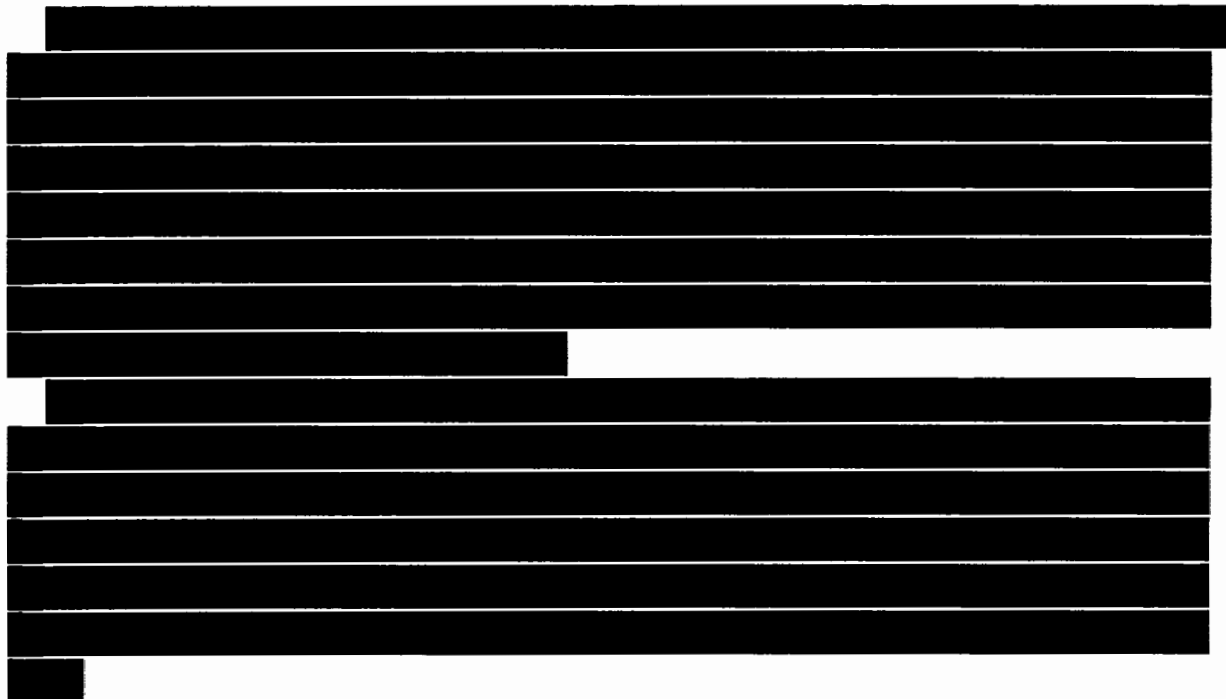
都市計画公園緑地区域内の土地の買い取り要望に対しては、昭和48年に名古屋市土地開発公社を設立し、大規模な公園緑地について「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公社資金や都市開発資金により先行取得を行ってきた。平成5年以降は、要買収民有地の公有地化を図るため、買い取り要望の出された土地については、積極的に買収に応じた。

しかし、整備が可能となる一般会計への買戻しがはかどらず、逆に利子の累積を生む結果となっている。また、先行取得は一定の区域内を集中して用地取得する事業化とは異なり、関係権利者からの申し出への対応のため、虫食い状の取得状況となり、用地をフェンスで囲ったいわゆる“塩漬け土地”も出現して度々非難を受ける結果となっている。

先行取得制度には、関係権利者の視点からは事業化を待つことなく土地を売却することにより土地利用の制限に対する負担を取り除くといった意義がある。一方、行政側からみると、特に地価の上昇局面においては安価に用地取得が可能であり、将来の家屋の移転補償を避けられたり、宅地化を抑えることにより、樹林地などの緑が保全できるなど事業の効率性の観点から非常に有効な制度であった。

しかし、バブル経済崩壊後、地価の下落が続く状況と名古屋市においても財政状況が厳しい事情を踏まえ、平成15年度からは樹林地を中心とした大規模公園緑地4箇所以外の公園緑地では原則的に先行取得による買い取りを休止している。また、この4公園緑地においても限られた予算内での対応となるため、関係権利者からの申し出に即時に対応できないといった状況にあり、平成17年3月現在で10年待ちの状況である。

Ⅲ 長期未整備公園緑地への対応



1 都市計画公園緑地のあり方

(1) 現計画の評価

① 必要性の検証

検証においては公園緑地の多岐に亘る機能を鑑み、都市全体としての広域的な観点と個別公園緑地ごとの地域的な観点での評価を行うことが望ましい。

利用機能	レクリエーション	動的	運動、遊戯、散策
		静的	休息、鑑賞、環境学習、ふれあい
存在機能	防災	避難	避難収容、救援・復旧活動等の場
		災害防止	延焼防止、雨水貯留
	環境保全	生態系の保全	野生生物保護、地下水涵養
		都市環境の調節	気温調節、大気浄化、騒音緩和、防塵
	景観	季節感、自然感、生命感、眺望性	

イ 都市全体での評価

将来の望ましい都市像としての目標値に照らし合せて、次の項目により評価を行う。

○各種計画での位置づけ

緑の基本計画、都市計画マスタープラン、都市防災構造化計画等による都市計画公園緑地の位置付けについて評価を行う。

○配置計画

各種別の公園における誘致圏域(当該種別より規模の大きい種別の公園を当該種別の公園に含めて設定)の状況により、配置的な評価を行う。

○量の確保

緑の基本計画、都市計画マスタープランでの将来の望ましい都市像である市域面積に対する緑被率30%、市民1人当たりの都市公園等の面積15㎡を基準とした評価を行う。

□地域的な評価

個別の公園緑地について、以下のように地域的な特性での機能の評価を行うことが望ましい。

○レクリエーションの機能

公園緑地は市民の余暇活動、スポーツ、環境教育、社会参加活動などの場とともに、都市生活に憩いや潤いと安らぎを与える機能を持っている。検証にあたっては、種別ごとの公園利用のための誘致圏域の充足度及び一人当たりの公園面積への効果の比較を行う。

○防災上の機能

公園緑地には震災時における避難地、救援、復旧活動等の場として、また洪水などの雨水災害においては被害を軽減する雨水貯留機能を持ち、防災上重要な役割を果たしている。

都市防災構造化計画では都市計画公園緑地は広域避難地(93箇所中75箇所)、一次避難地(104箇所中90箇所)に位置づけられており、防災上重要な施設となっている。検証にあたっては、防災都市づくり計画における避難の困難性、延焼危険度、倒壊危険度等により必要度を評価する。

雨水貯留機能においては、都市計画公園緑地の整備及び現況を保全することにより、雨水流出を抑制し、都市型水害を軽減できるため、住宅密集区域の整備推進や未開発区域の緑地の保全は重要となっている。検証においては、宅地化された場合と公園化した場合の雨水貯留機能の比較を行い、地域への影響を評価する。

○環境保全機能

都市においては、公園緑地の緑や空地は、蒸散効果による気温調節に優れ、ヒートアイランド現象の緩和に有効である。植物は二酸化炭素や汚染物質を吸収・吸着し、大気浄化に効果があり、まとまった緑は騒音緩和などの効果もある。

また、都市内の丘陵地や湿地などの緑は多様な生物の貴重な生息地であり、これらの貴重な自然資源の保護や生物の多様性を維持していくためには、公園緑地を保全整備していくことが必要である。

検証においては、上記機能を持つ緑の存在を視点として、緑被率への貢献及び計画地内の動植物の分布で評価する。

○景観機能

公園緑地の緑は、都市に季節感を与え、都市の眺望、シンボル、ランドマークとなり、風格ある都市を形成する。

公園緑地内の歴史・文化施設は緑と一体となって観光資源、歴史的風土を形成

し、良好な郷土景観となり、公園緑地として保全整備していくことが必要である。
検証においては、地域の景観資源の有無により、必要性の評価を行う。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2)計画区域のあり方

[Redacted text block]

2 事業推進のあり方

長期未整備公園緑地の事業推進手法は、計画区域内の土地利用状況により異なってくる。長期未整備公園緑地の中には、既に計画区域の大部分が公園として供用されているものがある一方、全く事業に着手していないものがある。計画区域内の土地利用は、こうした事業の進捗度合いや市街化の進行を受けて宅地化が進んでいるものもあり、いくつかのタイプに分類できる。

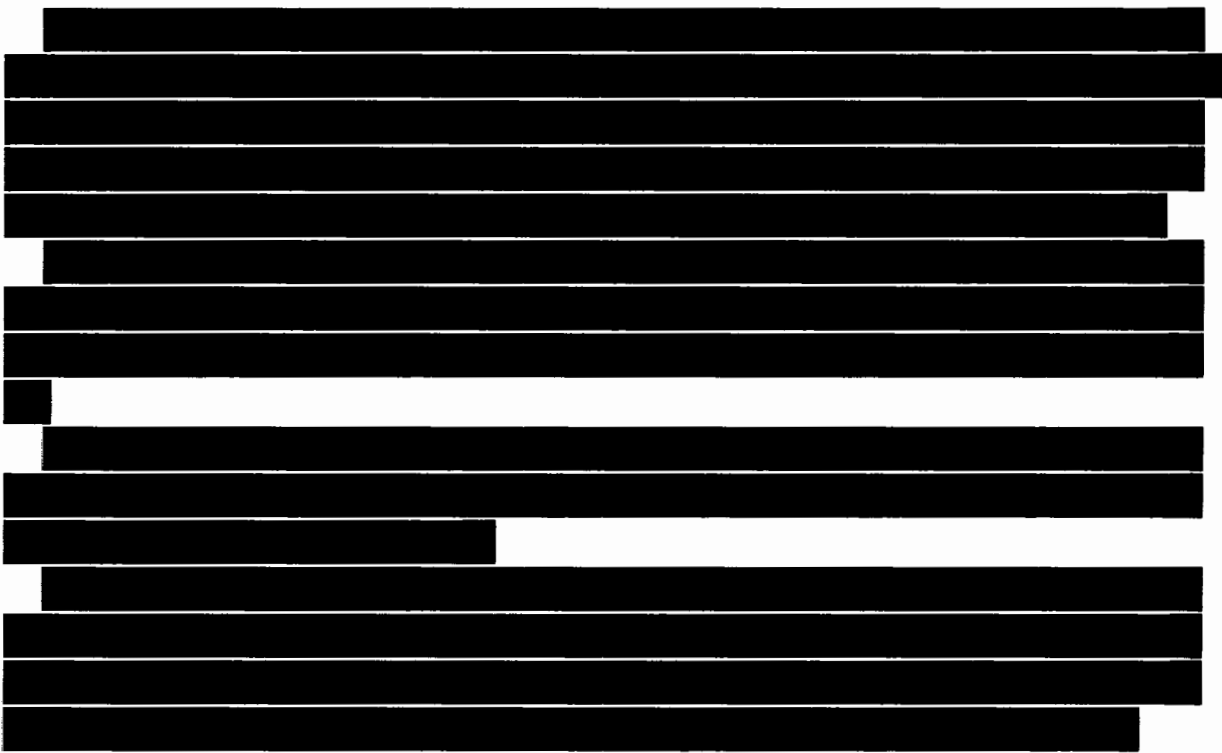
公有地化の進んでいる公園緑地では、すでに大部分の区域で事業が完了し、利用されている公園がある一方で、公有地化は進んでいるものの、一般会計化が進まず、整備が遅れている公園や数筆の民有地が買収できていないために、まとまった整備ができない公園緑地がある。

既成市街地内では宅地化の進んだ公園緑地もみられる。その中には計画決定当初から建築物が連担していたものもあるが、多くは決定後に建築された物件であり、計画決定から事業着手までの期間が長期間となっているため、一部の区域では住宅が密集する状況を生んでいる。こうした区域内では、すでに住民間のコミュニティも形成されており、事業推進上の大きな課題となる。

大規模な公園緑地においては、先行取得による買収や風致地区、市街化調整区域の規制等の都市計画制度により、樹林地や農地など緑の多く残っている区域があり、これらの緑が名古屋市の緑の骨格を形成している。しかし、近年では利便性の良さと環境の良さを併せもつこうした区域内への居住指向も強く、開発の圧力が強まっている。

こうした計画区域内の土地利用状況から長期未整備公園緑地を分類すると下記の

ようになる。



3 具体的な対応

(1) 事業推進のための財源

[Redacted text block]

(2) 事業収束 [Redacted]

[Redacted text block]

(3) 住宅密集地区をかかえる公園緑地への取り組み

[Redacted text block]

(4) 既存樹林地をかかえる公園緑地への取り組み

[Redacted text block]

(5) 先行取得用地の早期供用を図るための取り組み

[Redacted text block]

(6) 関係権利者への対応

[Redacted text block]

[REDACTED]

④ 説明責任

都市計画法では計画案の作成時に地元説明会、案の縦覧、市民意見の聴取など市民への説明がなされており、事業着手時にも説明会や事業計画の縦覧などの説明が義務づけられている。しかし、長期未整備公園緑地については、計画決定後、事業着手まで相当期間が経過している現状を考えると、計画の必要性や整備時期だけでなく計画自体を知らない住民がいる場合も考えられ、今後も未整備の状態が続く状況においては、規制を受けている住民や公園ができることを期待している市民、さらには計画を知らない市民に対して、公園緑地の計画、必要性、整備の見通しなどの説明を行なっていく必要がある。

そのためには、整備方針案作成時の広報やパブリックコメントの実施を活用しながら市民への計画の周知と現状の理解を求めることが必要である。

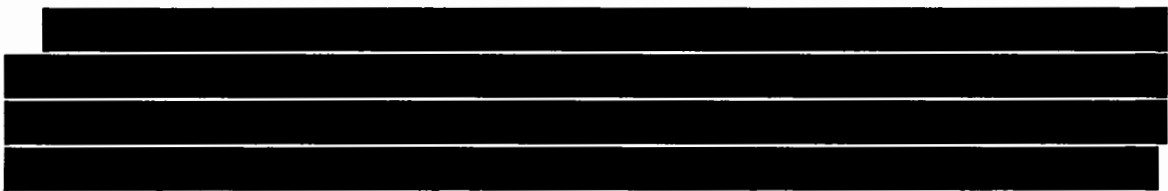
⑤ 意見の反映

未整備公園緑地の整備推進には市民の理解と協力は不可欠である。特に計画区域内の関係権利者には、事業着手までの建築の規制や暫定整備のための用地の使用貸借、事業時には用地買収など、より多くの協力が必要となってくることを考慮すると、整備方針作成にあたっては、関係権利者へのアンケート等による計画の賛否、建替え予定、買収・借地の協力などの事業実施に対する意向調査を行うことにより、市民意見を踏まえた整備手法、整備時期などの方針を

作成することが重要である。

またパブリックコメントや意識調査などから市民の公園緑地の評価や求められているものなどを把握することも整備方針作成においては必要である。

(7) 組織・体制の充実



4 整備プログラムの策定・公表

① 都市計画公園緑地の整備プログラムの必要性

今後も長期未整備公園緑地の解消までには相当期間がかかることが予想される中で、関係権利者に対しては移転の不安等の心労や土地利用の制限がかかるなど多くの負担がかかっている。また、長期未整備公園緑地の整備については計画的かつ効率的な事業推進を図ることが望まれており、優先的に整備する公園を絞り込み整備効果の早期実現を図る必要がある。

このため、公園の整備優先度を定め、いつ事業に着手するのかといった整備プログラムを作成、公表することにより関係権利者に対して今後の生活設計を立てやすくするとともに市民に対して今後の事業スケジュールを明示する必要がある。

② 事業優先度の考え方

事業優先度の設定にあたっては、未整備区域について、①事業の必要性和②事業の効果・効率性の観点からの評価を踏まえ、③事業予算による調整を加味した総合判断により、整備着手時期を設定する必要がある。

③ 事業の必要性による評価

都市における公園緑地の役割は多様であり、かつ相乗的であるため、評価についても様々な評価項目が考えられ、それらを公園緑地が持つもつ主な機能により評価項目を設定した。

評価項目	環境保全・創出 安全・防災 レクリエーション 都市景観・うるおい
------	---

④ 事業の効果・効率性による評価

名古屋市における上位計画や現在の重点整備事業など、位置づけの高い事業について事業を継続して推進する必要がある。

また、今後の事業については、現在の土地利用の動向や地権者の理解・協力の度合いなどを勘案し、効率的に進める必要がある。

評価項目	事業の位置づけ 事業の状況 用地取得の状況 (先行取得地、民有地)
------	--

⑤ 評価基準の重み付け

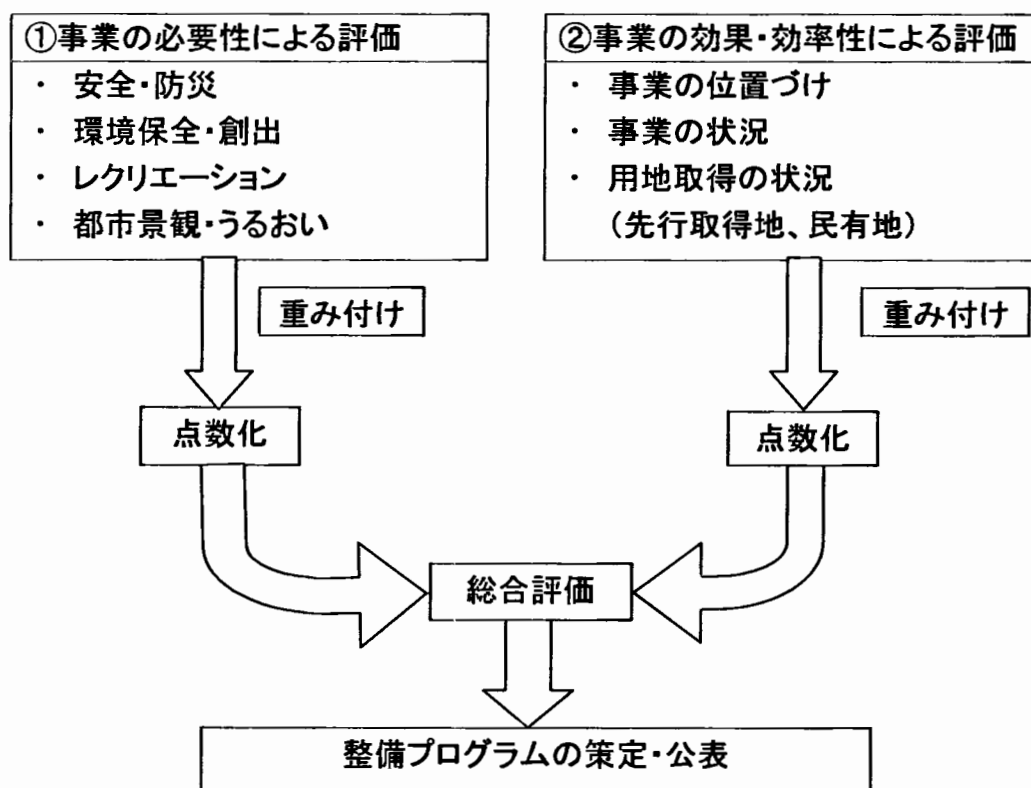
長期未整備公園の事業優先度の評価に当たっては、評価項目ごとに評価基準を設定し、評価した上で、これらを重要度で重み付けして点数化し、総合点で各公園緑地を比較評価する。

⑥ 整備着手時期の考え方

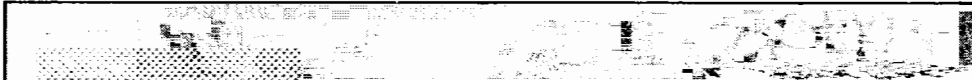
今後の予算推移も不透明な中で、公園緑地の整備着手時期を明示することは大変難しく、明示することにより、市民の誤解を招くおそれもあることにも十分注意すべきである。このようなことから、具体的な整備着手年次を定めるよりは、たとえば第1期、第2期、第3期というように区分することが望ましい。

⑦ 整備プログラムの公表

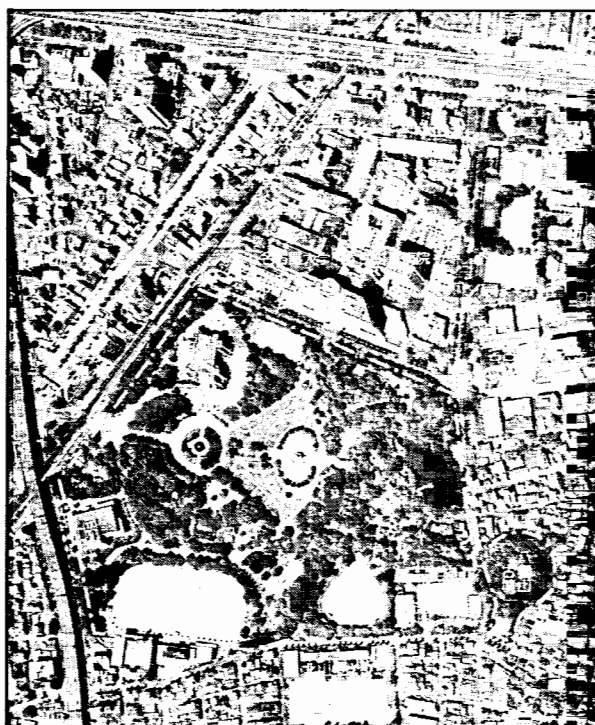
整備プログラムの作成に当たっては、名古屋市において行政として総合的に判断されるべきものであるが、公表については、事業スケジュールはもとより、判断に用いた基礎資料についても市民への説明責任、情報公開の観点からできるかぎりは明らかにすることが重要である。



また、策定・公表後の社会状況の変化も考えられることから、一定期間が経過した段階で評価項目も含めて整備プログラムの見直しを行う必要がある。



**第3回名古屋市緑の審議会
都市計画公園緑地事業推進部会**

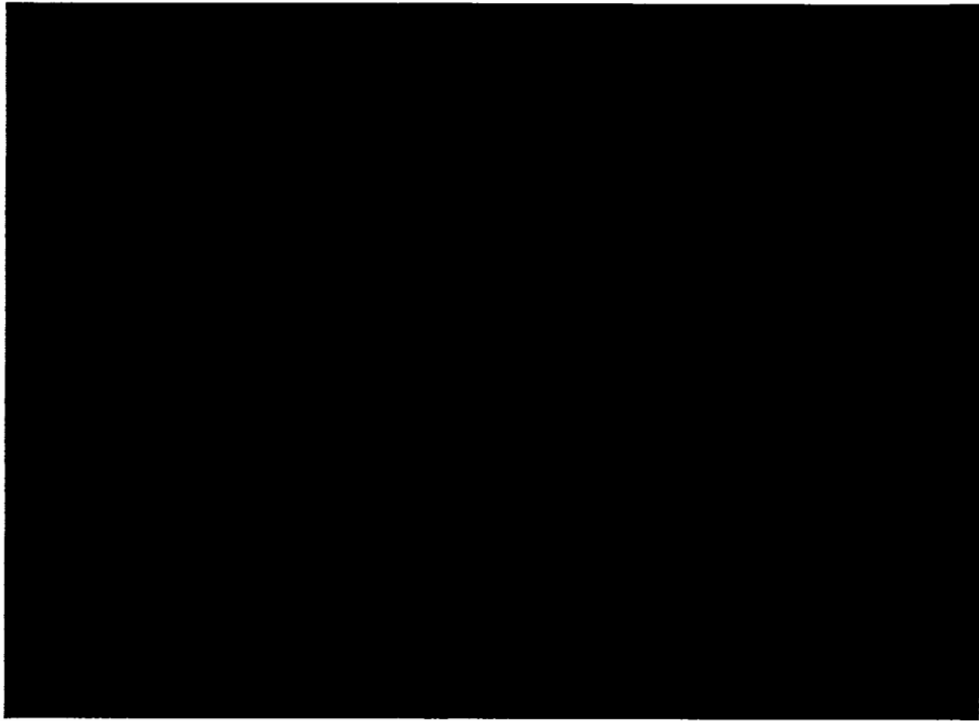


ケーススタディ

鶴舞公園(総合公園)

都市計画決定 S22.5.6 24.4ha

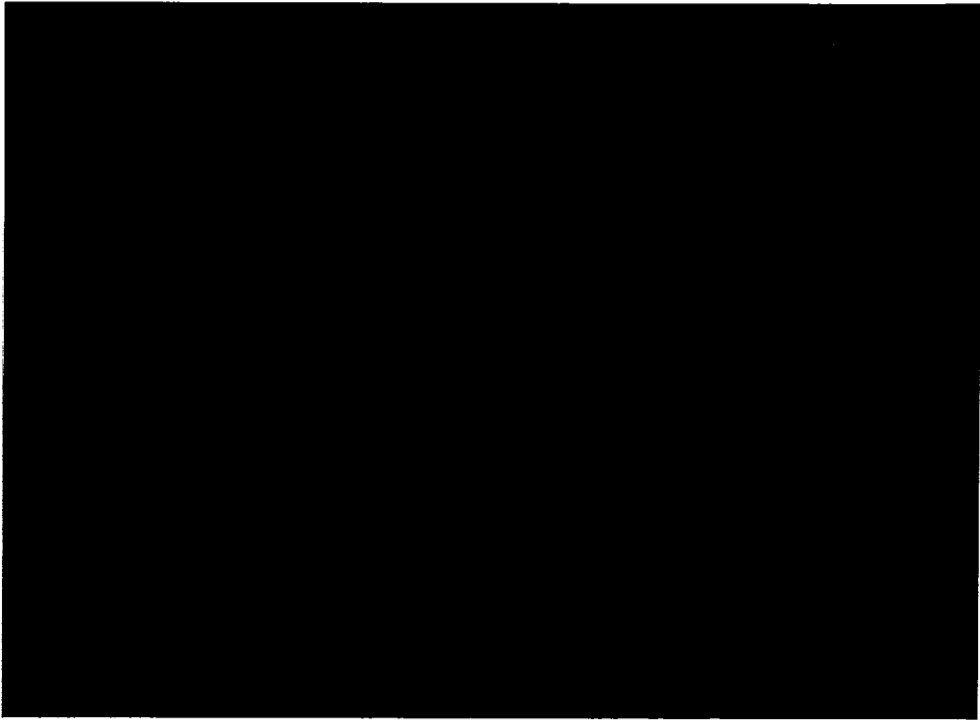
- 公園の開園は明治42年
- 園内に市公会堂、図書館、緑化センターや史跡・文化財もあり
- 区域内に八幡山特別緑地保全地区
- 施設の老朽化したものもあり
- 民有地(0.15ha)は東側に集中
- 住宅地だけでなく、喫茶店や貸しポート小屋もある

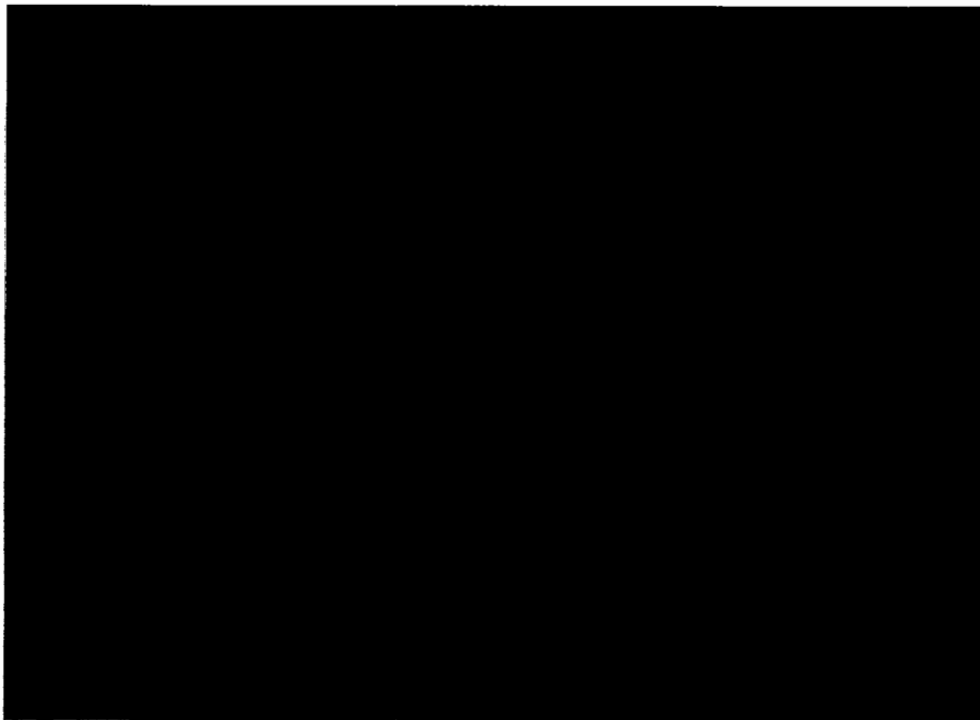


富田公園(地区公園)

都市計画決定 S33.2.15 8.9ha

- 平成元年より事業化
- 平成5年に河川区域を除き全域事業化
- 平成7年一部開園(3.54ha)
- 公園西側で区画整理
- 区画整理組合から公園用地移管予定
- 民有地は戸田川東側に一筆と西側南端に数件の住宅がある





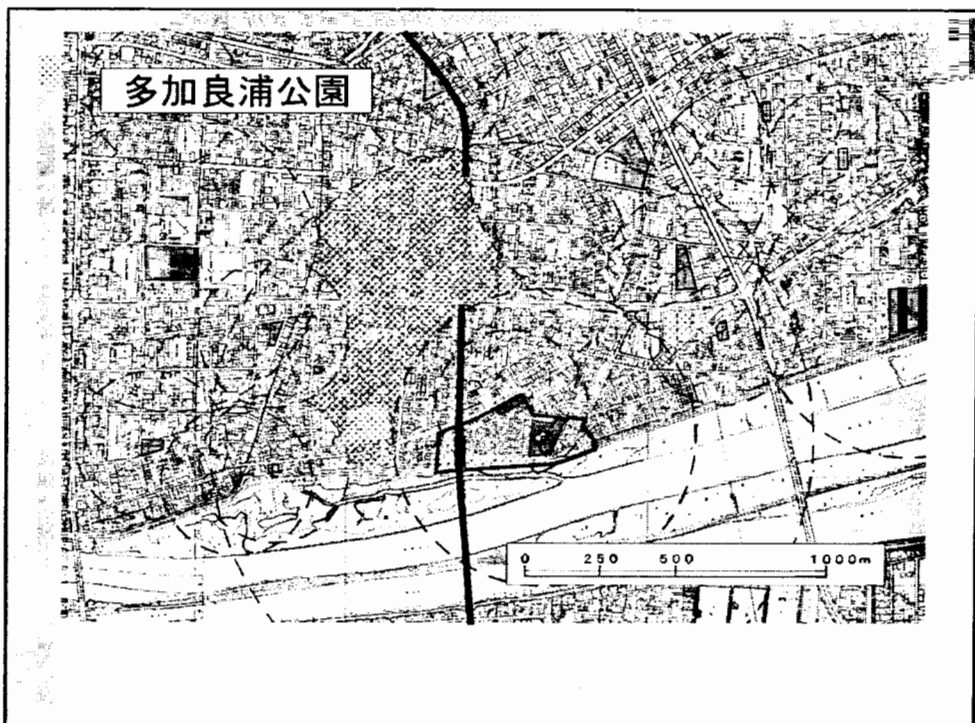
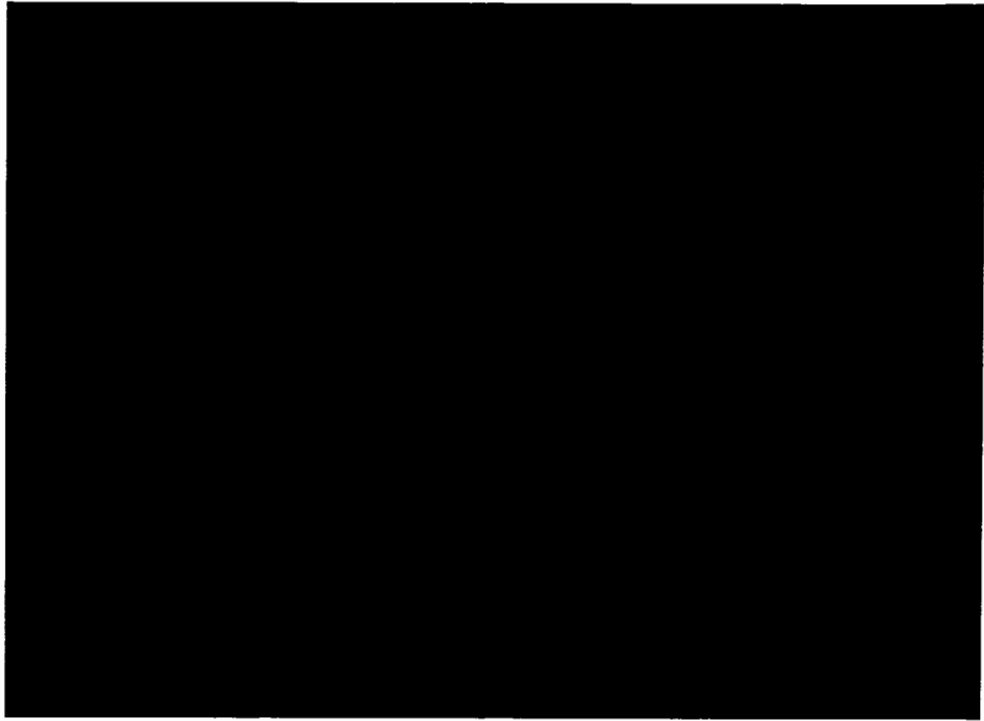
多加良浦公園(地区公園)

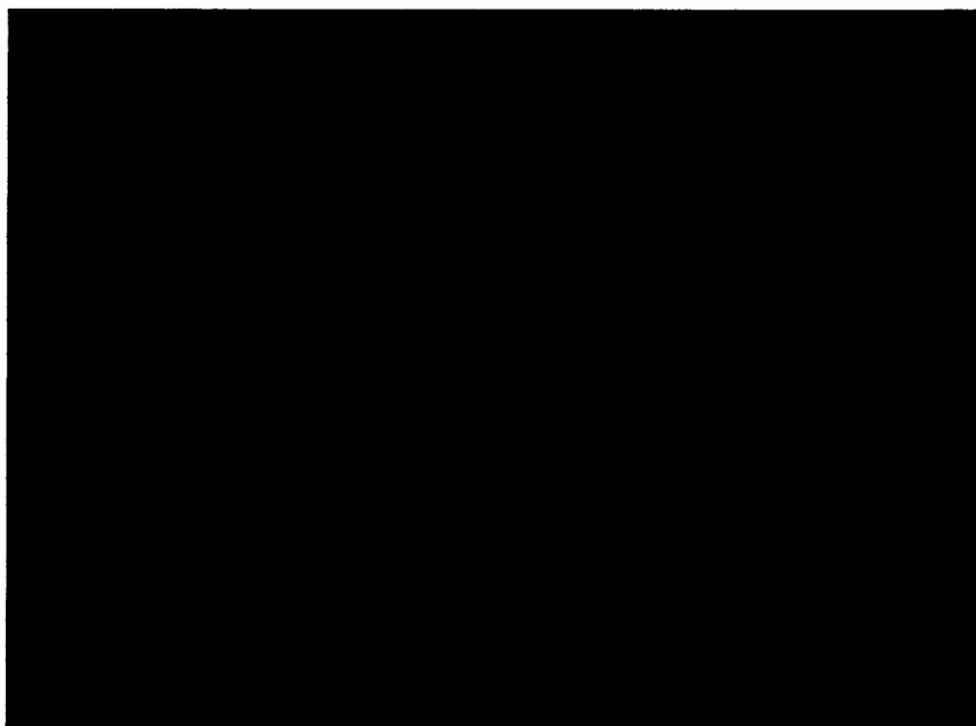
都市計画決定 S22.5.6 8.5ha

- 軍需工場の社宅であったため、決定時にはすでに住宅密集
- 区域内に2箇所の街区公園が供用済み(計1.3ha)
- 区域内に神社仏閣が3件存在
- 都計戸田荒子線により分断
- 西側堤防道路との不整合



堤防道路から戸田荒子線





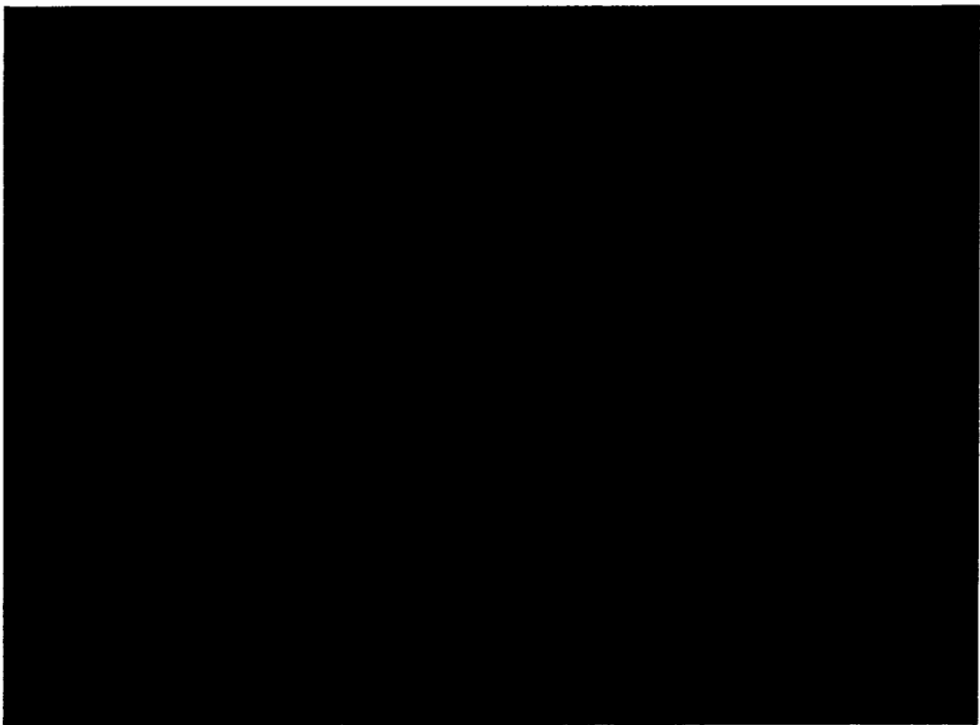




相生山緑地(緑地)

都市計画決定 S15.12.7
123.7ha

- 昭和45年に事業予定地指定(29.4ha)
- 平成5年に事業着手(5.9ha)
- 西南部に一部供用済み(1.24ha)
- 平成7年にオアシスの森づくり事業着手(約20ha)
- 北部の菅田集落は江戸時代からの集落
- 南東部に地形地物との不整合箇所あり(都計道路線形変更による)
- 地下鉄桜通線延伸に伴い、開発圧力高まる可能性あり
- 区域内に神社仏閣等あり





東山公園(総合公園)

都市計画決定 S22.5.6 261.8ha

- 昭和10年度に開園し、118.37haが供用済み
- 事業は昭和33年から拡大、延伸を続けている
- 北接する平和公園(東墓園)を合わせ410haあり、名古屋市の緑の中核となる公園
- 市民と協働で進める「なごや東山のもりづくり」、「動植物園再生プラン」等市民の関心も高い
- 都市計画道路5路線により分断
- 概ね樹林地だが、一部住宅密集あり
- 地形地物不整合箇所あり



第4回名古屋市緑の審議会
都市計画公園緑地事業推進部会 会議次第

平成18年4月21日(金)
午前10時より
名古屋市公館4F小会議室

1. 開会
2. 緑政土木局理事挨拶
3. 議事
「中間報告案について」
4. その他
5. 閉会

<配付資料>

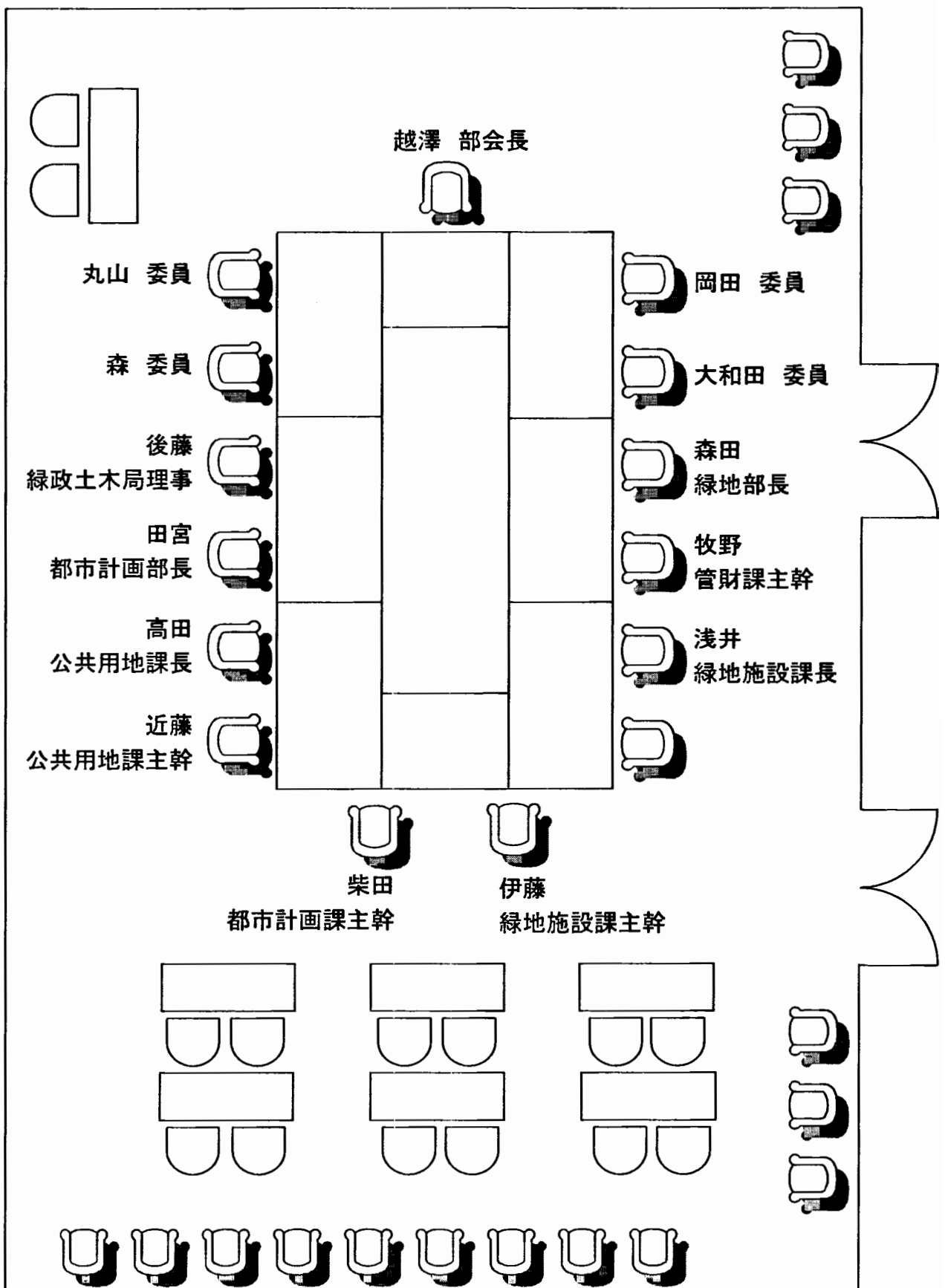
会議次第
配席表

【資料1】 スケジュール(案)

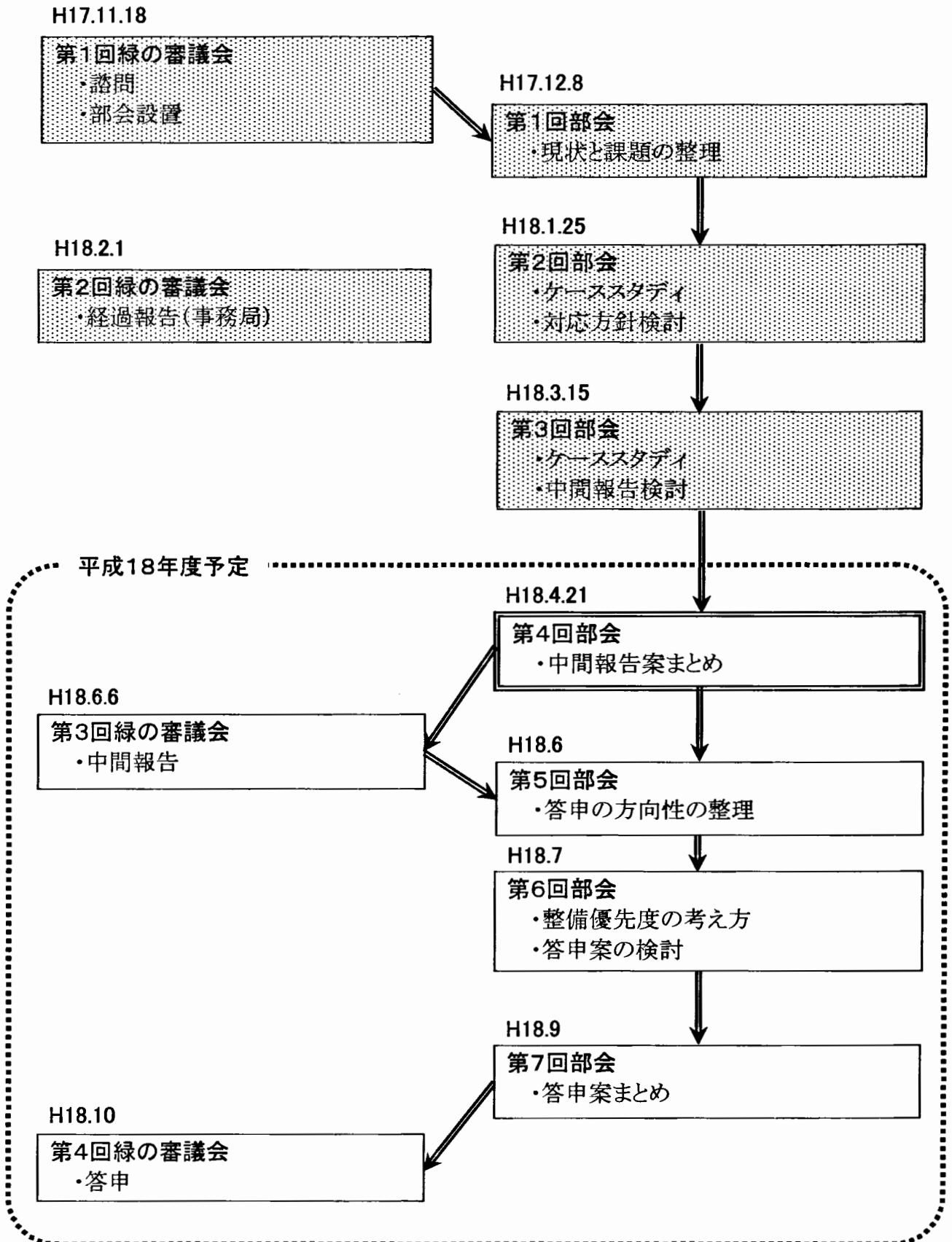
【資料2】 中間報告案

第4回都市計画公園緑地事業推進部会 配席表

平成18年4月21日(金)
名古屋市公館4F小会議室



緑の審議会及び都市計画公園緑地事業推進部会スケジュール(案)



これからの公園緑地のあり方

—長期未整備公園緑地について—

はじめに	2
I 長期未整備公園緑地の現状と課題	3
1 長期未整備問題とは	
2 長期未整備公園緑地の現状	
3 これまでの取り組みとその課題	
II 長期未整備公園緑地への対応	7
1 事業方針・整備プログラムの公表	
2 都市計画のあり方	
3 事業推進のあり方	
III これからの公園緑地	8
1 名古屋市の公園緑地行政	
2 公園緑地の役割	

はじめに

都市における公園緑地は、市民のレクリエーションや都市防災、都市環境の維持・改善などの重要な役割を担っています。一方、人口減少や高齢化の急速な進行など都市整備を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。「コンパクトな街」に移行しつつある都市の変化に対応して、社会資本整備のあり方も、質の高い都市空間や災害に強い都市構造の形成などにシフトしつつあり、公園緑地の持つ役割はますます重要になってくるものと考えられます。

名古屋市では戦前戦後を通じて将来の街の姿を描き、公園緑地や道路など都市の骨格となる都市施設を都市計画で定め、都市計画事業を進めてきました。しかしながら、都市計画決定から長期にわたり未整備となっている箇所が多く残されているのも事実です。これら未整備の都市施設は「長期未整備問題」として公園緑地のみならず道路などの施設においても存在し、名古屋市だけではなく都市計画における全国的な重要課題となっています。

特に、近年の厳しい社会経済情勢の中で事業がなかなか進展せず、今後もこれらの事業完了にはまだまだ多くの資金と時間がかかるという状況にあります。また、都市計画公園緑地内に土地や建物などを所有する関係権利者は、長期間にわたる都市計画制限の適用や将来設計が立てにくいなど様々な問題を抱えており、都市計画のあり方や妥当性、公園事業の見通しについての説明責任を果たす必要もあります。

長期未整備公園緑地問題は、これまでも行政内部で検討し、問題解決への取り組みも一定の成果をあげています。しかし、社会情勢の変化の中で取り組みに伴う課題も出てきており、今後の長期未整備公園緑地への対応は、これからの公園緑地のあり方を見据えた上で、従来の発想の転換を図り、重点的かつ効率的な投資を始め既存ストックの有効活用を行うなどさらなる工夫や改善が求められていると断言していいでしょう。

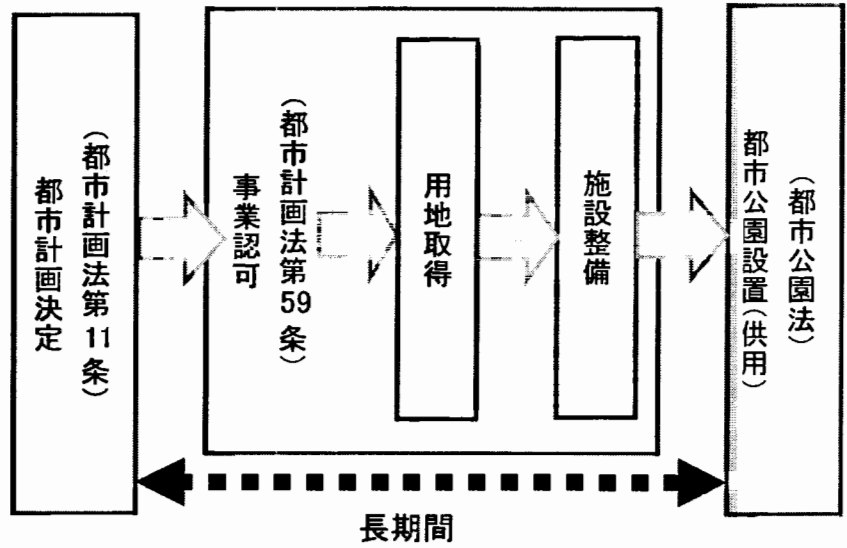
本報告は緑の審議会に対して諮問された「これからの公園緑地のあり方―長期未整備公園緑地について―」に関し、こうした現状と課題を整理した上で、長期未整備公園緑地に対する全体の方針を取りまとめたものです。

I 長期未整備公園緑地の現状と課題

1 長期未整備問題とは

都市計画法では公園緑地や道路などの都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設として、法第11条に基づき定めることができるとされている。しかし、都市計画決定後、長期間事業に着手していない、もしくは着手していても用地取得等が進まないことにより、整備されることなく、市民利用に供されていない都市施設が

【都市計画公園緑地の整備の流れ】



公園緑地だけではなく、道路においても存在している。このような長期未整備問題は全国的に多くの自治体が抱える都市計画の課題となっている。

2 長期未整備公園緑地の現状

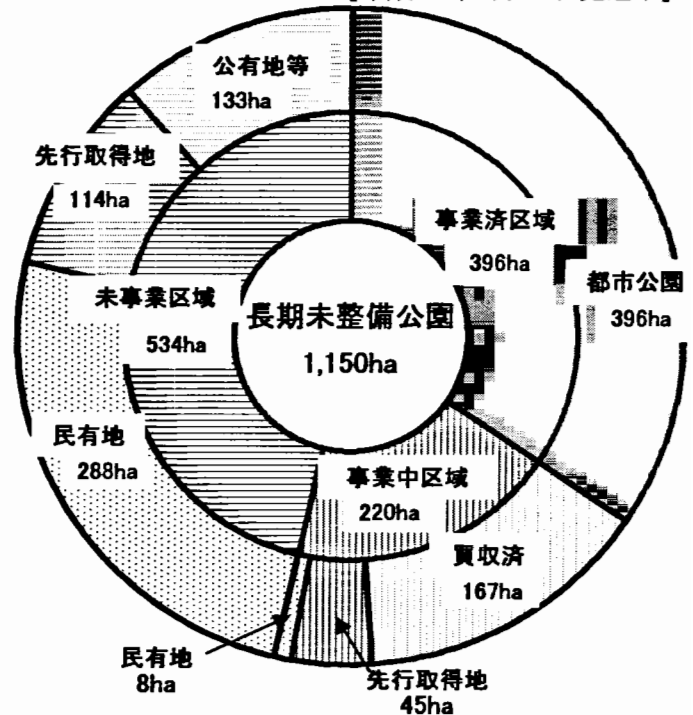
名古屋市において長期未整備公園緑地は、「名古屋市が施行者となる公園緑地で、都市計画決定後長期間(20年以上)経過しており、区域内に買収が必要な民有地が存在している公園緑地」と定義している。現在、市内には40箇所あり、計画面積の合計は1,150haとなっている。

そのうち約1/3にあたる396ha(34.4%)はすでに都市公園として供用されており、買収済・その他公有地300ha(26.1%)、先行取得地159ha(13.8%)を合わせると、全体の74.3%(855ha)の公有地化が進んでいる。

民有地の土地利用については、宅地化された土地と樹林地など緑地として残された土地が概ね半々となっており、緑地の宅地化が懸念される。

個別公園でみると、汐田公園(0.12ha)から東山公園(261.8ha)まで都市計画決定面積は多様で、事業についても計画区域全域で事業を展開している公園緑地がある一方、全く事業に着手していない公園緑地があり、事業進捗も様々である。

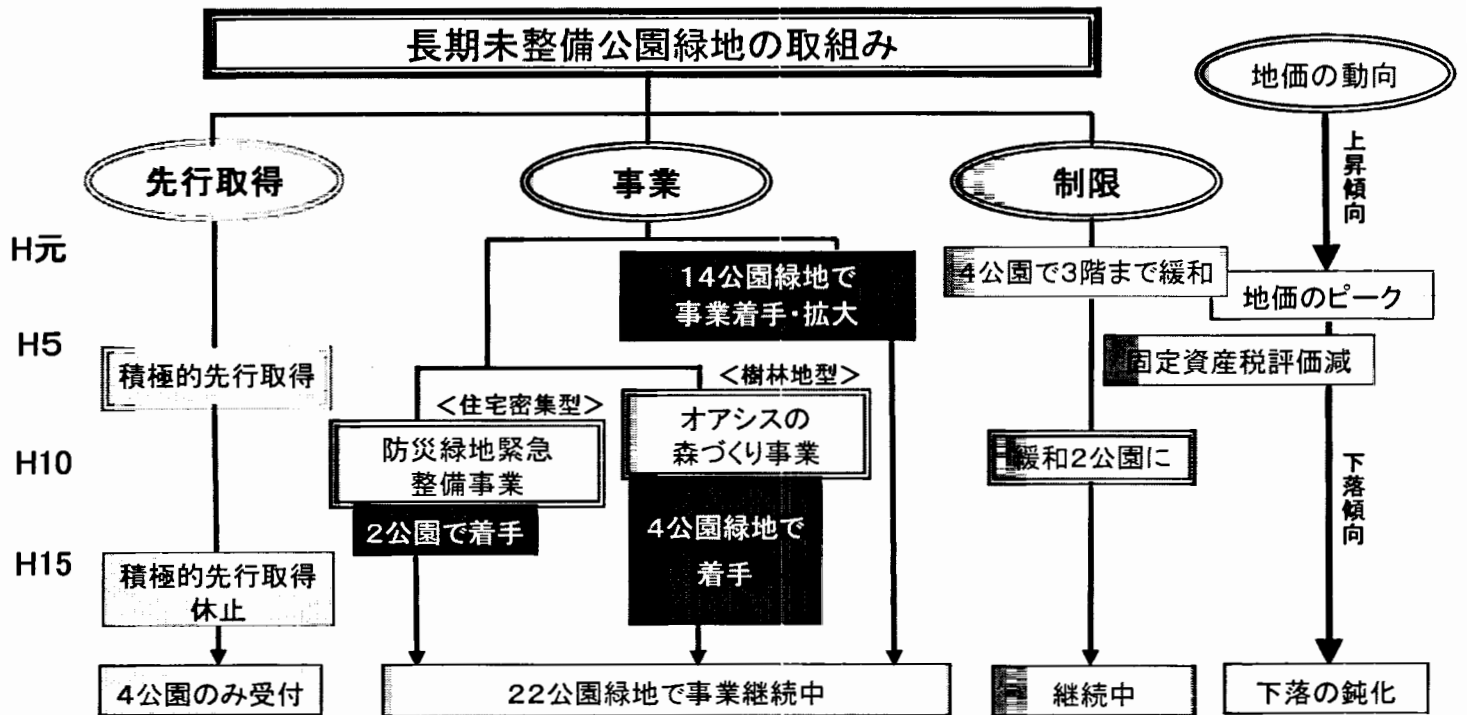
【平成18年3月31日見込み】



3 これまでの取り組みとその課題

(1) 事業推進

長期未整備公園緑地への取り組みは、これまでも庁内での検討を行っており、平成元年、平成6年、平成8年には市議会へ検討内容を報告するとともに、長期未整備の問題解決に向けて具体的な施策も展開している。



これまでの基本方針は、原則として都市計画変更は行わず、長期間にわたる関係権利者への負担を軽減するために建築制限の緩和を行う一方、積極的な事業展開や先行取得を行うことにより、買収の必要な民有地の公有地化を図るものであった。その成果として、平成元年当時要買収民有地が468haであったものが、296haまで減少するとともに、2公園で事業が完了し、長期未整備公園緑地は現在、40公園緑地に減っている。

しかし、現在事業中の区域(220ha)では、96%の公有地化が進んでいるものの、厳しい財政状況のため一般会計化(買戻し)ができていない先行取得資金で買収した土地と、わずかに残った民有地のため整備が進んでいない。先行取得資金で買収した土地については、一部で暫定的な利用を行っている公園緑地もあるが、残民有地については交渉を重ねたにもかかわらず買収の困難化している土地もあり、何らかの対応を迫られている。

一方、用地買収による事業とともに、大規模な公園緑地内でまだ事業に着手していない区域においては、先行取得地や民有樹林地を使用貸借し、散策路など最低限の整備を行うことにより市民利用を図っているオアシスの森づくり事業を平成7年から展開している。使用貸借による事業推進手法は、少ない予算の中で早期に市民利用が可能となる手法として非常に有効であり、現在4公園緑地で展開しているが、使用貸借している土地で相続発生した場合など、買い取り要望が出たときの対応に課題が残る。

また、オアシスの森づくり事業によって削減できた事業費を住宅の密集する公園へ投入するといった考えで、川名公園、米野公園といった住宅密集型の公園で防災緑地緊急整備事業

に着手し、川名公園では4割で市民利用に供している。しかし、当初の予想を越える公園事業費の減少を受け、通常の都市計画事業もさることながら、これらに続く公園の事業推進も困難となっている。

(2) 建築制限

都市計画公園緑地の区域内に公園施設以外の建築物を建築する場合には、都市計画法(53条、54条)により、階数が2階以下で、主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の容易に移転、除却できるものに限るなどの建築制限が課せられている。この建築制限については、公共の福祉のために受認すべき範囲内との判決があるが、都市計画公園緑地の区域内の土地については、関係権利者が土地を有効に利用できない、土地の売買等で不利になる、事業着手時期が不明確であり、関係権利者が生活設計を立てづらいなどといった問題点がある。

名古屋市では平成2年より土古公園、昭和橋公園、川名公園、米野公園(現在は土古、昭和橋の2公園)においては3階建の建築を許可するという建築制限の緩和措置を講じている。

(3) 土地の固定資産税等

都市計画公園緑地の区域内の土地は、上記のような建築制限を受けるため、名古屋市では、固定資産税の課税のための土地の評価を最高50%の減価補正をしており、その結果、納税者の税負担が軽減されている。

(4) 先行取得

都市計画公園緑地区域内の土地の買い取り要望に対しては、昭和48年に名古屋市土地開発公社を設立し、大規模な公園緑地について「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公社資金や都市開発資金により先行取得を行ってきた。平成5年以降は、要買収民有地の公有地化を図るため、買い取り要望の出された土地については、積極的に買収に応じた。

しかし、整備が可能となる一般会計への買戻しがはかどらず、逆に利子の累積を生む結果となっている。また、先行取得は一定の区域内を集中して用地取得する事業化とは異なり、関係権利者からの申し出への対応のため、虫食い状の取得状況となり、用地をフェンスで囲ったいわゆる“塩漬け土地”も出現して度々非難を受ける結果となっている。

先行取得制度には、関係権利者の視点からは事業化を待つことなく土地を売却することにより土地利用の制限に対する負担を取り除くといった意義がある。一方、行政側からみると、特に地価の上昇局面においては安価に用地取得が可能であり、将来の家屋の移転補償を避けられたり、宅地化を抑えることにより、樹林地などの緑が保全できるなど事業の効率性の観点から非常に有効な制度であった。

しかし、バブル経済崩壊後、地価の下落が続く状況と名古屋市においても財政状況が厳しい事情を踏まえ、平成15年度からは樹林地を中心とした大規模公園緑地4箇所以外の公園緑地では原則的に先行取得による買い取りを休止している。また、この4公園緑地においても限られた予算内での対応となるため、関係権利者からの申し出に即時に対応できないといった状況にある。

II 長期未整備公園緑地への対応

1 事業方針・整備プログラムの公表

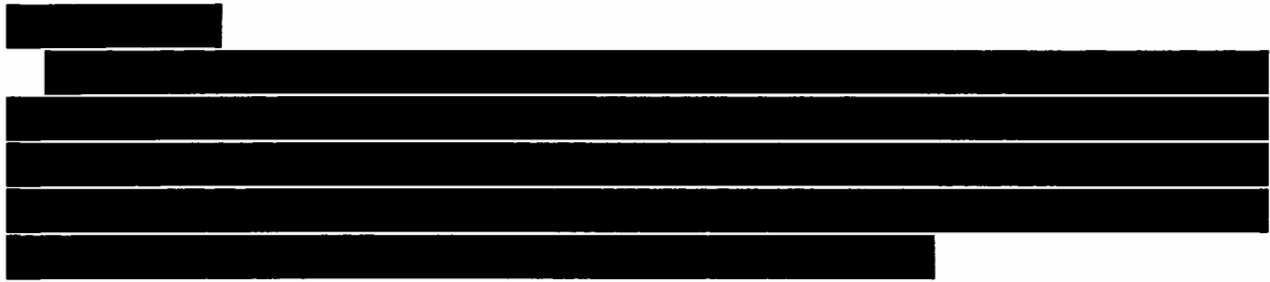
[Redacted text block]

2 都市計画のあり方

[Redacted text block]

3 事業推進のあり方

[Redacted text block]



Ⅲ これからの公園緑地

1 名古屋市の公園緑地行政

(1) みどりの将来目標

名古屋市では平成13年3月に都市緑地保全法(現都市緑地法)に基づき、「名古屋市みどりの基本計画」を策定している。また、同時期に都市計画法に基づいて「名古屋市都市計画マスタープラン」を策定しており、その基本方針として下記のような目標をかかげている。

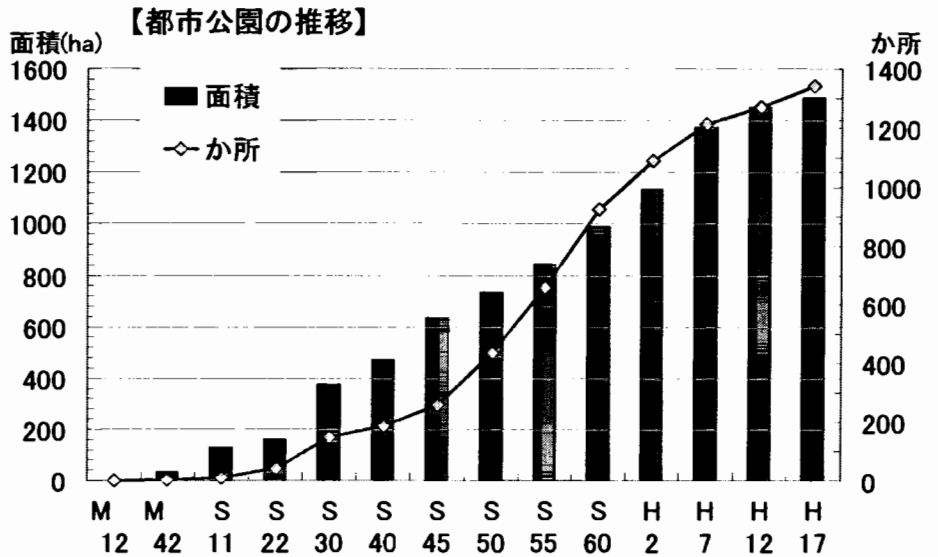
1. 市民生活の視点を大切に、市民・企業・行政の「協働」によって、「快適空間都市～花・水・緑なごや～」をつくれます。
2. 将来の望ましい姿として、身近なみどりと都市の骨格となるみどりを育て、市域面積の30%をみどりにします。
3. 将来の望ましい姿として、みどりの拠点となる都市公園等の面積を1人当たり15㎡とします。当面平成22年度までに、1人当たり10㎡を目標とします。

(2) これまでの公園緑地事業

名古屋市の公園は、太政官布達により明治12年浪越公園(現在の那古野山公園)が愛知県により設置されたのが始まりである。明治22年の市政施行以後では、明治42年に鶴舞公園が設置されたのが最初である。

大正12年には、内務省令で準用された土地区画整理組合が設立され、昭和18年までに100組合、5,223haの施行区域の中に、大正15年に計画決定された公園を包含し、東山公園、志賀公園、瑞穂公園、松葉公園、土古公園などの用地の一部の寄付を受けたほか、児童公園を38.8ha設置した。

一方、都市計画事業としての公園事業は昭和12年に認可を受けた第19号運動公園(現在の瑞穂公園)が最初であり、その後、稲永公園などの10公園が事業決定された。こ



これらの事業の目的は、市民の体育向上や防空のための施設整備など、戦時体制を反映したものであった。戦後になると、復興土地区画整理事業の中で、被災した市街地の復興とともに公園の整備が図られ、215箇所、140.8haの公園が整備されたが、高度経済成長政策のもと、道路や下水道整備に公共投資の重点がおかれたため、昭和30年代までは都市計画公園緑地事業はやや停滞した。

また、昭和30年土地区画整理法が施行され、昭和30年代後半からは民間土地区画整理組合の設立が相次ぎ、昭和40年代から昭和50年代にかけては、土地区画整理組合から移管を受けた数多くの公園用地の整備に重点が移った。これは、昭和47年に都市公園等緊急整備措置法が施行され、計画的な公園整備を促進することにより急激な都市化の中で悪化した環境の改善を図るため、早期かつ効率的な都市公園の設置を行ってきたため、現在までに700箇所、300haを越える公園が整備されてきた。

その後は特にバブル経済期に豊かな財政事情を背景に、都市計画公園緑地事業では平成元年から平成6年度にかけて、長期未整備公園緑地を中心に新規事業着手と事業区域の拡大が16公園緑地で行われるなど、平成17年4月現在では、21公園緑地で展開しており、都市公園として供用は、1342箇所、1490.03haとなっている。しかし、市民1人当たりの都市公園等面積は9.22㎡であり、目標値である15㎡にはまだ達していない。

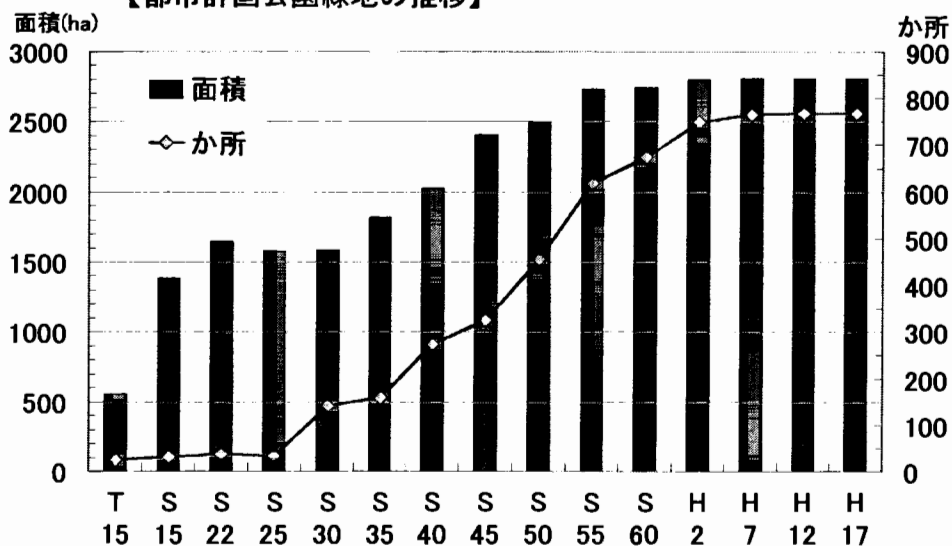
(3) これまでの都市計画

名古屋市の都市計画公園緑地は、大正8年の旧都市計画法の制定後、大正15年に市域の内外にわたって24箇所、面積550haの公園が計画決定されたものが最初である。この計画では、樹林地、名勝地の保全と同時に関東大震災時(T12)の公園の防災機能の重要性の教訓から適正な公園配置(約2kmの誘致距離)を考慮した計画となっており、こうした公園の都市計画としては全国初の試みであった。その後、戦時下の昭和15年に、防空を目的として市域を環状に取り囲むように7箇所、面積826haの緑地が計画決定された。

昭和22年には戦災復興計画の一環として、従来の公園計画(緑地は除く)を一旦廃止すると同時に、それをベースに都市構成上必要なものを追加して、新たな都市計画公園として31箇所、面積880.65haを都市計画決定した。昭和33年、40年、41年には市域の拡大を機に、従来の公園緑地の計画を全市的に見直し、現在の都市計画公園緑地の骨格が出来上がったといえる。

現在長期未整備となっている公園緑地の当初決定は、戦災復興計画(S22)時及び市域編入時に都市計画決定されたものがほとんどだが、昭和22年が当初決定となっている公園

【都市計画公園緑地の推移】



の多くは大正15年の決定を起源としており、大正15年の決定から80年近くの年月が過ぎたことになる。

昭和40年代以降は区画整理事業等により供出される公園の決定を中心に行っており、平成17年度現在、都市計画決定された公園緑地の合計は768箇所、2,808.93haである。これに都市計画墓園及び都市計画決定されていない都市公園面積を合わせると、市民1人当たりの公園面積は14.06㎡となり、将来目標である15㎡もほぼ満たす計画となっている。

【都市計画公園緑地の現況】

平成17年4月1日現在

	都市計画公園・緑地		左のうち供用済み		供用率(%)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
公園	街区公園	603	175.66	595	172.74	98.3
	近隣公園	72	128.4	69	113.88	88.7
	地区公園	27	179.0	23	96.14	53.7
	総合公園	12	524.6	9	265.61	50.6
	運動公園	3	76.4	3	63.37	82.9
	特殊公園	7	61.3	5	48.89	79.8
	公園計	724	1,145.36	704	760.63	66.4
緑地	44	1,663.57	41	549.15	33.0	
公園緑地 計	768	2808.93	745	1,309.78	46.6	

(注1) 都市計画公園緑地の面積は、庄内緑地13.6ha、名西橋緑地12.5ha、小幡緑地22.1haの計48.2haの市外分を含む。

(注2) 供用済みとは、計画決定された公園・緑地のうち、市内で都市公園として供用されているものをいい、県営の高蔵(0.98ha)、熱田(7.6ha)公園、牧野ヶ池(147.03ha)、小幡(54.37ha)、大高(99.89ha)緑地を含み、高蔵公園は県営・市営をあわせて1か所として計上している。

2 公園緑地の役割

公園緑地を取り巻く社会経済状況は大きく変化している。現在、まちづくりにおいては、高齢社会、バリアフリー、防災、環境、市民参加など様々なキーワードがあり、こうしたまちづくりの抱える多様な課題に対して多面的な機能を発揮する公園緑地の役割はますます高まりつつある。特に防災や環境といった視点は、安心・安全なまちづくりや環境首都を目指す名古屋市においては重要な課題であり、公園緑地においても、こうした名古屋市の将来像に対応した位置づけが必要である。

(1) 防災の視点

平成14年4月、名古屋市は東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、平成15年12月には、「東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」に指定されたが、名古屋市は大規模地震の発生が想定される地域内にある。公園緑地をはじめとするオープンスペースは、災害時には避難場所、延焼防止などの役割があるが、関東大震災や阪神・淡路大震災などの例を見ても明らかのように、都市の規模が大きいほどその後の救援活動、復興支援拠点として公園緑地が果たす役割の重要性は増すと考えられる。

長期未整備公園緑地については、40箇所のうち38箇所が都市防災構造化計画において避難地に指定されている。特に、既成市街地では木造家屋の密集地区や幅員の狭い道路を多くかかえる地区もあり、こうした地区では公園緑地の整備が市民の生命・財産を守り、災害からの復興を進める上で欠くことのできない役割を担うものと考えられる。

(2) 環境の視点

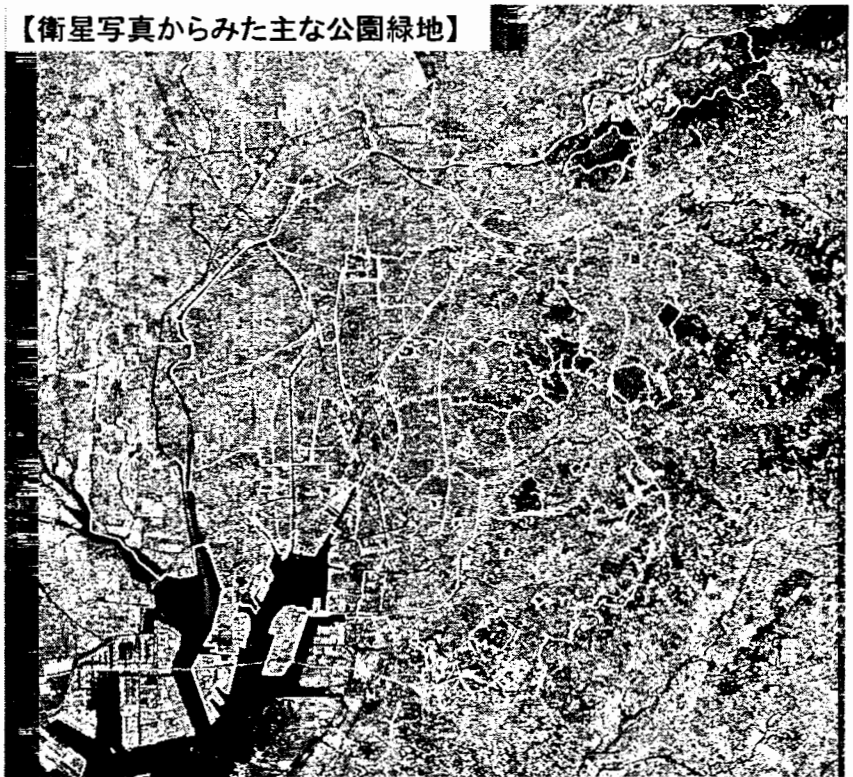
21世紀は「環境の世紀」と呼ばれているが、ヒートアイランド現象や異常気象、身近な自然や生物多様性の減少、廃棄物・大気汚染・水質汚濁といった様々なレベルの環境問題が名古屋市においても具現化してきており、これらの問題の緩和、低減に緑が有効であり、その質やまとまりの大きさにより効力が高まることが各種の調査で明らかとなっている。

一方、名古屋市は市街化区域が市域面積の96%を占めており、その市街地整備は主に土地区画整理事業により行

われてきた。これまでに市域面積の約70%で面的な開発が施行され、多くの公園や道路などの都市の社会資本整備が区画整理事業等により図られてきた。しかし、これらの事業は樹林地や農地など基盤整備の進んでいない区域で施行されることが多かったため、現在ではまとまった樹林地のほとんどが長期未整備公園緑地などの大規模公園緑地内に残されている状況である。

このように、名古屋市の環境保全に果たす公園緑地の役割は大きく、今後は、公園緑地を社会資本としてとらえるだけではなく、都市の環境インフラストラクチャーの中核施設として位置づけ、環境首都としての名古屋市の将来像を描くことが重要である。

【衛星写真からみた主な公園緑地】



第1回名古屋市緑の審議会 会議概要

1. 開催日時 平成17年11月18日(金) 午後2時から午後4時15分
2. 開催場所 名古屋市公館 大会議室(4階)
3. 出席者 委員8名
進士五十八会長、山田進会長職務代理、池上博身委員、大和田道雄委員、
佐々木葉委員、新海洋子委員、滝川正子委員、西山八重子委員
4. 傍聴者 10名
5. 事務局等 40名
6. 議事概要

(5) 議題5 第4号議案「都市計画緑地事業推進部会の設置について」

第3号議案を調査審議する都市計画緑地事業推進部会の設置の承認

部会に属すべき委員の指名(大和田道雄委員、岡田年弘専門委員、越澤明専門委員、丸山宏委員、森徹専門委員)、部会長の指名(越澤明専門委員)

名古屋市緑の審議会 都市計画公園緑地事業推進部会 委員(案)

氏名	職業等	備考
大和田 道雄	愛知教育大学 教育学部教授	
岡田 年弘	栄公園振興株式会社 代表取締役社長	専門委員
越澤 明	北海道大学 工学部教授	専門委員
丸山 宏	名城大学 農学部教授	
森 徹	名古屋市立大学 経済学部教授	専門委員